

包括外部監査の結果報告書

外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項および宮城県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査。

2. 選定した特定の事件

平成 17 年度一般会計の補助金等について。

3. 監査対象期間

平成 17 年度(平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで)とする。ただし、必要に応じて、過年度についても監査対象とし、平成 18 年度予算についても参考とする。

4. 監査対象範囲

平成 17 年度に支出のあった補助金等について全事業を対象とする。

5. 特定の事件を選定した理由

宮城県の平成 17 年度一般会計における当初予算額は、818,636 百万円であり、このうち補助金等の予算額は 161,202 百万円と一般会計の 19.7%を占め、金額的に重要な項目となっている。

また、宮城県では、平成 13 年 10 月に「財政再建推進プログラム」を策定し、平成 14 年から平成 17 年までの 4 年間の財源不足額を解消するための改革の方策や内容、目標等を明らかにしている。その中でも「補助金の見直し」は主な取組内容の 1 つとして認識されており、今後の財政再建には不可欠な項目と位置付けられる。

さらに地方自治法において補助金は「公益上必要がある場合」(同法 232 条の 2)に補助することができることとされており、支出時点の公益性の検討が必要である一方、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げることは地方自治運営の基本原則であることから(同法第 2 条 14 項)、支出後の効果についても検証する必要があると考える。

したがって、補助金に係る事務執行の合規性ならびに経済性、効率性および有効性について監査する必要性を認識したため、当該事件を監査対象として選定した。

6. 外部監査の方法

(1) 監査着眼点

補助金の交付事務手続の関係法令等への準拠性
補助対象事業の必要性および補助金の合目的性
補助対象事業の公益性
補助金の額および算定方法の適正性
補助金使用実績の把握とその適格性
補助金支出効果の把握および評価の妥当性
その他監査の過程で追加的に必要性が認められた着眼点

(2) 主な監査手続

補助金に関する事務手続が関係諸法令に準拠して適正に執行されているか、補助金の目的および必要性が公益性の観点から明確となっているか、支出後の効果の検証が行われているか、補助対象事業が昨今の社会経済環境や県民のニーズの変化等に適合しているか等、その経済性・効率性・有効性の観点を視点に加え、関係者への質問、関係書類・関係帳簿の閲覧、証拠書類との照合その他必要と認める監査手続を実施した。

7. 外部監査の実施時期

平成 18 年 7 月 3 日から平成 19 年 3 月 9 日まで

8. 外部監査の補助者

公認会計士	佐	々	誠	一	
公認会計士	小	池	伸	城	
公認会計士	大	立	目	克	哉
公認会計士	岩	淵	和	久	
公認会計士	北	澤	寿	康	
会計士補	大	西	徹		
会計士補	來	嶋	真	也	
会計士補	山	岸	万	希	子
会計士補	秋	葉	典	克	

9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

外部監査の結果

1. 納税貯蓄組合連合会事業費補助金

担当部課	総務部税務課					
事業開始年度	昭和 36 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	納税貯蓄組合連合会が実施する納税思想の普及に関する事業について、補助金を交付することにより、県税の容易かつ確実な納付に資することを目的とするもの					
補助要綱等	納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則					
主な補助対象者	市町村納税貯蓄組合連合会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	57	6,483	-	6,483	-
	16 年度実績	55	5,709	-	5,709	-
	17 年度実績	33	4,178	-	4,178	-
	18 年度予算	-	4,849	-	4,849	-

(指摘事項)

納税貯蓄組合連合会に対する補助金交付事務に関する権限は、事務委任規則第 3 条の規定により知事から県税事務所に委任されている。具体的には、補助金交付状況報告書(実績報告書)について、交付規則第 3 条第 2 項第 1 号イ～ニに掲げる補助対象経費額の確認は、「事務委任規則」の定めにより県税事務所が行うことになっている。しかしながら、県では県税事務所が確認行為を行っているかについて何ら確認を行っていない。

また、補助金交付状況報告書に対する県の決裁も行われていない。「納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付事務取扱要領について」第 2 条第 1 項 6 号ロによれば、「所長(県税事務所長)は交付終了後は、速やかに納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付状況報告書を作成し、(県の)税務課長に提出すること」になっているのであるから、今後は交付状況について税務課長の決裁を得る必要がある。

2. みやぎ新しいまち・未来づくり交付金

担当部課	総務部市町村課		
事業開始年度	平成 10 年度	事業終期年度	平成 26 年度

補助目的	合併市町村又は合併を検討する市町村等に対して、合併に際しそれぞれの段階で臨時的に発生する財政需要に対し財政支援を行うもの					
補助要綱等	みやぎ新しいまち・未来づくり交付金交付要綱					
主な補助対象者	合併協議会、合併関係市町、合併市町					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	20	247,756	-	247,756	-
	16年度実績	21	2,014,014	-	2,014,014	-
	17年度実績	14	1,338,261	-	1,338,261	-
	18年度予算	-	377,669	-	377,669	-

(指摘事項)

交付要綱第7号様式では、事業に要した経費について支出項目別の実績金額が計画金額と比較して異常値でないことを確認することを容易にするために、事業報告書の「補助事業に要した経費」欄には、上段に事業計画金額を括弧書きで付記することと規定されている。しかし、南三陸町への補助金162,392千円について、提出を受けた事業報告書には上段に事業計画金額が記載されていなかった。県の説明によると、実績報告書の審査時には既に提出を受けていた事業計画書の金額と照合して、実績金額が異常値でないことを確認したとのことであるが、提出書類の記載上の不備については、補助対象者に対して訂正を求めるべきである。

3. 婦人防火クラブ育成指導事業

担当部課	総務部消防課					
事業開始年度	平成13年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	婦人防火クラブの育成を目的として、宮城県婦人防火クラブ連絡協議会に補助金を交付することにより、家庭や地域社会での防火意識の高揚および防火思想の普及を図るもの					
補助要綱等	婦人防火クラブ育成指導事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県婦人防火クラブ連絡協議会					
補助 金財 源と	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	800	-	800	-

交付実績	16年度実績	1	800	-	800	-
	17年度実績	1	720	-	720	-
	18年度予算	1	500	-	500	-

(指摘事項)

収入の中には補助対象経費から差し引くべき収入が計上されているため、それらを差し引いた残額と補助上限額と比較すべきである。平成17年度の補助金額は、支出額が1,148千円であるが、そこから各市町村からの地区負担金収入255千円および日本防火協会からの助成金収入200千円を差し引くと純支出額は693千円となる。よって、補助金額は720千円ではなく693千円とすべきである。

さらに、当該補助金は交付要綱において上限額が800千円とされているものの、補助対象経費の100%を補助金として賄う算出方法となっている。たとえば、補助率を50%として補助対象者に一部を自己負担させることにより補助対象経費の節減を誘導し、補助金の削減を図るべきである。

4. 宮城県高度消防防災施設等整備費補助金

担当部課	総務部消防課					
事業開始年度	平成17年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	市町村(一部事務組合含む。)が行う消防防災施設及び設備の整備に要する経費について補助を行うことにより、県内の消防防災施設の強化を図るもの					
補助要綱等	宮城県高度消防防災施設等整備費補助金交付要綱					
主な補助対象者	広域行政事務組合					
補助金財源と交付実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	-	-	-	-	-
	16年度実績	-	-	-	-	-
	17年度実績	2	16,658	-	16,658	-
18年度予算	2	16,639	-	16,639	-	

(指摘事項)

補助対象となる施設等整備事業費については、補助金額を節減するために業者選定方法は指名競争入札または一般競争入札によることを推し進める必要があることから、県は交付申請時に特別の理由がない限り指名競争入札または一般競争入札とするよう指導しており、実

績報告書の契約方法欄に最終的な入札方式を記入させ確認している。実績報告書では随意契約の欄にチェックがなされていた石巻地区広域行政事務組合は、交付申請時の資料では指名競争入札を行うこととなっていたが、実態を確認した結果、指名競争入札が行われていたので実績報告書の記入誤りであったが、このような状況が放置されていたということは、県の実績報告書の審査が不適切であったと言わざるを得ない。審査項目をチェックリストにより明確にし、適切な審査を行うべきである。

5. 市町村振興総合支援事業(市町村振興総合補助金)

担当部課	企画部地域振興課					
事業開始年度	平成 17 年度		事業終期年度	平成 19 年度		
補助目的	分権型社会を迎え、住民に身近な自治体である市町村等においてできる限り地域の課題を総合的、主体的に解決できるよう、市町村等が行う市町村振興総合補助金の交付対象となる事業に要する経費について補助金を交付するもの					
補助要綱等	市町村振興総合補助金交付要綱					
主な補助対象者	市町村、一部事務組合					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	-	-	-	-	-
	16 年度実績	-	-	-	-	-
	17 年度実績	39	798,991	-	798,991	-
	18 年度予算	-	834,000	-	834,000	-

(指摘事項)

当該補助金の考え方は以下のとおりである。

分権時代の地方行政においては、基礎自治体である市町村の、より主体的・自律的な行政運営が求められており、広域自治体である県は市町村の自主性を尊重しつつ適切な支援策を講じる必要がある。市町村振興総合補助金の創設にあたっては、このような分権時代の県・市町村の役割と責任分担に関する基本的認識に立ち制度設計が成されたものであり、助成対象となる市町村事業については事業主体である市町村の判断と責任を重視・尊重し、県の関与は必要最小限にしている。加えて、補助金交付に係る煩雑な事務手続きや細部にわたる補助条件の硬直化等、従来の補助制度で指摘されてきた弊害の改善を図るため、申請様式の簡略化・統一化や各地方振興事務所におけるワンストップサービス窓口の設置等、補助金交付に係る事務の簡素化・効率化についても制度創設のねらいの一つとして掲げているとこ

るである。

当該市町村振興総合事業補助金は、基本的に統合可能な県単独補助金を総合して、市に対しては上限 25,000 千円、町村に対しては上限 15,000 千円の補助要望を認めているものである。

(1) 魅力ある地域づくり事業

当該補助事業はAタイプとして「市町村が行う、住民参加による個性重視の地域づくり活動を前提とし、かつ、地域資源を活用した地域活性化に資する事業に要する経費」およびBタイプとして「民間団体が行う、住民参加による個性重視の地域づくり活動を前提とし、かつ、地域資源を活用した地域活性化に資する事業に要する経費」を補助対象にしている。

第1回災害・海のトイレフォーラム - Bタイプ

ア. 補助金の必要性・目的

災害に強いまちづくり・人づくりは多くの都市に共通する重要な課題である。このことから、気仙沼市では災害時のトイレ対策について、災害に見舞われた地域、災害対策を積極的に進めている地域に学びながら、地域住民、行政、民間が情報共有すること、地域を越えて連携していくことの重要性について理解を深め、災害に強いまちづくりにつなげることを目的とする。

イ. 指摘事項

県は、出演者謝金宿泊交通費 533 千円、シンポジウム開催経費 923 千円、計 1,456 千円の支出経費に対して 727 千円の補助を行っている。当該補助金は、災害とトイレをメインテーマとしたトイレフォーラムの開催である。県の見解は「津波災害を受けた当地域において、災害・海のトイレフォーラムの開催目的は、切迫する宮城県沖地震の大規模災害に備えるため、町内会、自治会などの地域コミュニティーやボランティア、地元企業等の人的資源を十分に活用しながら、地域が一体となって減災に取り組むという気運を醸成するものである。地域住民が主体的に行う『災害に強いまちづくり』に資する事業であることから、本事業の要件に合致すると考える」としている。

しかしながら、Bタイプの補助対象経費は、「…住民参加による個性重視の地域づくり活動を前提とし、かつ、地域資源を活用した地域活性化に資する事業に要する経費」とされている点から判断すれば、同フォーラムは地域資源を活用したのではなく、地域の問題の解決に当たるためのものであること、また、今回のフォーラムが地域活性化につながるかどうか効果の程がかなり疑わしい事業であるから、気仙沼市の目的であるトイレフォーラム開催は当該対象にはならないと思料する。

日本語講座の開催 - Bタイプ

ア. 補助金の必要性・目的

本講座は登米市に嫁いできた外国人を対象に、日本語講座の会が中心となり実施するものである。講座を介して、受講生の日本社会への積極的な参加を推進することにより、地域にお

ける異文化交流を図ることができる。

イ. 指摘事項

県は、「日本語講座の運営」829千円および「各種イベントの実施(料理交流会等)」269千円、計1,098千円のうち補助対象事業費1,062千円に対して500千円の補助を行っている。この具体的内容は日本語講座の開設、地域食材を活かした料理講習会、アレンジフラワー等である。確かにこれらは、住民参加による個性重視の「地域づくり活動」ではあるが、このような活動は本来であれば、民間事業が行うものであるため、当該事業は補助対象経費の対象としてはそぐわないものと言える。交付要綱違反とまでは言えないかもしれないが、はなはだ疑問を感じざるを得ない。

エコライフ推進事業 - Aタイプ

ア. 補助金の必要性・目的

地球温暖化防止に向けた取組みが急務の課題になっている現在、特に家庭(民生部門)における省エネ行動の実施が求められていることから、田尻町では、省エネモニターを募集、省エネ行動を実践することにより、一人ひとりが身近にできる環境負荷の少ないライフスタイルを提唱、地球環境問題への意識づけを図るものである。

イ. 指摘事項

県は、モニター講習会講師謝金30千円、講師費用弁償・視察研修旅費等7千円、委託料(調査集計、分析等)452千円、需用費(コピー用紙、パンフレット等)450千円、郵便料52千円、使用料13千円、計1,004千円の支出経費に対して501千円の補助を行っている。

田尻町の目的である省エネ活動(省エネモニターを募集し、省エネ行動を実践する。)は、具体的には平成17年7月から8月の2か月間、町民約300世帯を対象とした一般家庭における省エネモニターと公共施設モニター約20ヶ所の調査の実施と、電気メーターのチェックを行い、期間中の消費電力料を調査する事業である。

しかしながら、このような調査事業は、住民参加による個性重視の「地域づくり活動」とは結びつかないと考えられるし、「地域資源を活用」したと言えるかも疑問である。さらに、「地域活性化に資する事業」と言えるか否か、はなはだ疑問を感じざるを得ない。

自主防災組織活動支援事業 - Aタイプ

ア. 補助金の必要性・目的

近年、大規模地震や自然災害の多発が予想されるなか、防災に対して行政防災へ参加することの必要性が非常に重要になっている。松島町では「世代継続する防災まちづくり」を目標とし、防災に対する災害に強いまちづくり・ひとづくり・組織づくりとする取組みが次世代へと引き継がれていく松島町独自の防災体制を確立するために、地域住民が自主防災組織活動などに積極的に参加し、町と住民が一体で目標実現のために行動し、安心安全なまちづくりを行うことを目的としている。

イ.指摘事項

県は、防災会議費(延べ7人×@6,700円)47千円、地域防災計画作成1,011千円、自主防災組織運営2,575千円、計3,634千円の支出経費に対して1,809千円の補助を行っている。

県によれば、松島町においては、「世代継続する地震に強いまちづくり検討委員会」を設置し、防災に対する住民の高揚を図るなど、町民の防災に対する気運が高まっているところであり、こうした人的活動も地域資源と捉えているとのことである。

Aタイプの補助対象経費は、「…住民参加による個性重視の地域づくり活動を前提とし、かつ、地域資源を活用した地域活性化に資する事業に要する経費」とされている。地域資源の中に人的資源も含めるとなると、当該事業は正に広い概念となり、何を行ってもこの範疇に入ることとなるため、補助概念として不適切である。さらにこの事業は防災体制の確立であり、地域活性化に含めるとすれば、このことについても上記同様広い概念となり、不適切と言わざるを得ない。

クリーンサポート事業 - Aタイプ

ア.補助金の必要性・目的

近年、七ヶ浜町では、砂浜へのゴミの散乱や浜へ打ち上げられるゴミが著しいことから、きれいな砂浜を守ろうと、町民団体が立ち上り、アドプト活動が積極的に展開されている。さらに、絶滅の危機にある浜辺の植物ハマボウフウを再生復活させようと町民団体が設立され、自然環境蘇生のための栽培活動が取り組まれている。町では、将来を見据えたパイロット事業として位置付けており、県としても地域の自然環境を大切にす自主的な町民の環境保全活動に対し支援するものである。

イ.指摘事項

県は、消耗品(ゴミ袋代)864千円、看板設置(アドプト)136千円、ビーチクリーナー購入2,714千円、計3,715千円の支出経費に対して1,098千円の補助を行っている。交付要綱の交付事業費の限度額欄には、ハード事業にあっては、「1事業につき、5,000千円を下限とする。」とあり、また、ソフト事業にあっては、「ソフト事業のみで構成される事業は1,000千円を下限とする。」とされている。当該事業の補助対象経費はすべて物品の購入であるため、当該補助事業はハード事業に該当する。したがって、補助対象経費3,715千円は上記ハード事業の下限値5,000千円を下回ることになり、補助要件には合致していないことになる。この点について、県では消耗品、看板設置およびビーチクリーナー購入はソフト事業の中の一部と考えていたため、このような不適切な取扱いとなったものである。このような事態となることを防止するために、交付要綱においてハード事業とソフト事業の定義を明確にする必要がある。

全国リサイクル商店街サミット大会事業 - Bタイプ

ア.補助金の必要性・目的:

全国環境に取り組む商店街と連携交流を深めながら、「地域間交流と中心市街地の活性化」、「防災のまちづくり」、「環境と共生」の3つの分野で論議し、全国の商店街とのネットワークを活かして、志津川町において商店街サミットを開催し、商店街の再構築、地域の活性化に繋げ、さらには環境との共存を図っていくものである。

イ. 指摘事項

県は、大会運営費(講師謝礼、旅費等)533千円、会場費等384千円、交流事業費30千円、関連事業費45千円、資料作成費137千円、事務局費108千円、計1,237千円の支出経費に対して615千円の補助を行っている。

当該補助金は、第8回全国リサイクル商店街サミット志津川大会開催事業に対するものである。県の見解は「志津川町では、リサイクルをはじめとする『環境』をテーマとした商店街の活性化を図るため『まちづくり』への取組を広げている。全国リサイクル商店街サミットは、環境を切り口にした商店街の活性化と、全国商店街のネットワーク形成に取り組んでいる全国各地の商店街関係者が一堂に会し、情報交換・交流を図ることで、各地域の取組の一層の活性化およびネットワークの強化に資するものであり、空き缶、ペットボトル等のリサイクル活動とそのネットワークを人的資源と捉え、商店街の活性化に結びつけていこうというものである。よって、当該事業は補助要件に合致すると考える。」としている。しかしながら、Bタイプの補助対象経費は、「…住民参加による個性重視の地域づくり活動を前提とし、かつ、地域資源を活用した地域活性化に資する事業に要する経費」とされていることから判断すれば当該補助対象事業は、地域資源を活用したものではなく、地域の問題の解決に当たるためのものであり、また、今回の大会開催事業が今後の地域活性化になるのかどうか効果の程がかなり疑わしい事業であるから、志津川町の目的である第8回全国リサイクル商店街サミット志津川大会開催事業は当該対象にはならないと料する。

6. 宮城県交通安全母の会連合会事業費補助金

担当部課	企画部総合交通対策課					
事業開始年度	平成14年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	母親による交通安全活動を推進し、家庭及び地域における交通安全意識の高揚を図るもの					
補助要綱等	宮城県交通安全母の会連合会事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県交通安全母の会連合会					
補助 金財 源と 交付	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	500	-	500	-
	16年度実績	1	500	-	500	-

実績	17年度実績	1	500	-	500	-
	18年度予算	1	500	-	500	-

(指摘事項)

母親による交通安全活動を促進し、家庭および地域における交通安全意識の高揚を図るため、宮城県交通安全母の会連合会が行う交通安全普及啓発事業に要する経費について、補助額 500 千円を上限に経費の 50%につき同連合会に対して補助金を交付している。

補助対象事業は 飲酒運転の防止と チャイルドシート着用の徹底を呼びかけるラジオCM放送料金 1,038 千円であるが、これによる効果がどの程度あるか疑問である。補助金を交付している県の立場としては、たとえば、本ラジオCMを聞いたことがあるかどうか、聞いた感想はどうかなど、88 千人いる同連合会の会員へアンケート調査を行うよう要請する等、補助対象事業の実施効果を把握するように努めるべきである。

また、同連合会の事務局は県が無償で代行しているが、これは県の歳出に表れない、いわば隠れ補助金である。公平性の観点から、代行、特に無償での代行は廃止すべきである。

7. みやぎエコファクトリー立地促進特別奨励金事業

担当部課	環境生活部資源循環推進課					
事業開始年度	平成 15 年度		事業終期年度	平成 22 年度		
補助目的	地域経済が自立型の経済構造に転換し、新たな成長発展のステージに移行するための宮城県緊急経済産業再生戦略の一環として、県内の循環型社会形成の推進に資する環境・リサイクル産業の振興を図るため、みやぎエコファクトリーに環境・リサイクル事業所を新設し、若しくは増設し、又は移転する企業に対し、予算の範囲内においてみやぎエコファクトリー立地促進特別奨励金を交付するもの					
補助要綱等	みやぎエコファクトリー立地促進特別奨励金交付要綱					
主な補助対象者	環境・リサイクル事業所を設置する事業者					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	-	-	-	-	-
	16年度実績	1	43,688	-	43,688	-
	17年度実績	8	296,138	-	296,138	-
	18年度予算	-	629,860	-	629,860	-

(指摘事項)

事業所の開設日の翌年1月1日現在の固定資産税課税標準額を補助金の算定基礎としているので、交付申請は事業所開設の翌年4月1日以降となっている。このように、補助対象経費が支出されてから補助金が交付されるまでのタイムラグが大きいことから、交付要綱では操業前に補助金の一部交付を申請することができるとされている。

平成18年3月17日にA社から一部交付申請のあった41,000千円について、提出を受けた事業計画書では、操業開始予定日が3月15日になっていた。これでは、操業開始後に交付申請していることになり形式上は、交付要綱違反である。県では3月20日に操業した旨の報告を口頭で受け、その後3月27日の現地確認の際に、製造伝票のみにより3月20日に操業があった事実を確認したとのことである。

しかし、操業開始日が3月15日と交付申請日以前の日付になっているのであるから、交付要綱に反していないことを証するために、別途、操業開始届を文書で入手すべきである。また、操業開始日が3月15日から20日へ5日遅れたことにより、操業前における一部交付申請が認められる要件を満たすこととなったのであるから、操業開始日が遅れた理由書も文書で入手すべきである。

8. 宮城県消費者協会運営費補助金

担当部課	環境生活部生活・文化課					
事業開始年度	開始年度不明	事業終期年度		終期年度設定なし		
補助目的	消費者団体の健全かつ自主的な組織活動の促進を図るもの					
補助要綱等	宮城県消費者協会運営費補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県消費者協会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	620	-	620	-
	16年度実績	1	600	-	600	-
	17年度実績	1	600	-	600	-
18年度予算	-	420	-	420	-	

(指摘事項)

消費者団体の健全かつ自主的な組織活動の促進を図るため、宮城県消費者協会が実施する事業に要する経費について、その一部を補助している。

県の説明によると、同協会は昭和43年度から平成13年度まで毎年消費者大会を開催し、記念講演や業種別等のグループ単位の分科会において活動報告やディスカッションを行って

いたが、予算の減少や活動への参加者の減少などにより、活動内容が縮小傾向にあるとのことである。このような状況において、平成 17 年度の実質的な活動は年 4 回開催した食等に関連するシンポジウムの開催のみであり、同協会の理事を除く 4 回の延べ出席者数は 123 名と、県民への影響は極めて限定的である。さらに、同協会の平成 17 年度の支出 1,419 千円のうち、シンポジウム関連費用は 403 千円のみであり、この他は事務費等の管理費である。

内閣府の消費者団体基本調査によると、県内には同協会以外にも県域を活動範囲としている消費者団体が 6 団体あり、同協会にのみ補助金を交付することは公平性の観点から不適切である。当該補助金の交付開始時期は不明であるが、かなり古くから交付しているものと推定され、慣例的に交付しているに過ぎないと言わざるを得ない。

消費者団体に求められる最も重要な活動は、何と言っても消費者問題に関する情報収集や行政や業界団体等への対応の働きかけ、県民への注意点の周知などであり、このような活動を行う団体に対して、その公益性に鑑みて補助金を交付するのが本来の制度趣旨のはずである。

上述のように現状は補助金制度の趣旨から逸脱しており、廃止を含めて交付対象となる事業および団体の見直しを行うべきである。

9. 共生型小規模多機能施設整備費補助事業

担当部課	保健福祉部地域福祉課					
事業開始年度	平成 16 年度		事業終期年度	平成 17 年度		
補助目的	年齢や障害の程度にとらわれず、身近な地域で生活するための共生型小規模多機能施設の整備を図るもの					
補助要綱等	共生型小規模多機能施設整備費補助事業費補助金交付要綱 共生型小規模多機能施設整備費補助事業実施要綱					
主な補助対象者	社会福祉法人 他					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	-	-	-	-	-
	16 年度実績	-	-	-	-	-
	17 年度実績	5	18,130	-	-	18,130
18 年度予算	1	5,000	-	-	5,000	

その他:基金

(指摘事項)

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1) 交付要綱の別表によれば、補助基準は「県が補助対象と認めた経費のうち実際に支出した金額と補助基準額を比較して安価な方の2分の1を補助する」かつ、「補助基準額は、増改築の場合施設整備費と設備整備費を合わせて1,000万円、改修の場合同じく500万円である」とされている。

各施設における施設整備費、設備整備費および補助金は以下のとおりである。なお、平成17年度は増改築が3件、改修が2件である。

(単位:千円)

	施設整備費	設備整備費	合計	補助金	補助率
A施設	23,100	1,900	25,000	5,000	20.0%
B施設	8,085	2,083	10,168	5,000	49.2%
C施設	17,991	-	17,991	5,000	27.8%
D施設	2,745	375	3,120	1,559	50.0%
E施設	3,142	-	3,142	1,571	50.0%
合計	55,063	4,358	59,421	18,130	30.5%

交付要綱は補助事業の対象物件に関して締結する契約について、一般または指名競争入札に付することを条件にしていない。これについて県の回答では、「本事業は、比較的小規模で、地道に地域密着型サービスを提供する小規模事業者を支援する事業である。したがって、補助対象となる事業者としては、人的、財政的に余裕がない事業所を想定し、事務的な負担も考慮して、交付要綱において入札の規定を定めなかった」としている。また、「事業実施に当たっては、効果的・効率的な事業執行を念頭に、入札の執行、複数見積り等の徴収等の事務指導を行い補助事業の適正執行に努めているが、現実的には各事業所の体制に応じて個別的に妥当性を検討し事務指導・助言を行っている」としている。

当該対象物件は施設整備費においては2,745千円から23,100千円であり、設備整備費にいたっては375千円から2,083千円と確かに比較的少額ではある。しかしながら、県は競争入札や見積り合わせなどの徹底等、事務の適正化を促すことにより少しでも補助金を減額すべきである。

(2) 補助対象者の財務状況が分かる資料を吟味したところ、以下のように財務諸表を入手していなかったケース、平成16年度の財務諸表のみを入手していたケース、財務諸表の中身に整合性がないケースが見受けられた。例えば、貸借対照表上負債がまったく記載されていないケース、損益計算書上その他収入が計上されているが収入合計には含まれていないケース、また貸借対照表と財産目録が不一致となっているケースである。

A施設	平成17年度の財務諸表に整合性が見られなかった。
C施設	平成16年度の財務諸表に整合性が見られなかった。

D施設	平成 16 年度の財務諸表は多会計であるが合計表が作成されていない。 また、貸借が一致していない。
E施設	平成 17 年度の財務諸表を入手していない。

財務諸表を入手した場合は、ただファイルするだけでなく十分中身を吟味し、補助対象者としてふさわしい団体なのか否かをよく検討して補助金を交付する必要がある。

10. 生活福祉資金貸付事務費

担当部課	保健福祉部社会福祉課					
事業開始年度	昭和 30 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯、また失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、貸付けを行うことで、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるようにするもの					
補助要綱等	生活福祉資金貸付制度要綱 生活福祉資金(離職者支援資金)貸付制度要綱 生活福祉資金(長期生活支援資金)貸付制度要綱					
主な補助対象者	宮城県社会福祉協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	18,008	9,004	9,292	-
	16 年度実績	1	16,304	8,129	8,175	-
	17 年度実績	1	16,254	8,127	8,127	-
	18 年度予算	-	14,052	7,026	7,026	-

(指摘事項)

平成 18 年 3 月 31 日現在の貸借対照表には、生活福祉資金貸付金 713,202 千円および離職者支援資金貸付金 134,830 千円が計上されている。元々この貸付けは低所得者世帯、高齢者世帯、障害者世帯、失業により生計維持が困難となった世帯等生活に困窮している県民を対象に生活資金を貸し付ける制度であるため、回収遅れになることが当初から想定されている貸付事業である。よって、通常よりも債権管理を厳格に行わないと貸付金が回収不能となる危険性を多々はらんでいるものである。

また、この貸付金が回収できない場合は、同協議会の責任ではなく、県の財政負担の問題となる。すなわち、基本的には国の施策に基づいて県が同協議会を通して当該貸付事業を行

っているからである。平成 18 年 9 月末現在において、生活福祉資金貸付金 679,466 千円および離職者支援資金貸付金 130,153 千円が計上されているが、約定通りに返済されていない滞留債権は 306,326 千円、うち時効が成立している債権 26,831 千円である。実に貸付金総額に占める割合は滞留債権 37.8%、うち時効が成立している債権 3.3%である。上述のように元々滞留債権となりやすい貸付事業であることを割引いても、連帯保証人が必ずいることに鑑みれば滞留債権の割合 37.8%という値は結果として、同協議会の回収に対しての姿勢の甘さを物語っていると看做されるを得ない。

今後は債権管理を正しく、厳格に行うよう県は同協議会を指導すべきである。このような償却されるべき債権については県が最終的に責任を負うものであるため、県にとっては隠れ借金となっているものである。

11. 広域圏社会福祉協議会活動支援事業

担当部課	保健福祉部社会福祉課					
事業開始年度	平成 17 年度		事業終期年度	平成 21 年度		
補助目的	平成 17 年 3 月末をもって解散した旧地方社会福祉協議会が実施してきた各保健福祉圏域における社会福祉活動、福祉関係団体との連絡調整及び人材育成等による広域的な地域福祉の推進に係る事業を引き継いで実施する市町村社会福祉協議会を支援するもの					
補助要綱等	宮城県広域圏社会福祉協議会活動支援事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	解散した旧地方社会福祉協議会の職員を引き続き雇用した旧地方社会福祉協議会の管内の市町村社会福祉協議会					
補助金財源と交付実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	-	-	-	-	-
	16 年度実績	-	-	-	-	-
	17 年度実績	7	21,376	-	21,376	-
	18 年度予算	-	22,000	-	22,000	-

(指摘事項)

交付要綱第 5 条第 2 項によれば、「補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする」として、決算書抄本を徴収することとしている。決算書には当然貸借対照表も含まれるのであるが、実績報告書には収支計算書のみが添付されていた。貸借対照表を添付していた協議会は全 7 団体のうち 1 団体のみである。貸借対照表は補助対象者の財政状況を判断するために欠かせない資料であり、徴収する必要がある。

12. 公的病院特殊診療部門運営費等補助

担当部課	保健福祉部医療整備課					
事業開始年度	開始年度不明		事業終期年度		終期年度設定なし	
補助目的	地域において小児医療の中心的役割を担っている公的病院に対して、その運営に要する経費を補助することによって、地域住民への医療供給体制の確保・充実を図るもの					
補助要綱等	医療施設運営費等補助金交付要綱 宮城県公的病院特殊診療部門運営費等補助金交付要綱					
主な補助対象者	日本赤十字社宮城県支部					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	134,197	134,197	-	-
	16年度実績	6	34,840	17,420	17,420	-
	17年度実績	1	9,030	4,515	4,515	-
	18年度予算	1	9,030	4,515	4,515	-

(指摘事項)

当該補助金は、上表にもあるように、地域において小児医療の中心的役割を担っている公的病院に対して、その運営に要する経費を補助することによって、地域住民への医療供給体制の確保・充実を図ることを目的としている。補助の対象となる「公的病院」とは日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会または全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生(医療)農業協同組合連合会が開設する病院と規定されているが、平成17年度に補助の対象となった病院は仙台赤十字病院のみである。

仙台赤十字病院は平成16年度において当期末処理損失301,977千円となっているが、修繕引当金を607,587千円計上している。修繕引当金は建物、機械、備品などの有形固定資産について、修繕を必要とする事実が発生し、次期以降に修繕が行われる場合において、当期の負担すべき費用を引当計上するものである。したがって、修繕引当金を計上する場合には、修繕計画を策定するなどして、毎期の負担すべき金額を合理的に見積もることが必要である。仙台赤十字病院の過年度の修繕引当金の繰入状況を調査したところ、以下のとおりであることが判明した。

平成13年度	32,456千円
平成14年度	57,500千円
平成15年度	49,728千円
平成16年度	37,409千円
平成17年度	25,068千円

仙台赤十字病院では一定の基準に基づいて修繕引当金を計上しているとはいえ、一定の修繕計画に基づき計画的に積み立てられているとは言えない状況である。このような修繕引当金は費用として計上すべきではない。よって、修繕引当金を除けば実質的には 305,610 千円の当期末処分利益を計上していることになる。交付要綱第 3 条第 2 項および別表によれば、補助金額は「基準額である 13,546 千円」と「前年度末の累積欠損金と不良債務の合計額」の少ない方の 2/3 と定められているが、修繕引当金を除けば累積欠損金はなくなり、不良債務もないため補助金の交付は不要である。県は修繕計画に基づかない修繕引当金が計上されることを防止するために、修繕引当金が修繕計画に基づいて計上されたものであるかどうか審査すべきである。

13. 災害時医療情報網整備事業

担当部課	保健福祉部医療整備課					
事業開始年度	平成 16 年度		事業終期年度	平成 17 年度		
補助目的	大規模な災害時に円滑に医療救護活動ができるよう無線通信等によって、医師会及び医療機関相互の連絡を可能とするための情報網の整備を図るもの					
補助要綱等	災害時医療情報網整備事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	社団法人宮城県医師会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	-	-	-	-	-
	16 年度実績	1	5,907	-	5,907	-
	17 年度実績	1	13,928	-	13,928	-
	18 年度予算	-	-	-	-	-

(指摘事項)

当該補助金は、震災等の大規模な災害時に円滑な医療救護活動を実施するため、(社)宮城県医師会が行う災害時医療情報網の整備に要する経費について、その一部を補助するものである。

県では現地調査は行わず書類調査としていることから、実績報告時には請求書等の証拠書類の提出を求めているが、以下のものについて県は請求書を入手しておらず、見積書および補助対象者に対する聞き取りにより内容を確認していた。

納入業者名	件名	金額
A社	衛星携帯電話	3,437 千円

しかし、見積書および補助対象者に対する聞き取りだけでは架空請求や誤請求を防止することはできないため、他の支出と同様に請求書の徴求を行うべきであった。

14. 院内保育事業運営費補助事業

担当部課	保健福祉部医療整備課					
事業開始年度	昭和 49 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	県内の病院等に設置・運営する院内保育所の運営費を助成することにより、看護職員の離職防止及び再就職の促進を図るもの					
補助要綱等	院内保育事業運営費補助金交付要綱					
主な補助対象者	17 病院					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	17	52,744	26,369	26,375	-
	16 年度実績	15	47,883	23,937	23,946	-
	17 年度実績	17	48,855	24,422	24,433	-
	18 年度予算	19	51,519	25,754	25,765	-

(指摘事項)

当該補助金は病院および診療所に従事する職員(以下、医療従事者)の離職防止および再就職の促進を図るために、補助対象者が医療従事者のために行う保育施設を運営する事業に要する経費について、その一部を補助するものである。

交付要綱の別表1では補助対象者を以下のように区分し、それぞれの区分に応じて基準額を算出し、補助金額算定の基礎としている。

A型	児童4人以上で保育時間8時間以上および保育士等職員2人以上有するもので、B型に該当しないもの
B型	児童10人以上で保育時間10時間以上および保育士等職員4人以上有するもの
B型特例	B型のうち、児童30人以上で保育士等職員10人以上有するもの

上表から明らかなように、補助金額の算定に当たっては在籍児童数および保育士等職員数の確認が重要である。県は在籍児童数および保育士等職員数について補助金申請時および実績報告時に補助対象者から報告を受けているが、報告の根拠となる資料は入手していない。県は実績報告時に電話による確認を行うとともに2年に1度の実地調査時に関連資料の閲覧を行っているが、現状では在籍児童数および保育士等職員数の確認が適時適切に行われているとは言えない。

県は実績報告時に、在籍児童数については少なくとも月々の在籍児童数が確認できる資料を入手することが必要であり、また、保育士等職員数については少なくとも源泉徴収票を入手し、職員数を確認する必要がある。

15. 老人クラブ活動育成事業

担当部課	保健福祉部長寿社会政策課					
事業開始年度	昭和 57 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	老人クラブ活動のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会づくりの実現と保健福祉の向上に資するもの					
補助要綱等	老人福祉法第 13 条第 2 項 老人クラブ活動推進事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	財団法人宮城県老人クラブ連合会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	9,140	3,762	5,378	-
	16 年度実績	1	8,421	3,560	4,861	-
	17 年度実績	1	8,310	3,505	4,805	-
	18 年度予算	1	8,810	3,505	5,305	-

(指摘事項)

当該補助金は(財)宮城県老人クラブ連合会が行う 老人クラブ活動推進員設置費 市町村老人クラブ連合会活動促進事業費 宮城県老人スポーツ大会事業費 宮城県老人クラブ大会事業費 高齢者相互支援推進・啓発事業費 健康づくり支援事業費 に対して交付されている。

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1)同連合会の平成 17 年度一般会計の収支計算書上、次年度繰越金は 1,113 千円であり、貸借対照表上基本財産を除く正味財産は 4,154 千円である。その他に実質的に活動を行っ

ていない老人クラブ活動基金特別会計に正味財産を 88,239 千円保有している。過去の経緯ではこの正味財産の果実をもって当老人クラブを運営していくことを考えていたとのことである。一般会計と特別会計の基本財産を除く正味財産合計は 92,393 千円と補助金額 8,310 千円を大幅に超える財務状況であることから県からの補助金は減額するか当面見合わせるべきである。

さらに、正味財産のほとんどを定期預金等で保有しているにもかかわらず、老人クラブ活動推進事業補助金の概算払として 6 月および 10 月に県から概算払を受けている。県は同連合会の財政状況を勘案して概算払をするか否かを決定すべきであり、単に過去の経緯等で判断すべきではない。

(2) 交付要綱第 5 条において、同連合会は高齢者相互支援推進・啓発事業費について、下部団体であるモデル市町村単位の老人クラブ連合会に補助できることになっている。そこで、同連合会はモデル老連活動費として、1 団体当たり 100 千円を 5 団体に交付している。交付要綱第 7 条では、交付の際に県は当該 5 団体から事業実績報告書と収支報告書を徴収する旨の規定がなされているが徴収していなかった。

県は交付要綱に従って事業実績報告書と収支報告書を入手し、その事業内容について審査すべきである。

16. 軽費老人ホーム事務費補助事業

担当部課	保健福祉部長寿社会政策課					
事業開始年度	開始年度不明	事業終期年度		終期年度設定なし		
補助目的	家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を低額な料金で利用させるため、軽費老人ホームの事務費を補助し、入所している老人の健康維持、生活の安定を図るもの					
補助要綱等	老人福祉法 厚生省社会局長通知 軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱					
主な補助対象者	社会福祉法人					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	21	415,715	138,571	277,144	-
	16 年度実績	23	436,908	-	436,908	-
	17 年度実績	24	452,033	-	-	452,033
	18 年度予算	-	525,459	-	525,459	-

その他: 社会福祉基金

(指摘事項)

当該補助金は経済的理由または生活環境等の理由により居宅における生活が困難な 60 歳以上の老人の軽費老人ホームへの入所を促進するため、社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームの運営に要する経費について交付するものである。

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1) 交付要綱第 2 条第 1 項によれば、「県は、社会福祉法人等及び市町村が設置する軽費老人ホームの運営に要する経費のうち、「軽費老人ホームの設置及び運営について」(以下「運営要綱」という。)に基づき入所者から徴収すべき事務費の一部を減免した場合において補助金を交付するものとする」とされている。このような交付要綱では、「入所者から徴収すべき事務費」の定義が明確ではなく、「一部を減免」の定義も不明確である。これを素直に解釈すると、例えば、軽費老人ホームの施設で 1 万円の事務費を徴収することになっていた場合に、1 円でも減免すると、当該補助金が交付されると受け取られても仕方がない規定になっている。

しかしながら、実際には、運営要綱で定める事務費から入所者より受け取る事務費徴収額を差引いた額を補助対象経費にしている。したがって、交付要綱の規定を現実的なものに修正すべきである。

(2) 交付要綱第 2 条第 2 項 6 号においては、修繕積立金、備品購入積立金の繰入についても補助対象経費としている。例えば、平成 17 年度において A 団体では修繕積立金 1,500 千円が繰入計上されており全額補助対象になっている。これらの積立金は、当年度において支出を伴わない経費であり、将来の支出に備えるものであるが、実際に修繕が行われる、または備品が購入される年度での経費として補助対象にすべきものであるため、積立て年度においては補助対象から除外する必要がある。この点、交付要綱の規定を修正すべきである。

(3) 交付要綱第 8 条で、実績報告書に添付しなければならないものとして、補助対象者から歳入歳出決算抄本を入手することが義務付けられているが、入手されていた件数は 24 施設のうち 1 施設のみであった。歳入歳出決算抄本は経費の支出額の妥当性を検証するために重要な書類であることから、交付要綱に基づく適切な処理が必要である。

17. 苦情処理体制整備運営事業費補助

担当部課	保健福祉部介護保険室		
事業開始年度	平成 12 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助目的	介護保険制度で提供されるサービス内容や事業者等に関する利用者からの苦情・相談に応じ、適切なサービス提供の確保と介護保険制度の円滑な実施を図るもの		

補助要綱等	苦情処理体制整備運営事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県国民健康保険団体連合会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	12,200	-	12,200	-
	16年度実績	1	11,574	-	11,574	-
	17年度実績	1	11,157	-	11,157	-
18年度予算	-	13,629	-	13,629	-	

(指摘事項)

当該補助金は介護保険法の下で提供される介護サービスの内容や事業者・施設に関する介護サービス利用者からの苦情・相談に応じ介護保険制度の円滑な運営を図るために、宮城県国民健康保険団体連合会が行う苦情処理体制整備事業に対し補助するものである。補助対象経費は同連合会が当該事業を実施する上で、追加的に必要となる人材雇用によって発生する人件費等である。なお、補助金は補助申請金額14,390千円を5月に概算払をしている。

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1) 補助金実績11,157千円のうち報酬・給料・共済費等の人件費に係るものが9,648千円を占めている。したがって、毎月の所要資金額は概算払の約12分の1の金額と考えることができ、多額の一括概算払を行う必要性は乏しいものと考えられる。今後は交付事務と歳出資金の両者の効率性を勘案し、適正と考えられる回数で分割交付すべきである。

なお、平成18年度からは分割払とし、年度当初の5月の申請額の7～8割相当の金額を概算交付することに変更した。しかし、補助対象者の支出実態から勘案すると、まだ当初交付割合が高いと考えられ、更なる見直しが必要である。

(2) 同連合会の苦情処理は正職員およびアルバイトの2名体制で行われている。現状の補助対象は当該2名分の人件費全額を対象としている。これに対し、苦情受付件数は17年度において334件(1月当たり約28件、休みを除く1日当たり約1.5件)であり、勤務時間内すべてを当該業務に費やしているのかという点について疑問が生じる。補助に当たっては勤務実態を調査し、苦情処理業務従事時間に応じた補助金の算定をすべきである。

18. 乳幼児医療等福祉医療事業

担当部課	保健福祉部子ども家庭課		
事業開始年度	昭和59年度	事業終期年度	終期年度設定なし

補助目的	乳幼児医療等福祉医療に関する研修活動、広報活動等の事業を行う宮城県医師会、宮城県歯科医師会に対し補助金を交付し、乳幼児医療をはじめとする福祉医療の確保を図るもの					
補助要綱等	宮城県乳幼児医療等福祉医療事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県医師会 宮城県歯科医師会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	2	26,400	-	26,400	-
	16年度実績	2	26,400	-	26,400	-
	17年度実績	2	26,400	-	26,400	-
	18年度予算	-	26,400	-	26,400	-

(指摘事項)

当該補助金は乳幼児医療を始めとする福祉医療の確保を図るために、宮城県医師会および宮城県歯科医師会が行う乳幼児医療等福祉医療に関する研修、広報等の事業経費の補助を行うものである。

補助対象者は上記のとおり宮城県医師会および宮城県歯科医師会であり、各々毎年22,000千円および4,400千円を補助している。

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1) 補助の必要性

現状では当該補助事業に係る収支報告書のみ徴収しており、両者の法人としての収支状況または財政状況について確認していない。両者とも補助がなくとも実施可能な財源を独自に保有するのであれば補助の必要性は乏しいことになる。補助は自らの自助努力で補いきれないものについて行うことを原則とすべきである、という観点からは補助の必要性は認められないと考える。

宮城県歯科医師会の当該補助事業に係る収支報告書では収入35,617千円に対し、支出31,217千円となっており、補助金相当額の4,400千円の収入超過となっているので、補助はまったく必要ないこととなる。

確かに当該事業は一定の公益性が認められる事業ではあるものの、一方で医師らが自らの職業として営む事業であるとの側面も有している。このような意味において、研修や広報活動は一義的には業界団体自らが行うべきものと考えられる。

(2) 補助の内容・方法

補助の目的として乳幼児医療等と「等」をつけていることから、補助対象が不明確となっている。事業報告の研修内容にもメタボリックシンドロームに関する研修等、乳幼児とは無縁と思われる内容が含まれている。補助目的に沿うよう補助対象を明確にすべきである。

県は各研修活動の参加者数を把握していない。一定数の参加があり、補助金が有効に活用されていることを確認する必要がある。

定額補助とし、毎年同額の補助をしているが、各年の事業内容を勘案・吟味した上で必要補助金額を算定すべきである。

19. 宮城県社会福祉協議会保育研究事業(保育士養成事業 現任保育士研修)

担当部課	保健福祉部子育て支援室					
事業開始年度	昭和 49 年度		事業終期年度	平成 17 年度		
補助目的	県内の保育水準を高めることを目的として、保育研究事業に要する経費について補助を行うもの					
補助要綱等	宮城県社会福祉協議会保育研究事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	363	-	363	-
	16 年度実績	1	333	-	333	-
	17 年度実績	1	333	-	333	-
	18 年度予算	-	-	-	-	-

(指摘事項)

当該補助金の交付対象経費は、宮城県社会福祉協議会が保育研究事業を実施するのに必要な経費であり、「講師謝金、講師旅費、事務用消耗品、資料印刷代、会場費、ブロック助成費」が挙げられている。

A ブロックの研究テーマは「地域に開かれた保育所」であるが、当該補助金は岩手県の歌舞である鬼剣舞の公演料に当てられている。また、B ブロックの研究テーマは「楽しくおいしく食べる 女川に水揚げされる魚介類をとおして」であり、当該補助金は近くの女川港で水揚げされた魚介類の購入に当てられている。両ブロックの活動内容は補助目的と大きく乖離しており、補助対象とすべきではなかった。

20. 産休病休代替者雇用費

担当部課	保健福祉部子育て支援室		
事業開始年度	昭和 51 年度	事業終期年度	終期年度設定なし

補助目的	児童福祉施設等の職員が出産又は傷病のために職務に従事することができない場合に、その代替職員の雇用に要した経費を補助し、職員の健康と児童等の処遇を確保するもの					
補助要綱等	宮城県産休等代替職員費補助金交付要綱 宮城県産休等代替職員制度実施要綱					
主な補助対象者	市町村、民間施設設置者					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	122	32,305	10,768	21,537	-
	16年度実績	109	27,813	9,271	18,542	-
	17年度実績	94	26,524	-	26,524	-
	18年度予算	-	31,523	-	31,523	-

(指摘事項)

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1) 交付要綱第3条第2項によれば、補助金交付申請書の提出期限について、病休の場合は後任者を任用しようとする日の10日前の日(ただし、民間立施設については3日前)とされている。しかしながら、たとえば、A保育所は任用職員が平成18年2月20日から勤務したにもかかわらずほぼ1ヶ月後の3月17日に補助金交付申請を行っている。県の説明によれば、確かに提出期限は過ぎているが、若干の遅れは止むを得ない場合があるとして、許容範囲としていたとのことである。しかしながら、提出期限がある以上、交付申請が遅れたものを受領することは交付要綱違反であり、補助金を交付すべきではない。

(2) 同保育所のケースで、後日任用職員となったB氏はパートの保育士として1月5日には同保育所で働いていた。たまたま同保育所に勤務しているC氏が2月15日に病欠となったことにより同保育所は2月20日にB氏を任用職員として新たに採用した。県では、交付要綱に従って病休開始後である2月15日から31日目となる3月17日より補助金を算出して交付している。パートの保育士が産休等職員の代わりに代替職員として任用されたとしても、実態が変わらないのであるから、補助の対象とする必要はないと考える。

産休の場合にはいつから産休を取るかは明確であるため、引継ぎも兼ねて事前に雇用する場合が十分あり得る。その場合には雇用した時点で、県は保育所から産休代替職員として雇用した旨の確認書を取ることで、既に雇用されている職員を代替職員に任用することの無いよう努めなければならない。

(3) 任用職員の補助単価は1日5,940円で計算されている。この算出単価は交付要綱第2条において、「別に定める」としているが別段の規定はなく、市町村に対してその年度の国庫補

助金単価を通知することによって同単価を採用していた。しかしながら、平成 17 年度において国庫補助金制度が廃止されたにもかかわらず、県は交付要綱の改正を行わず、平成 16 年度まで使用された国庫補助単価をそのまま踏襲している。国庫補助金制度が廃止された以上、別途何らかの形で県の補助単価を定める必要がある。

21. 知的障害者援護施設特別処遇加算

担当部課	保健福祉部障害福祉課					
事業開始年度	平成 15 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	知的障害者で要介護度の高い者の適切な処遇が確保されるよう、特別要介護者の在籍数に応じて、通所更生施設等の職員加配に対する人件費補助を行うもの					
補助要綱等	知的障害者援護施設(通所)特別処遇加算費補助金交付要綱					
主な補助対象者	市町村					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	32	23,638	-	23,638	-
	16 年度実績	44	31,834	-	31,834	-
	17 年度実績	38	38,740	-	38,740	-
	18 年度予算	-	48,813	-	48,813	-

(指摘事項)

当該補助金は通所による入所者を対象とする知的障害者援護施設等において、処遇に特別な配慮を要する介護度の高い特別要介護者等を援護するため、市町村が実施する知的障害者援護施設(通所)特別処遇加算事業に要する経費について交付するものである。

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1) 交付要綱第 3 条(補助金交付額の算定方法)によれば、「補助金の交付額は、補助事業の総事業費から寄付金その他収入額を控除した額と別表 1 に掲げる補助金額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得たものとする。」とされており、別表 1 では、「対象となる特別要介護者の在籍数」のランク別に「指導員等の加配数」に基づいて補助基準額(年額)を設定している。平成 17 年 11 月 7 日付決裁文書「平成 17 年度宮城県知的障害者援護施設(通所)特別処遇加算費補助金に係る特別要介護者の認定結果について」では A 施設から配置指導員数の報告誤りがあり、施設側からの申出により所要見込額を 40,574 千円から 40,235 千円と 339 千円減額した。県側では、この時点では特別要介護者数を調査している段階なので、加配職員の修正報告として取扱い、立入検査は行わなかったものの、当該施設は知的障害者

更生施設の指定を受けている施設であるため、知的障害者福祉法第 15 条の 28 の規定により後日施設に対する立入検査を行い、その際に本件も合わせて確認したとのことである。

県は、当該補助金に対して書類審査のみを行っているが、補助金額が「対象となる特別要介護者の在籍数」や「指導員等の加配数」に基づいて算定される場合には、それらの数は書類では検証することができないため、少なくとも年に一度はすべての施設に対して立入検査が必要である。

(2) 補助金算出の対象となる特別要介護者の在籍数、指導員等の定数、同加配数の基準日が交付要綱に規定されていないが、交付要綱が年度要綱になっていることから、運用上毎年度の 4 月 1 日から適用する取扱いになっている。また、年度途中の特別要介護者の在籍数や指導員等の加配数の減少に対しては、月割で算出している。このような運用を明確にするために、いつ時点の人数を使用するか基準日を交付要綱に規定すべきである。

(3) 交付要綱第 4 条によれば、「市町村の長は、あらかじめ通所更生施設等に「知的障害者援護施設(通所)特別処遇加算費 特別要介護者等認定資料」(別記様式第 1 号の 2)を添えて、知事に協議し、特別要介護者等の認定を受けなければならない」とされている。それにしたがって、各施設は「知的障害者援護施設(通所)特別処遇加算費 特別要介護者等認定資料」を作成しているが、13 施設のうち 7 施設は調査日が未記入であった。この調査日は、対象施設側が市町村に対して、特別要介護者個々人の障害程度を調査し、認定資料を提出、協議することとなるため、県が協議を打診した 5 月 25 日以降市町村提出締切日の 6 月 30 日までに行われているべきであるが、県においても確認されていない。調査日を記入するよう指導すべきである。

(4) 交付要綱第 3 条によれば、「補助金の交付額は、補助事業の総事業費から寄付金その他収入額を控除した額と別表 1 に掲げる補助金額とを比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得たものとする」とされているが、「総事業費」や「その他収入」の定義が規定されていないので、その範囲が曖昧である。交付要綱の別表 1(第 2 関係)の注 1 において、補助対象経費は、「施設の経営に必要な報酬・給料・職員手当等・共済費および賃金」と記されているが、上記の交付要綱第 3 条と整合性を取るべきである。

また、B 施設の平成 17 年度の財務諸表には寄付金収入が計上されているが、補助事業の総事業費から控除されていない。県の見解によれば、一般の寄付金を特別処遇加算事業への寄付金であると断定できない以上、加配職員の人件費から控除するのは難しいとのことであるが、このようなケースでは寄付金の内容を県は審査すべきである。

(5) 補助対象経費について、上記のように加配職員の人件費を前提にすると、一般職員と加配職員を区別する必要がある。すなわち、給与の高い職員を加配職員にすると有利になるた

め、誰を一般職員とし、誰を加配職員とするかの規定を交付要綱に明記すべきである。

(6) 交付要綱に基づいて、C施設の補助基準額を算出した。補助基準額は、
 (要介護者認定数 24 名 - 21 名) × 338 千円 + 6,947 千円 = 7,961 千円
 と算出されるが、県が算出した補助基準額は 8,299 千円である。この差額 338 千円に補助率
 50%を乗じた 169 千円について補助金が過大に交付されていた。県は補助対象者に対して
 返還請求すべきである。

2.2. 企業立地促進奨励金(通常分)

担当部課	産業経済部産業立地推進課					
事業開始年度	昭和 57 年度		事業終期年度		平成 17 年度	
補助目的	県内に工場、研究所を新設、増設する企業に対し、初期投資を軽減するため奨励金を交付し、企業誘致を促進するとともに、企業の県外移転を防止するもの					
補助要綱等	企業立地促進奨励金交付要綱					
主な補助対象者	県内に工場、研究所を新設、増設する企業					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	10	71,681	-	71,681	-
	16 年度実績	15	101,433	-	101,433	-
	17 年度実績	2	10,000	-	10,000	-
	18 年度予算	-	-	-	-	-

(指摘事項)

企業立地を促進し、雇用の機会の増大および県民所得の向上を図り、もって県土の均衡ある発展と県民生活の安定向上に資するため、県内に工場または研究所(工場等)を新設、増設、移転する企業に対し、その工場等設置の助成として、企業立地促進奨励金を交付している。

平成 17 年度に交付した 10,000 千円のうち、A 社へ交付した 5,000 千円について、A 社の工場は平成 15 年 7 月に建物が完成し、その後段階的に機械設備を設置して平成 17 年 11 月に操業を開始している。

交付要綱第 8 条では、「工場等を操業した年の翌年 4 月 1 日から翌々年の 3 月 31 日までの間において知事が指定した期日までに...企業立地促進奨励金交付申請書を知事に提出しなければならない」とされており、また第 2 条では、補助対象金額は「工場等の操業の日の

翌年の1月1日現在における固定資産税の課税標準額のうち、土地を除く家屋及び償却資産の合計額」であるとされている。これらに従えば、平成18年1月1日現在の課税標準額に基づいて平成18年度に申請し、交付されることになるが、本件は平成17年度に申請され、交付されている。

この理由について、県は、次の3点を挙げている。

当初平成16年1月操業開始予定であったものが機械設備の設置の遅れにより、平成17年11月の操業開始となったものであり、奨励金の目的である「企業の初期投資の軽減」を図る必要があること。

通常操業後となる固定資産の課税が平成17年度に行われており、立地する町の税務課では建物が完成した翌年の平成16年度を操業年と判断したものと考えられること。

補助金額は平成17年1月1日現在の課税標準額で算定されているが、補助対象経費の上限額を大きく上回っていることから平成18年1月1日現在の課税標準額で算定しても、補助金交付限度額5,000千円が適用されるので補助金額は変わらないこと。

しかしながら、これらの理由はいずれも交付要綱の規定に反してまで平成17年度に交付する理由としては不十分であり、平成17年11月に操業を開始した以上、交付要綱に準拠して、平成18年度に交付すべきであった。

2.3. 企業立地促進推進奨励金(戦略分)

担当部課	産業経済部産業立地推進課					
事業開始年度	平16年度		事業終期年度	平成22年度		
補助目的	県内に工場、研究所を新設、増設する企業に対し、初期投資を軽減するため奨励金を交付し、企業誘致を促進するとともに、企業の県外移転を防止するもの					
補助要綱等	緊急経済産業再生戦略期間限定企業立地促進奨励金交付要綱					
主な補助対象者	県内に工場、研究所を新設、増設する企業					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	5	69,706	-	69,706	-
	16年度実績	9	218,632	-	218,632	-
	17年度実績	39	660,043	-	660,043	-
	18年度予算	-	643,288	-	643,288	-

(指摘事項)

県は、地域経済が自立型の経済構造に転換し、新たな成長発展のステージに移行するた

めの宮城県緊急経済産業再生戦略の一環として、企業誘致の拡大を図り、もって雇用機会の増大および県民所得の向上に資するため、県内に工場等を新設、増設、移転する企業に対して、投資額に応じての投下固定資産奨励金および新規雇用者数に応じての新規雇用奨励金を交付している。

交付要綱では投下固定資産奨励金の交付の申請は、工場等を操業した翌年の4月1日から翌々年の3月31日までの間において知事が指定した期日までに交付申請書を提出することにより行い、特例として初期投資の負担軽減をするという奨励金の趣旨に鑑み、工場等の操業前に投下固定資産奨励金の一部の交付を申請することができることとされている。しかし、平成17年度に一部交付申請をした20件のうち15件が操業後に申請されていた。交付要綱に従い、一部の交付は操業前に申請されたものに限定すべきであった。

また、交付要綱では、新規雇用奨励金は操業を開始した日から6月を経過した日後60日以内の知事が指定した期日および操業後1年を経過した日後の知事が指定した期日までに、被雇用者の住民票抄本または謄本の写しを添えて交付申請書を提出することとされている。A社の新規雇用奨励金について、操業6か月後の68人については住民票が提出されているが、操業1年後に新たに対象者となった7人については住民票が提出されていなかった。交付要綱に従い提出されたことを確認した後に奨励金を交付すべきであった。

2.4. 宮城県水産業協同組合育成対策協議会運営費補助事業

担当部課	産業経済部団体指導検査課					
事業開始年度	昭和35年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	水産業協同組合の育成及び強化を図るもの					
補助要綱等	水産業協同組合育成対策協議会運営費補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県水産業協同組合育成対策協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	260	-	260	-
	16年度実績	1	260	-	260	-
	17年度実績	1	200	-	200	-
	18年度予算	-	160	-	160	-

(指摘事項)

当該補助金は水産業協同組合の育成および事業強化を図るために必要な経費について宮城県水産業協同組合育成対策協議会に補助するものである。

なお、同協議会は、系統組織育成の中心的な組織として組合の育成、役職員に対する研

修や系統関係機関相互の連絡調整の役割を果たしている。

補助金の使用内容であるが、一県一漁協構築を目的とした啓発資料の印刷経費が事業費の中でも大きな割合を占めている。これは平成 16 年度末に合併構想の方針を転換したことから、その概要を組合の役職員や組合員に説明するための資料として作成したものである。

当該補助金については以下の点について問題点があり、これらを勘案すれば、廃止が相当と考えられる。

補助金額は 200 千円と少額であり、そもそも補助の効果は低いと考えられ、また、自助努力を促すべき水準と言える。

同種の補助金として漁協の合併促進を目的とした「漁協組織強化事業補助金」があり、趣旨の重複した補助金が並存している状況にあり、整理・統合の必要性が認められる。

既に当該補助金の目的たる一定の合併促進が図られてきたところであり、役割は終わったものと考えられる。

2.5. 漁業共済加入推進強化事業

担当部課	産業経済部団体指導検査課					
事業開始年度	平成 14 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	漁業関係者に対して漁業共済の普及啓発を図るとともに、漁業共済制度への理解を深めるもの					
補助要綱等	漁業共済加入推進強化事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県漁業共済組合					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	400	-	400	-
	16 年度実績	1	319	-	319	-
	17 年度実績	1	210	-	210	-
	18 年度予算	-	200	-	200	-

(指摘事項)

当該補助金は漁業災害補償法に基づく漁業共済事業の被共済者の増加を図り、漁業の安定的経営に資するため、宮城県漁業共済組合が行う漁業共済加入推進強化事業に要する経費について補助するものである。具体的には漁業共済制度の普及啓発および加入推進活動に用いるパンフレット等作成経費について補助している。

当該補助金については以下の点について問題点があり、これらを勘案すれば廃止が相当と考えられる。

補助対象であるパンフレット作成費用の総額は 441 千円と少額である。これにより経費の 2 分の 1 以内の補助としている当該補助金額も 210 千円と少額であり、そもそも補助の効果は低いと考えられる。また、自助努力を促すべき水準と言える。

水産業人口の減少等の要因から共済加入者が減少傾向にある中で、一定の加入者数を確保していることから一定の補助効果があると県では考えている。しかし、既存加入者は共済の内容を理解していると考えられ、パンフレット作成の真の効果は新規加入者数で測るべきと考える。これについて県は潜在的加入者である現在の共済の未加入者がどれくらい存在しているのかについての正確なデータの検証もなしに当該補助金を交付している。これではそもそも補助金の必要性があるかの検討がなされていないことになる。

なお、別の側面からであるが、共済組合の推計データでは加入者が減少しており、補助の効果は薄いと言わざるを得ない。

共済事故が仮に起きることを考えた場合、共済加入によりメリットを享受するのは共済加入漁業従事者である。また、共済未加入により不利益を受けるのは未加入であった漁業従事者である。このような状況で加入者が増加しないのは普及啓発の問題ではなく、共済そのものへのニーズがないということも考えられる。また、共済に加入するかしないかの選択は漁業従事者の自己責任に基づく判断に委ねるべきであり、県が加入推進を進める必要性は乏しいものとする。

2.6. 農村青少年集団活動育成推進事業

担当部課	産業経済部産業人材育成課					
事業開始年度	開始年度不明		事業終期年度	平成 22 年度		
補助目的	本県の時代を担う農村青少年を育成するため、農村青少年が自主的集団活動を通じて、次代の農業・農村における組織活動や高度な生産技術・経営能力を備えられるよう「宮城県農村青少年クラブ連絡協議会」の活動費の一部を助成するもの					
補助要綱等	農村青少年集団活動育成推進事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県農村青少年クラブ連絡協議会					
補助金財源と交付実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	県債
	15 年度実績	2	795	-	795	-
	16 年度実績	2	763	-	763	-
	17 年度実績	1	718	-	718	-
	18 年度予算	-	718	-	718	-

(指摘事項)

交付要綱第 2 条の別表によれば、補助金の額は「定額」と定められている。しかし、実際は「前年度の事業費の 2 分の 1 を超えない範囲でかつ予算要求時の諸情勢により確定した金額」を助成額としている。この算定方法も解釈によっては「定額」の概念の範疇とも考えられなくないものの、自然な解釈によれば、交付実態が交付要綱と不整合であると考えられ、補助金額の算定方法が不明確な状況で交付されてきた状況にあったと言わざるを得ない。

ただし、平成 18 年 4 月 3 日に本事業に係る交付要綱が改正され、当該補助金額に係る規定が、「知事が毎年定める定額。ただし、補助対象経費の 2 分の 1 相当額が知事が毎年度定める額を超えない場合は、その額をもって補助金の額とする」という文言に改められた。交付要綱が平成 18 年度より適用されたことにより、平成 18 年度以降は交付要綱と交付実態の不整合が解消されている。

27. 宮城県勤労青少年ホーム連絡協議会運営費補助金

担当部課	産業経済部労政・雇用対策課					
事業開始年度	昭和 52 年度		事業終期年度		平成 19 年度	
補助目的	勤労青少年の健全育成と福祉の増進を図るため、勤労青少年ホーム連絡協議会が行う当初目的の事業を補助するもの					
補助要綱等	宮城県勤労青少年ホーム連絡協議会運営費補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県勤労青少年ホーム連絡協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	162	-	162	-
	16 年度実績	1	162	-	162	-
	17 年度実績	1	150	-	150	-
18 年度予算	-	150	-	150	-	

(指摘事項)

交付要綱第 2 条によれば、補助対象経費は、ア.職員研修会に要する経費、イ.交流会に要する経費、ウ.若年者の職業的自立を支援する事業に要する経費の三本立てとなっている。事業費実績額はそれぞれ 171 千円、747 千円、支出無しとなっている。また、地域ブロック交流・連携事業 30 千円を含む事務費等は、109 千円である。これらについては以下の問題がある。

職員研修会に要する経費については自助努力にて行うものであり、補助対象とすべきものではない。

交流会に要する経費の内容は、a. 楽天イーグルス試合観戦、b. キャンプ交流会、c. ソフトボール大会、d. ユニホック大会、e. ボーリング大会である。

これらの内容は一種のレクリエーションであり、県民の税金を使用してまで補助対象とするにはふさわしくないものである。

当該補助金は昭和 52 年度から行われているため、既に 30 年経過しており、見直しの時期に来ている。また、補助金額も総額で 150 千円と少額であり補助効果も少ないと判断する。したがって、補助金 150 千円は不要である。

28. 海外移住者援護事業補助(海外移住者敬老金事業)

担当部課	産業経済部国際交流課					
事業開始年度	昭和 48 年度		事業終期年度	平成 20 年度		
補助目的	本県から海外に移住し、移住先国及び日系人社会の発展に尽くされた移住高齢者に対して敬意を表するとともに、その福祉の向上を図るため、(財)宮城県国際交流協会が行う当該事業に対して補助するもの					
補助要綱等	海外移住者援護事業補助金(海外移住者敬老金)交付要綱					
主な補助対象者	財団法人宮城県国際交流協会 (当該年度の 9 月 15 日現在の年齢が 70 歳以上の方で、移住前に宮城県に居住し、かつ、開発途上国に移住後にブラジル宮城県人会を始めとする 6 海外県人会に加入している者)					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	513	7,695	-	7,695	-
	16 年度実績	501	7,515	-	7,515	-
	17 年度実績	486	4,860	-	4,860	-
	18 年度予算	-	5,000	-	5,000	-

(指摘事項)

当該補助金は 70 歳になった海外移住者に対して敬老金として 1 人当たり 1 万円を交付するものである。補助金額が少額であるため、補助の効果は少ないと考えられる。また、歴史的な背景は充分理解できるが、個人への敬老金の交付は公益上からも問題である。県財政が悪化している現状において、当該補助金は廃止すべきである。

29. 地域産業活性化支援事業

担当部課	産業経済部食産業・商業振興課					
事業開始年度	平成 16 年度	事業終期年度	平成 22 年度			
補助目的	宮城県内の中小企業、組合及び地域グループが行う、地域資源を活用した新商品・新技術開発及び販路開拓を支援することにより、地場産業等の振興を図るもの					
補助要綱等	宮城県地場産業等活性化支援事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	県内の事業協同組合、中小企業及び中小企業を中心としたグループ					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	-	-	-	-	-
	16 年度実績	10	11,984	-	11,984	-
	17 年度実績	8	8,024	-	8,024	-
	18 年度予算	-	8,000	-	8,000	-

(指摘事項)

交付要綱第 7 条第 1 項によれば、「補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の変更をする場合においては、別記様式第 2 号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない」とされている。また、別表においては、重要な変更として、「1 補助事業に要する経費の 30%を超える増減」、「2 補助事業に要する経費の各経費区分間の 30%以上の配分の変更」が掲げられている。

全補助対象者 8 団体のうち 4 団体については交付申請時と実績値合計が ± 30%以上乖離しているため、変更申請を行う必要があるが、実際には行われていない。

(単位:千円)

補助対象者	補助事業に要する 経費(交付時)(a)	補助事業に要する 経費(実績時)(b)	乖離率 (1-b/a)	補助金確定額 (参考)
A社	4,000	1,995	50%	997
B社	1,360	361	73%	180
C社	2,910	1,506	48%	752
D社	2,400	501	79%	251

県の見解では、「結果的に事業費が少なくなったものであり、変更申請は要しないと考えている」とのことであるが、交付要綱どおりに知事の承認を受ける必要がある。

30. みやぎの“磁場”産業づくりモデル事業

担当部課	産業経済部食産業・商業振興課					
事業開始年度	平成 16 年度		事業終期年度	平成 17 年度		
補助目的	地域素材を活用した地場産品や料理等を提供するための商品開発及び市場開拓等の事業を支援し、住民と観光客との交流拡大による、地域が地域資源を生かした観光戦略の下での地域づくりを推進するもの					
補助要綱等	地域素材活用商品開発事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	町及び農林漁業者、商工業者、観光業者、地域づくり団体等で構成する仙台地方振興事務所長が認める団体					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	-	-	-	-	-
	16 年度実績	2	954	-	954	-
	17 年度実績	2	908	-	908	-
	18 年度予算	-	-	-	-	-

(指摘事項)

当該補助金は、住民と観光客との交流拡大により、地域が地域資源を生かした観光戦略の下で地域づくりを推進するため、「みやぎの“磁場”産業づくりモデル事業」のモデル地域である松島町および大和町において、町および農林漁業者、商工業者、観光業者、地域づくり団体等で構成する仙台地方振興事務所長が認める団体が行う、地域素材を活用した地場産品や料理等を提供するための商品開発および市場開発等の事業に要する経費の1/2以内の額を当該団体に対し交付するものである。ただし、補助限度額を 500 千円以上 1,000 千円以下に定めている。

交付要綱別表によれば、補助率および補助限度額は「2分の1以内 ただし、500千円以上、1,000千円以下とする。」と規定されているにもかかわらず、大和町におけるたいわ体験観光推進協議会の補助金は 408 千円であり平成 16 年度に引き続き平成 17 年度においても最低限度額 500 千円以下である。

たいわ体験観光推進協議会は、申請時点における事業計画の内容を以下のように示している。

補助対象

- ・お土産品のブランド基準・コンセプト策定
- ・お土産品(新商品・既存商品)の販売促進方法の検討

補助対象外

- ・推進協議会の組織
- ・事業計画書作成
- ・事業メニューの整理
- ・案内板及びパンフレット原案作成
- ・会員名鑑を活用したお土産品のPR実施

申請時の補助対象経費は丁度 1,000 千円となっていたため、交付が認められていたのであるが、実績では補助対象経費が 815 千円と減額したために、408 千円の補助事業になったものである。県の見解によれば、大和町と松島町を合わせて 908 千円を交付しているので問題ないとのことである。しかしながら、松島町の事業は、四季彩食松島推進協会が行う「松島町の地域資源を活用した商品開発」である「四季彩食料理コンテストの実施」や「三ツ星冬ランチの提供とPR」および「研修会開催」である。これは大和町の事業とはまったく別の事業であるため、補助金の上・下限額 1 件毎に判断するべきであり、県の見解はまったく的を射ていない。

このケースの場合、補助対象経費の実績金額が交付申請時の計画額に達しなかったために補助金が下限額を下回ったものではあるが、当初から補助対象経費が 1,000 千円を下回ることが分かっていたながら交付時点では補助金目当てに意図的に過大な申請を行うリスクがある以上、交付要綱を厳密に解して補助を行う必要がある。また、補助事業経費の実績が 1,000 千円を下回った場合には補助金を返還する旨を規定することが必要である。

31. 農業会議費

担当部課	産業経済部農業振興課					
事業開始年度	昭和 27 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するために設立された宮城県農業会議の会議員手当、職員設置費等の経費に対して負担金・補助金を交付するもの					
補助要綱等	農業委員会交付金等交付要綱					
主な補助対象者	宮城県農業会議					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	67,092	17,506	49,586	-
	16 年度実績	1	66,078	16,990	49,088	-
	17 年度実績	1	60,407	13,052	47,355	-
	18 年度予算	-	70,374	19,338	51,036	-

(指摘事項)

補助対象経費である「農政業務費」は、交付要綱の別表では「農業委員大会に要する費用」と記載されているが、交付申請書および実績報告書では、単に「農政業務費」とあるだけで具体的な支出内容が不明である。平成 17 年度より当該補助の上限は 110 千円以内(定額)となり金額的重要性は低いものの、実績報告書における補助対象経費については、その内容・使途が明確になるよう記載を求めるべきである。

3.2. 山の幸振興総合対策事業

担当部課	産業経済部農産園芸課					
事業開始年度	開始年度不明	事業終期年度	平成 22 年度			
補助目的	特用林産物の消費拡大を通じて生産者に対する側面からの支援を目的に、宮城県特用林産振興会が開催する消費者との交流促進や消費拡大イベントや生産物の品質向上を目的とした品評会等の事業に対して補助することにより、県産特用林産物の需要拡大・生産振興を図るもの					
補助要綱等	山の幸振興総合対策事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県特用林産振興会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	250	-	250	-
	16 年度実績	1	250	-	250	-
	17 年度実績	1	250	-	250	-
18 年度予算	-	250	-	250	-	

(指摘事項)

当該補助金の趣旨は、消費拡大イベントや品評会等の実施により、特用林産物の需要拡大・生産振興を図ることにある。

一般的に需要自体の拡大や生産振興を図るには、かなり大規模な事業展開が必要であるが、当該補助事業の活動規模(活動事業費)は 772 千円であり、その活動範囲および公知性は限定的と言わざるを得ない。確かに、「県内産」であることのPR効果や生産法人の雇用確保といった側面もあり、ある程度の合理性は認められる。しかし、その活動規模および活動内容からすれば、補助対象事業が特用林産物の需要全体を上げているといった効果はかなり低いものと判断され、仮に当該事業がなくなったとしても、生産量・消費量にはほとんど影響はないものと言える。

このような補助効果が低く、補助金の趣旨を十分に達成できない当該補助金は廃止すべきである。

3.3. 養蚕文化継承地域育成事業

担当部課	産業経済部農産園芸課					
事業開始年度	平成 14 年		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	養蚕の維持・継承を図り、養蚕地域を育成することを目的に、宮城県養蚕産地育成協議会が実施する1齢～3齢稚蚕飼育の経費に対して補助することにより、繭の品質向上、作柄安定を通して養蚕農家の生産費削減と販売額向上を図るもの					
補助要綱等	養蚕文化継承地域整備基本方針 養蚕文化継承地域育成事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県養蚕産地育成協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	1,122	-	1,122	-
	16年度実績	1	936	-	936	-
	17年度実績	1	883	-	883	-
	18年度予算	-	728	-	728	-

(指摘事項)

蚕の共同飼育は、3 齢まで行った方が養蚕農家にとって飼育の手間およびコスト面からも効果的であり、コスト削減に伴い農家の採算性も向上するため、3 齢までの共同飼育の普及を図ることに当該補助金の趣旨がある。

国内の養蚕業を保護し良質な生糸を確保するという目的のため、養蚕農家の採算性の向上を図ることには一定の合理性が認められるものの、そもそも共同飼育料は養蚕農家が事業を行う上で不可避免的に生じる必要経費であり、第一次産業といえども自助努力が求められるべき性質を有している。加えて平成 14 年度から当該補助をスタートし既に 3 年が経過した平成 17 年度では、県内の養蚕農家戸数が 62 戸という規模に鑑みても、3 齢までの共同飼育が採算性向上に資するという事実は養蚕農家に十分に周知されていると見ることができる。それでも、2 齢までの共同飼育から 3 齢までの共同飼育に切り替えない農家については、切り替えることのメリットを感じていないものと考えられる。こうした状況の中、養蚕農家が共同飼育を 2 齢までにするか、3 齢までにするかは、もはや農家自身が判断すべき事項であり、当該補助事業はこの 3 年間の実施により、すでに補助目的を達成していると考えられる。

したがって、当該補助金は廃止すべきである。

34. 優良系統豚維持推進事業

担当部課	産業経済部畜産課					
事業開始年度	平成2年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	宮城県で造成した系統豚は、伝染病等の疾病による危険分散を図るため、県畜産試験場と全国農業協同組合連合会宮城県本部GGPセンターにおいてその維持と増殖を行っている。系統豚の維持・増殖を図るためその経費を助成し、普及拡大と安定的供給を行うもの					
補助要綱等	優良系統豚維持強化事業費補助金交付要綱 優良系統豚維持強化事業費補助金交付要領					
主な補助対象者	全国農業協同組合連合会宮城県本部					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	2,700	-	2,700	-
	16年度実績	1	2,376	-	2,376	-
	17年度実績	1	1,000	-	1,000	-
	18年度予算	-	1,000	-	1,000	-

(指摘事項)

全国農業協同組合連合会宮城県本部から入手した実績報告書には、収入 8,620 千円、支出 8,620 千円と同額が記載されているが、収入と支出が同額となることはかなりの偶然以外にはあり得ないことから、県側に事実関係の調査を要請したところ、正しくは支出 20,286 千円とこのことであった。このように明らかに疑義のある実績報告書は、県の審査時において事実関係を調査し、実績報告書の訂正を補助対象者に求めるべきである。

35. むらづくり交付金

担当部課	産業経済部むらづくり推進課		
事業開始年度	平成16年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助目的	集落機能の低下や集落間格差の拡大等の新たな農村地域の課題に対し、地域が主体となった活力ある地域づくりを推進するため、市町村の裁量を拡大し、地域の創造力を生かした総合的な整備を行い個性的で魅力あるむらづくりを推進する市町村に対し、補助するもの		

補助要綱等	むらづくり交付金実施要綱 土地改良事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	市町村等					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	-	-	-	-	-
	16年度実績	-	-	-	-	-
	17年度実績	1	32,750	25,250	7,500	-
18年度予算	-	163,750	126,250	37,500	-	

(指摘事項)

県は田尻町が施行する農道整備、農業集落道整備および集落防災安全施設整備事業の事業内容を検査した結果について、農業農村整備補助事業確認調査書を作成しているが、当該調査書に確認調査員、立会人の名前が記されていない。これでは、実際確認調査が行われたのか否か書類上では判別できない。確認調査書はもれなく記載し、正しく整備する必要がある。

36. 漁船海難防止指導普及事業

担当部課	産業経済部漁業振興課					
事業開始年度	平成2年度		事業終期年度	平成22年度		
補助目的	県は、県内漁船の海難事故防止を図るため、漁業協同組合等が行う漁船海難防止普及事業に要する経費について、予算の範囲内において補助を行い、漁船海難防止指導普及事業の安定した事業執行に寄与するもの					
補助要綱等	漁船海難防止指導普及事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県漁船海難防止協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	310	-	310	-
	16年度実績	1	292	-	292	-
	17年度実績	1	220	-	220	-
18年度予算	-	200	-	200	-	

(指摘事項)

宮城県漁船海難防止協議会は漁業組合を中心とした組織であり、基本的には各協議会員からの会費で運営している。

当該補助金については、次のような問題がある。

(1) 漁船海難防止指導普及事業は、漁業組合員にとって正に生死を賭けた問題であるため、宮城県からの補助金 220 千円がなくなったとしても、同協議会独自で行うはずである。また、補助金額 220 千円は 55 会員から現在年間 5,000 円の会費のところプラス 4,000 円を徴収すれば賄える金額であるため、補助の必要性はない。

(2) 同協議会は、海難防止連絡用トランシーバー 179 千円を購入し県から補助を受けている。交付要綱によれば、補助対象経費は、ア. 漁船の航行、操業の安全に関する知識又は技能の習得に関する事業、イ. 啓蒙普及・安全指導事業であり、単なる備品の購入ではない。

したがって、これについては補助対象経費から除くべきである。

(3) 実績報告時と交付申請時の経費明細とでは、以下のようにかなり異なる内容になっており、特に、研修会・救難訓練の内容については顕著である。

(単位:千円)

経費明細表の主なもの	経費内訳	交付申請時	実績報告時	差異
研修会・救難訓練	研修会・救難訓練:救命筏使用料	50	-	50
	講演・実技指導料	50	-	50
	点検整備料	120	-	120
	ボンベ使用料	170	-	170
	海難防止連絡用トランシーバー	-	179	179
	その他	30	5	25
	小計	420	184	236
海難防止講習会	救命衣用ガスボンベ	52	-	52
	膨張式救命胴衣用ガスボンベ	-	71	71
	各種救命衣	80	-	80
	作業用安全衣(展示用)	-	32	32
	資料作成費	95	-	95
	その他	63	14	49
	小計	290	117	173
啓蒙普及・安全指導	啓蒙普及グッズ	240	285	45
	啓蒙普及用パンフレット作成	-	45	45

	その他	59	5	54
	小計	299	335	36
合 計		1,008	635	373

交付要綱第4条第1項によれば、「補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第2号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。」とされている。また、「別表の重要な変更の欄に掲げる変更」とは「補助対象経費の20%を超える増減」と定義されている。しかしながら、上記のケースにおいて、補助対象者は「補助事業に要する経費の配分の変更」に関する知事の承認を受けていない。研修会・救難訓練および海難防止講習会については20%を超える増減となっており交付要綱違反である。

37. 地域水産物供給基盤整備事業

担当部課	産業経済部漁港漁場整備課					
事業開始年度	平成14年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	地域における水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産及び流通強化を図るため、第1種漁港等の漁業施設の整備及び共同漁業権の区域及びこれに隣接する水域における漁場の整備事業費を補助するもの					
補助要綱等	漁港漁場整備法 漁港関係補助事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	沿岸市町(市町営漁港)					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	13	507,865	393,112	102,597	12,156
	16年度実績	15	801,841	625,966	151,083	24,792
	17年度実績	11	651,489	526,245	115,206	10,038
	18年度予算	-	770,000	630,500	500	139,000

その他:平成15年度～平成17年度 前年度繰越金
平成18年度 県債

38. 漁港漁場機能高度化事業

担当部課	産業経済部漁港漁場整備課
------	--------------

事業開始年度	平成 14 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	漁港基本施設の維持補修, 改良整備事業及び漁場施設の新設, 維持補修, 改良整備事業(計画事業費 1 事業 3 億円以下)、並びに生活基盤及び生活環境基盤の効率的整備を推進し、漁村の再生を支援する事業費を補助するもの					
補助要綱等	漁港漁場整備法 漁港関係補助事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	沿岸市町(市町営漁港)					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	12	335,709	257,193	68,379	10,137
	16 年度実績	5	128,050	98,152	27,180	2,718
	17 年度実績	7	214,630	165,100	40,710	8,820
18 年度予算	-	166,400	168,200	400	50,400	

その他:平成 15 年度～平成 17 年度 前年度繰越金
平成 18 年度 400 千円 前年度繰越金
50,000 千円 県債

39. 海岸保全施設整備事業

担当部課	産業経済部漁港漁場整備課					
事業開始年度	平成 14 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	国民経済上および民政安定上重要な地域を高潮、津波、波浪等による被害から守るためまたは貴重な国土を海岸浸食から守るため、海岸保全施設の新設・改良を行う事業費を補助するもの					
補助要綱等	海岸法 漁港関係補助事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	沿岸市町(市町営漁港)					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	県債
	15 年度実績	3	39,375	-	39,375	-
	16 年度実績	4	51,750	-	51,750	-
	17 年度実績	5	69,750	-	69,750	-
18 年度予算	-	64,800	-	800	64,000	

(指摘事項)

交付要綱第 6 条の規定により、補助対象者は、補助金の交付を受けた年度の毎四半期末現在の事業遂行状況報告書を作成し、毎四半期経過後 5 日以内に知事に提出しなければならないが、どの補助対象者からも提出されていない。県の説明によると、事業の遂行状況等について補助対象者である市町担当者から年 4~5 回、県庁にて口頭で報告を受けているとのことであるが、文書により正式に補助対象者の意思を確認するために、交付要綱に準拠して事業遂行状況報告書の提出を求めなければならない。

また、本事業は国の補助事業の高上げ補助であるが、補助対象事業を定めた交付要綱の別表には、国が平成 13 年度をもって廃止した漁港修築事業が記載されている。元々の国の補助事業が廃止となった時点で、適時に県の交付要綱も見直すべきである。

なお、県の説明によると、この他に、漁港関連道整備事業、漁業集落環境整備事業、漁港環境整備事業、漁港漁村総合整備事業および漁港施設災害関連事業の 5 事業については、国の補助制度は存続しているものの、市町での補助対象事業のニーズがなくなり、平成 16 年度以降、補助金の交付申請がないとのことである。これらの 5 事業についても、県の判断として、国が市町へ直接補助するものについては廃止し、国が県を經由して間接補助するものについては県の高上げ部分の補助を廃止するべきである。

40. 漁業集落排水整備推進交付金事業

担当部課	産業経済部漁港漁場整備課					
事業開始年度	平成 13 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	漁港機能の増進と漁業集落等における公共水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、市町が漁業集落環境整備事業により集落排水処理施設の整備を行う場合に、その事業完了翌年度から事業施行期間(又は 5 年を限度として)の範囲内において施設の維持管理経費及び起債償還財源等として助成交付するもの					
補助要綱等	漁港漁場整備法 漁業集落排水整備推進交付金交付要綱					
主な補助対象者	沿岸市町(市町営漁港)					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	2	26,100	-	26,100	-
	16 年度実績	3	41,450	-	41,450	-
	17 年度実績	2	39,512	-	39,512	-
	18 年度予算	-	39,450	-	39,450	-

(指摘事項)

当該補助金は、国が行った補助事業の嵩上げ補助であり、平成 12 年度までは国と同年度に県も補助する方式であったが、県の財政状況が逼迫して予算が不足していることに対応するために、平成 13 年度以降は交付金算定基準経費の 15% (平成 12 年度以前に採択された事業は 18%) 以内の額を、国庫補助事業完了年度の翌年度から、5 年または補助対象事業期間のいずれか短い期間で均等交付する方式に変更されている。

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1) 補助対象要件を満たしていることを確認するために、交付要綱第 4 条および別紙 1 により、交付申請時には国庫補助事業の交付決定通知および額の確定の写しを提出することになっている。また、交付要綱第 6 条および別紙 4 により、実績報告時にも交付決定通知および額の確定の写しを再度提出することになっている。しかし、実際には実績報告時には提出は受けていなかった。県の説明によると、交付申請時に既に提出を受けているため、同一書類の再提出までは求めなかったものである。確かに、同一書類を二度提出する必要性はなく、実績報告時にも再提出を求めている不適切な交付要綱を見直すべきである。

(2) 女川町からの実績報告書に添付されるべき収支精算書が提出されておらず、誤って収支予算書の様式に実績金額が記入されていた。県の説明によると、実績報告書の審査時に誤りを指摘し収支精算書を提出するよう指導したが、提出されておらず、その後は失念して再提出の督促はしていない、とのことである。交付要綱に準拠して必要な書類が提出されるまで、継続的にフォローすべきである。

(3) 交付要綱第 1 条に、交付対象事業費として、国庫補助事業にて整備した施設の「維持管理経費及び起債の元利償還財源等」が規定されている。さらに、交付要綱の別紙 3 収支予算書の注 1 に、修繕等積立金は補助対象事業費である旨記載されている。しかし、補助金は補助対象者が支出した実績に対応して交付されるべきものであり、将来の修繕支出に備えて計上される修繕等積立金を補助対象経費とすることは不合理であると考え。補助金の性格が、平成 13 年度に施設整備費補助から維持修繕費補助に転換したことを受けて、補助対象経費はあくまで、「維持管理経費及び起債の元利償還財源等」の実績支出に限定すべきである。

41. 宮城県道路協会補助金

担当部課	土木部道路課		
事業開始年度	昭和 42 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助目的	道路愛護事業の推進を図るため、宮城県道路協会が行う道路愛護事業に要する経費について、当該協会に対し、予算の範囲内において宮城県道路協会補助金を交付するもの		

補助要綱等	宮城県道路協会補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県道路協会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	513	-	513	-
	16年度実績	1	513	-	513	-
	17年度実績	1	485	-	485	-
18年度予算	-	485	-	485	-	

(指摘事項)

宮城県道路協会は、道路愛護の精神を高揚し、道路整備事業の促進を図り、もって、道路交通の発達と国土開発に寄与することを目的に設立された。

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1) 交付要綱第 1 条によれば、「県は、道路愛護事業の推進を図るため、宮城県道路協会が行う道路愛護事業に要する経費について、当該協会に対し、予算の範囲内において宮城県道路協会補助金を交付するもの」とされている。しかしながら、補助対象には、道路整備事業の促進を図り、道路交通の発達と国土開発に寄与するものに対しても行われている。この道路整備事業の促進に関する経費については交付要綱に示される補助の範囲を逸脱している。したがって、交付要綱の趣旨に鑑みれば、同協会の補助対象事業は「道路愛護事業に要する経費」のみとなるため、道路愛護功労者および道路事業功労者に対する表彰費の 107 千円が限度となり、補助金交付額 485 千円との差額 378 千円が過大交付となっている。これは、「道路愛護事業に要する経費」という言葉の曖昧さに起因しているものと考えられるので、道路愛護事業の定義を明確にすべきである。

なお、道路整備等に対する補助金については道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会に対する補助金でカバーされているので二重の補助となっている。

(2) 交付要綱第 2 条により、補助対象経費は以下の 2 種類である。

道路愛護思想普及経費補助

道路愛護のための運動及び諸行事に要する経費について知事が必要と認める額
660 千円以内

地区道路愛護団体育成補助

道路愛護団体を設置している地区について、県内土木事務所を 1 単位として 1 団体当たり年額 45 千円

県の説明によれば、平成 12 年度から の補助金は に組み込まれたとのことであり、また交付要綱の趣旨に鑑みても交付要綱から削除すべきである。

(3)同協会は総会と役員会をAホテルで行い、337千円を支出しているが、このような高額支出は会費収入350千円、補助金収入485千円等収入総額が835千円にすぎない同協会にとってふさわしくないものと思料する。総会や役員会は宮城県道路協会、道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会および宮城県知事が会長を務めている宮城県常磐・三陸縦貫自動車道整備促進期成同盟会と共に行っているとはいえ、県は冗費の節約上、県の施設を利用するなど事業費の削減を促すべきであり、それによって補助金を減額すべきである。

4.2. 道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会補助金

担当部課	土木部道路課					
事業開始年度	昭和55年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	道路整備事業の推進を図るため、道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会が行う道路整備事業に要する経費について、当該協議会に対し、予算の範囲内において道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会補助金を交付するもの					
補助要綱等	道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会補助金交付要綱					
主な補助対象者	道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	216	-	216	-
	16年度実績	1	216	-	216	-
	17年度実績	1	216	-	216	-
	18年度予算	-	216	-	216	-

(指摘事項)

道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会は県内の道路整備を強力に促進するための道路財源の確保、道路予算の拡大等について積極的な活動を行うことを目的に設立された。

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1)交付要綱第1条によれば、「県は、道路整備促進事業の推進を図るため、道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会が行う道路整備促進事業に要する経費について、当該協議会に対し、予算の範囲内において道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会補助金を交付するもの」とされている。しかしながら、「4.1.宮城県道路協会補助金」の趣旨が広く解釈されているのであるから、現時点において当該補助金の交付は同協議会と宮城県道路協会と二重になっていると言わざるを得ない。

(2)同協議会は宮城県道路協会の実質的な上部組織であり、宮城県道路協会から 200 千円の会費を受領している。これは、他の会員の会費は 1 会員当たり 25 千円であるのに対して非常に高額なものである。このことは、より財政上豊かな宮城県道路協会から当協議会へ予算を回しているものと言える。

(3)同協議会の支出内容を見ると、事業費は 181 千円のみであり、それ以外の支出は道路整備促進期成同盟会全国協議会負担金が 970 千円および振込手数料 1 千円である。県補助金は事業費 181 千円より大きい 216 千円であるので、県補助金の一部が全国協議会負担金を負担していると言え、県補助金 35 千円は過大である。

(4)上記(1)から(3)のような問題がある上、補助金額は 216 千円と少額であるため当該補助金は廃止すべきである。

4.3. 統合河川整備事業費補助事業

担当部課	土木部河川課					
事業開始年度	平成 17 年度		事業終期年度	平成 21 年度		
補助目的	水害対策の向上を図るため、水防法の規定による市町村が行うハザードマップ作成に係る調査費用について補助を行うもの					
補助要綱等	総合流域防災事業実施要領(国) 統合河川整備事業費補助金交付要綱(県)					
主な補助対象者	事業期間内に置いてハザードマップ作成を行う市町村					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	-	-	-	-	-
	16 年度実績	-	-	-	-	-
	17 年度実績	2	2,360	-	2,360	-
	18 年度予算	-	1,900	-	1,900	-

(指摘事項)

国が策定した総合流域防災事業実施要領第六「補助金の交付 2. 補助率」の中で、ハザードマップ調査については、国が 1/3 を補助することになっているが、その条件として、都道府県が市町村に対し事業費の 1/3 を補助する場合に限るとしている。しかしながら、大和町のケースでは、事業費実績 3,530 千円であるが、端数切捨て処理をしたため、県はその 1/3 である 1,176 千円を若干下回った 1,160 千円の補助となった。

県からの補助率は国が定める補助率 1/3 を下回っているものの国からは補助金が交付されたので結果的に問題は顕在化しなかったが、国の要件を満たすために、このような場合では、端数の切上げ処理をすべきであった。

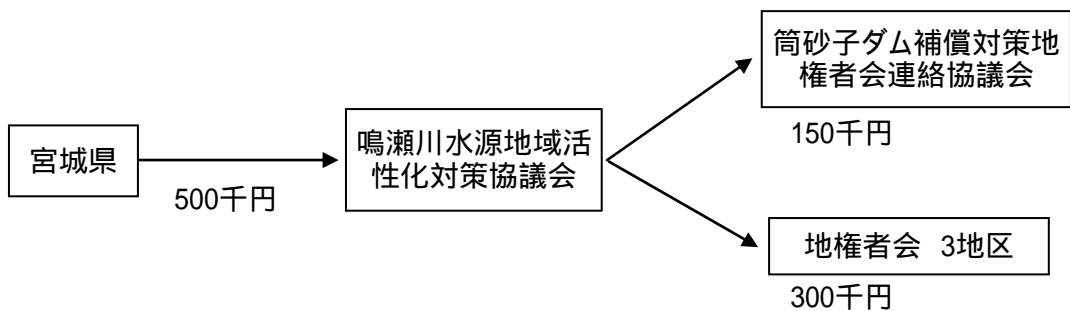
4.4 鳴瀬川水源地域活性化対策事業補助金

担当部課	土木部河川課					
事業開始年度	平成 14 年度		事業終期年度	平成 24 年度		
補助目的	鳴瀬川水源地域の活性化を目的として、鳴瀬川水源地域活性化対策協議会に対して補助することにより、筒砂子ダム建設の本格的な工事着手までの間、地域活性化の検討および協議ならびに関係者間の連絡調整を円滑に運営させるもの					
補助要綱等	鳴瀬川水源地域活性化対策事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県土木部河川課長を会長とする鳴瀬川水源地域活性化対策協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	500	-	500	-
	16 年度実績	1	500	-	500	-
	17 年度実績	1	500	-	500	-
	18 年度予算	-	750	-	750	-

(指摘事項)

交付要綱の第 1 条によれば、「県は、筒砂子ダム建設事業の遅れに伴う鳴瀬川水源地域の活性化を図るため、ダム建設事業の本格的な建設工事が着手されるまでの間、鳴瀬川水源地域活性化対策協議会が行う地域活性化の検討、協議及び関係者間の連絡調整に要する経費について、……補助金を交付する」とされている。当該経費に対する補助金は毎年継続して行われ、ここ数年は毎年 500 千円が補助金として交付されている。

鳴瀬川水源地域活性化対策事業補助金における補助金の流れは以下のとおりである。



当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1)平成 17 年度の補助金 500 千円のうち、150 千円は筒砂子ダム補償対策地権者会連絡協議会への交付金であり、筒砂子ダムの本格的な工事着手までの期間における地権者および地域の活性化に資する対応として検討・協議・連絡調整等の費用に活用しているとのことである。同連絡協議会の事業報告書によれば、検討・協議・連絡調整等について役員会 3 回、研修会 1 回、その他会合 3 回を行っている。収支決算書には役員会費および研修会費の項目で総額のみが記載されており、その他の会合費用にいたっては何ら記載がない。また、長沼ダム視察の研修会の後に場所が離れている志津川のホテルで総会を行い 1 泊しているなど、補助金を受給する側としては贅沢な行為と言わざるを得ない。

このような状況にもかかわらず県は支出内容について何ら証拠資料を確認していない。同連絡協議会の収入は全額県からの補助金であるから、県は支出内容を十分に確認し、その妥当性を吟味すべきである。

(2)同連絡協議会の平成 17 年度における前年度繰越金は 102 千円であった。補助金は毎年精算されることが前提であり、余剰が出た場合には原則県に返還することが基本である。同連絡協議会の収入は全額県からの補助金であるから、前年度繰越金は、一旦県に返還し、改めて平成 17 年度の補助金を交付すべきであった。次年度繰越金についても同様である。

(3)対策協議会は地権者会 3 地区に各 100 千円、計 300 千円の交付金を支給しているが、県は当地権者会の支出についても何ら証拠資料を確認していない。これでは補助金の支出効果を把握していないと言わざるを得ない。

また、当該 3 地区は連絡会の費用に活用しながらも将来的な視察・基金的資金として活用するため、地区口座に一部残金を積み立てている。平成 17 年度の各地権者会の支出額および次年度繰越金である積立金残額は以下のとおりである。

(単位:千円)

地権者会	当年度の支出	積立金残額
A 地区	なし	300

B地区	30	410
C地区	17	190

(注)地権者Cの当年度支出額には用地補償費は含めていない。

地権者会においても上記(2)と同様に、補助金は毎年精算されることが前提であり、余剰が出た場合には原則県に返還することが基本であるため、一部であれ残金を積立てることは許されるものではない。

45. みやぎの住宅産業振興支援事業

担当部課	土木部住宅産業振興室					
事業開始年度	平成 15 年度		事業終期年度	平成 17 年度		
補助目的	住宅関連企業等が行う各種研究開発や需要開拓等の支援を目的として、地元工務店等に対して助成することにより、住宅建設にかかわる総合的な産業振興と良質なストック形成型の新たな市場形成を確立するもの					
補助要綱等	みやぎの住宅産業振興支援事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	建築関連企業等					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	10	2,637	-	2,637	-
	16年度実績	26	42,435	-	42,435	-
	17年度実績	51	59,504	-	59,504	-
	18年度予算	-	-	-	-	-

(指摘事項)

当該補助金は、宮城県緊急経済産業再生戦略プランにおける、「みやぎの住宅産業振興プロジェクト」として、住宅建設にかかわる総合的な産業振興と良好な住宅ストック形成を目指し、スクラップアンドビルド型の住宅生産から長期的に良好な居住性能を持つストック形成型の新たな市場形成を確立するため、住宅関連企業等が行う住宅産業の振興と活性化に資する研究開発や需要開拓に必要とする経費について、当該住宅関連企業等に対し、補助金を交付するものである。

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1)消費税および地方消費税の取扱い

交付要綱第4条第2項によれば、「この補助金に関する消費税及び地方消費税(以下消費

税等という。)に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時においてこの消費税等に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない」とされている。しかし、県はA社およびB社のケースにおいて消費税込額を補助対象金額としていた。これは明らかに交付要綱違反である。県の対応としては、「補助金の申請時に消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合に減額して申請することになっており、明らかでないものについては対象としている」とし、消費税込額で補助金額を算定していたとのことである。

論理的にも、消費税等は実質的に課税事業者においては経費にならないものであるため、補助金額を算出する際、消費税等を補助対象経費に含めることは不合理である。また、一般事業者において課税事業者か否かについては2事業年度前の課税売上に基いて決定されるのであるから、補助金申請時には上記2社が課税事業者か否かは自明である。県は補助対象者が課税事業者か否か確認すれば済むことであるにもかかわらず、これを怠っているのだからの対応に問題があったと言わざるを得ない。

結果的には、県の補助金決定額は若干の端数調整を行っているため、消費税抜金額に基づいて算出した額を下回っており補助金額に影響は無かったが、今後は県の対応を、「補助金の申請時に消費税等に係る仕入控除税額をしないことが明らかな場合にのみ、消費税等を補助対象にする必要がある」に変更する必要がある。

(2) 証拠資料の入手

A社の補助対象経費について証拠資料が添付されているが、経費等については領収書のみであり、内容は品代となっている。これでは支出内容が不明であり、確たる証拠にはならない。また、収支明細書に建材費、加工費、会場費等の記載はあるが外部証拠ではない。したがって、県は請求書等を入手し支出内容を確認する必要がある。

B社の広報宣伝費については振込書を入手しているが、そのみでは何に対しての支払なのか資料としての信憑性に欠けるため、請求書等を入手し、支出内容や金額の妥当性を検証すべきである。

C社のセミナーと展示場に関する経費については、まとめて一つの領収書で283千円のみ記載されており、かつ支出内容の記載もないためそれらの支出内容や金額の妥当性を領収書のみでは判断できない。したがって、支出内容を記載した領収書を入手するか、別途請求書の入手が必要である。

同じく、同社の領収書141千円についても一本で記載され支出内容が判明していないが、収支計算書上の内訳に「D氏宅」として126千円しか記載されていない。したがって、これだけでは支出内容が補助対象として問題ないのか、金額が正確なのか判明しない。さらに、E社の領収書893千円についても一本で記載され内容が判明していないが、収支計算書上内訳にセミナー情報として210千円、「D氏宅情報」として120千円の記載がある。しかし、これらは内書きであるため、金額の正確性を保証できない。経費等についての内容、金額の妥当性の検証が行われていないと言わざるを得ない。

46. 宮城県学校保健会事業補助金

担当部課	教育庁スポーツ健康課					
事業開始年度	平成 12 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	県内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特殊教育諸学校の学校保健の振興を図るもの					
補助要綱等	宮城県学校保健振興補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県学校保健会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	410	-	410	-
	16 年度実績	1	410	-	410	-
	17 年度実績	1	410	-	410	-
	18 年度予算	-	300	-	300	-

(指摘事項)

当該補助金は宮城県学校保健会が主催する事業の運営に係る経費について、定額を交付するものである。

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1)同団体の事業費は a.学校保健大会費 b.会報研究集録費 c.部会研修会補助 d.調査研究費 e.ブロック別連絡費 f.都市保健会補助 g.大会等参加旅費補助 h.都市保健会事務局連絡費補助 i.日本学校保健会受託事業費であり、相当分が同団体の下部組織等へ交付されている。県は決算書や実績報告書を入手しているものの、それらの交付金の使途や経費の証拠資料について確認を行っていない。したがって、毎年決算後に同団体の下部組織等への交付金の使途や経費の証拠書類について内容を十分に確認する必要がある。

(2)同団体は小学校、中学校および高校の児童生徒からの 1 人当たり 30 円の拠出金によって運営している。平成 17 年度において当該拠出金による収入額は 6,342 千円であり、支出額は積立金を除くと 5,830 千円と十分賄える金額である。それにもかかわらず、同団体は県より補助金を収受している。また、平成 17 年度に積立金 2,100 千円を計上しているため、平成 18 年 3 月 31 日現在の積立金合計は 12,453 千円となり、さらに次年度繰越金を 1,692 千円計上している。すなわち、この団体は財務状況や運営収支が資金的に裕福な団体であり、このような団体に 410 千円の補助金を交付する必要性に乏しく、当該補助金を廃止すべきである。

4.7. 地域スポーツ活動推進費補助金

担当部課	教育庁スポーツ健康課					
事業開始年度	平成 14 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	県内のスポーツを振興し県民の体力向上を図るため、財団法人宮城県体育協会が行う競技力向上対策その他の活動に要する経費に補助をするもの					
補助要綱等	財団法人宮城県体育協会活動費補助金交付要綱 地域スポーツクラブ普及推進事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	財団法人宮城県体育協会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	8,365	-	688	7,677
	16 年度実績	1	6,926	-	800	6,126
	17 年度実績	1	7,357	-	691	6,666
	18 年度予算	-	10,550	-	800	9,750

その他:国体基金

(指摘事項)

地域スポーツクラブ普及推進事業補助金交付要綱(以下「A 交付要綱」という。)第 1 条によれば、「財団法人宮城県体育協会は、地域住民のスポーツ活動をささえ、スポーツを通じた地域コミュニティーを構築するための活動拠点となる「総合型地域スポーツクラブ」の創設・育成を早期に実現するため、地域の体育・スポーツ活動の中核を担う市町村体育協会が実施する地域スポーツクラブ普及推進事業に要する経費について……補助金を交付する」としている。

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1) 地域スポーツクラブ普及推進事業においては、県から宮城県体育協会に交付する補助金に関する財団法人宮城県体育協会活動費補助金交付要綱(以下「B 交付要綱」という。)に加えて、宮城県体育協会から市町村体育協会に交付する補助金に関して A 交付要綱を別途作成している。A 交付要綱の別表によれば、各市町村へ交付する補助金の上限は 150 千円となっている。

しかし、加美町だけは 450 千円の補助金が交付されている。その理由は平成 15 年 4 月に中新田、小野田、宮崎の 3 町が合併し加美町となったことに伴い 3 町の体育協会も合併したことによるものである。当該補助事業は合併に伴う経過措置として 3 年間は合併前の体育協会数分交付できるとしている。しかしながら、その旨については県による運用で行われているだけで、A 交付要綱には何ら記載がない。

また、仙台市は区毎に 150 千円の補助を受けているため合計で補助金 750 千円の交付を

受けているが、これについても規定がなされていない。これらについてはA 交付要綱に規定がないにもかかわらず、補助金額を決定しているものであるが、透明性を確保するため、その旨をA 交付要綱に明確に規定する必要がある。

(2)市町村体育協会全体研修会の事業費を補助対象経費としているが、B 交付要綱上補助対象か否か明確になっていない。B 交付要綱第2条によれば、「補助金の交付対象となる事業、補助対象経費及び補助額等は、別表のとおりとする」とあり、別表においては、「ブロック研修会開催費」として、「市町村体育協会を対象としたブロック研修会の開催に係る会場使用料及び消耗品費等事業の実施に要する経費」を補助対象としている。

町村体育協会全体研修会について、「主催団体こそ地区体育協会協議会と県体育協会であるが、全体研修会も市町村体育協会を対象としており、県ブロックと考えて補助を行っている」ため、県はこの「ブロック研修会開催費」欄を利用して補助を行っている。しかしながら、同協会は全体研修会の他にブロック研修会も別途行っているため、ここで言うブロック研修会には全体研修会が含まれていないことは明白である。したがって、県が全体研修会に対して補助を行うのであれば、B 交付要綱の別表を修正し全体研修会を補助対象事業に加える必要がある。

(3)市町村体育協会ブロック研修会補助金交付要綱第1条によれば、「財団法人宮城県体育協会は……市町村体育協会ブロック協議会が実施する市町村体育協会ブロック研修会事業に要する経費について、予算の範囲内において、市町村体育協会ブロック研修会補助金を交付する」としており、補助金額を「予算の範囲内」で行うという漠然とした規定になっている。補助対象経費もほとんど制限は見られず、補助率もほとんどの事業で100%交付となっている。これでは節度ある経費の使い方を逸脱するおそれもあるため、補助対象経費を明確にし、補助率および上限額を設定すべきである。

.その他

1. 会計検査院指摘事項

(1) 中山間地域等直接支払交付金事業

担当部課	産業経済部むらづくり推進課					
事業開始年度	平成 12 年度	事業終期年度	平成 22 年度			
補助目的	中山間地域において、農業生産活動を行う農業者に対し直接支払いを実施し、担い手の減少、耕作放棄地の増加等による農業の多面的機能の低下を防ぐもの					
補助要綱等	宮城県中山間地域等直接支払交付金等交付要綱					
主な補助対象者	市町村					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	(県)一般財源	
	15 年度実績	21	292,295	192,167	100,128	
	16 年度実績	21	290,270	190,217	100,053	
	17 年度実績	17	216,202	140,786	75,416	
	18 年度予算	14	215,858	140,505	75,353	

(指摘事項)

当該補助金は、中山間地域の耕作放棄地の発生防止や水田の貯水による洪水の防止、地下水のかん養、美しい田園風景の保持等の多面的機能の維持増進を図り、集落を基礎とした営農組織の育成や担い手への農用地の集積等、中山間地域の自立的かつ継続的な農業生産活動等の体制整備に対する取組みに係る経費に対して補助するものである。

当該補助金の交付を受けるためには、集落で行う具体的な活動内容を集落協定として締結するとともに、5 年以上農業生産活動等を行う必要がある。また、補助金額の算定は、土地の地目(田、畑、草地、採草放牧地等)、面積、傾斜の程度、集落協定の目的(耕作放棄地発生防止、農業生産活動等の体制整備)によってそれぞれ異なる単価が用いられて算出されている。

平成 18 年度に他県の会計検査院が実施した会計実地検査において、対象農用地の選定等が適切に行われていないことや集落協定において取組むこととされている農業生産活動等が適切に実施されていないことを原因として、この制度の運用が適切に行われていない旨の指摘がなされている。会計検査院は、今回の指摘についての発生原因を、次のように述べている。

市町村の原因

本制度の趣旨、内容についての理解が十分でなく、

中山間地域等直接支払制度の対象となる農業用地(対象農用地)の選定等に当たり農用地区域内の農用地となっているかについての確認が十分でなかったり、団地の勾配の算定を誤ったりなどしていること。

集落協定(集落で行う具体的な活動内容をまとめたもの)で取り決めた農業生産活動等を行う農用地(協定農用地)については、推進要領に基づき、毎年度、対象農用地基準を満たしているかどうかなどの審査を行い、農業生産活動等の実施状況について現地確認を行うこととされているにもかかわらず、この審査および現地確認並びに審査等に基づく農業者等に対する適切な指導が十分に行われていないこと。

道府県の原因

本制度の趣旨、内容についての理解が十分でなく、市町村における対象農用地の選定等並びに協定農用地に係る毎年度の審査および現地確認の実態の把握、並びにこれらに基づく市町村に対する適切な指導が十分に行われていないこと。

農林水産省の原因

道府県および市町村に対する本制度の趣旨、内容についての周知徹底、道府県および市町村における制度の実施状況の把握並びに制度の適切な実施に資する情報提供および指導助言が十分に行われていないこと。

(会計検査院の指摘に対する県の対応状況)

本制度は、基本的に市町村が実施を行い、県はその実施状況を確認する立場にあるが、今回の指摘に関して、県は平成18年11月下旬を目途に、県内の全市町村について、制度が適切に実施されているかどうか調査している。

その結果、対象農用地に指定されていない農地が交付対象となっていたケースや田の地目に永年作物(りんご)を作付けし、畑として利用していたケースなどが判明し、これらについては、過年度分の返還187千円および平成18年度分の減額交付93千円の手続で対応している。

(監査人の意見)

今回の問題点は会計検査院が指摘しているように、県が市町村における補助対象農用地に対する審査および現地確認の実態把握とそれに基づく適切な指導が十分でなかったことが一因である。今後はこのようなことが起こらないよう、市町村の審査および現地確認の状況の把握に努め、さらに、必要な場合には、自ら現地視察を行い確認するなどの措置を講じ、市町村に対して適切な指導が十分に行えるよう対処する必要がある。

(2) 宮城県漁業就業者確保育成事業

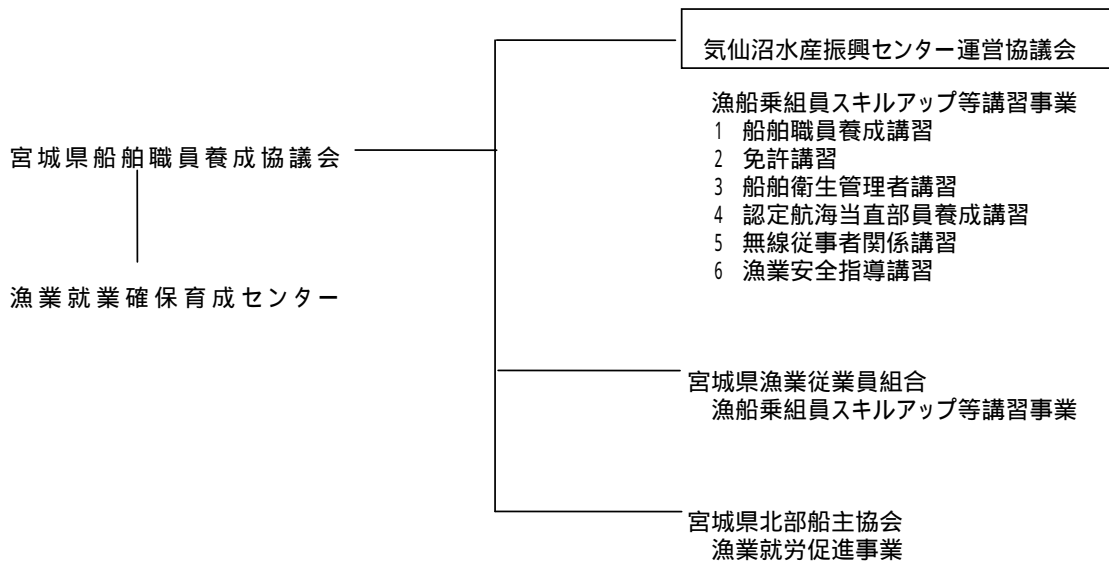
担当部課	産業経済部漁業振興課					
事業開始年度	平成 5 年度		事業終期年度	平成 17 年度		
補助目的	この事業は、漁業就業者の確保や能力向上を目的として、宮城県船舶職員養成協議会が行う講習開催等に対して補助することにより、漁業の後継者養成を通して漁業を振興するもの					
補助要綱等	宮城県漁業就業者確保育成事業費補助金交付要綱(～H16) 宮城県強い水産業づくり交付金交付要綱(H17～)					
主な補助対象者	宮城県船舶職員養成協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	3,342	1,671	1,671	-
	16 年度実績	1	3,130	1,565	1,565	-
	17 年度実績	1	1,514	757	757	-
18 年度予算	-	-	-	-	-	

(指摘事項)

県では、宮城県船舶職員養成協議会を認定団体とし、間接補助事業として平成 5 年度から漁業就業促進対策事業を実施している。当該補助金について、平成 18 年 2 月 13 日から同年 2 月 17 日までの期間で実施された会計検査院の会計実地検査の結果、次のような指摘があった。

気仙沼水産振興センター運営協議会で実施した 6 つの漁船乗組員スキルアップ講習のうち、4 講習は、財団法人日本船員福利雇用促進センターからの委託を受けて実施しているものであり、同協議会の負担がないため補助対象にはならない。

また、同財団との関わりのない 2 講習についても、講習生から徴収した受講料等の収益見合いの費用を補助対象に計上している。



財団法人日本船員福利雇用促進センターからの委託事業

(会計検査院の指摘に対する県の対応状況)

県としては、会計検査院の指摘を受け、事業実施主体の関係書類等を調査した結果、船舶職員養成講習、免許講習、認定航海当直部員養成講習、無線従事者関係講習については同財団との委託契約を締結していたことを確認した。

なお、平成 17 年度事業分については、少なくとも同財団からの委託により実施されていた講習については、補助対象から除いて執行したとのことである。

(監査人の意見)

この件について、宮城県が諸々の資料から問題点を発見できたかどうか検討したが、基本的には困難であるとの見解を抱いている。唯一、平成 17 年 3 月 1 日現在の平成 17 年度船舶職員養成講習等実施計画では、今回指摘のあった講習については、「財団法人日本船員福利雇用促進センター主催事業で、受講料は無料です」と明記されている。これによって、宮城県船舶職員養成協議会等の支出が無いことの推測は可能であったが、県は気付かなかったとのことである。

平成 17 年度の当該補助金については、会計検査院の指摘に基づき補助金算出方法を修正し、正しい金額で補助金が交付された。平成 16 年度以前平成 12 年度までの過大交付分については、平成 19 年 1 月 30 日に開催した同協議会の臨時総会において返還の意思表示を行ったところであり、返還額については現在精査中のため不明である。県は現在、同協議会に対し補助金の返還に向けた対応をしているとのことであるが、このような問題が発覚した以上迅速に返還に向けて対応する必要がある。

さらに、このような補助金交付違反があった場合は、ペナルティーが課される補助金交付決定の取消しについても検討すべきである。

なお、当該補助金は平成 17 年度をもって廃止されている。

2. 監査委員指摘事項

(1) 認定団体促進指導費

担当部課	産業経済部産業人材育成課					
事業開始年度	開始年度不明		事業終期年度	平成 21 年度		
補助目的	中小企業事業主また中小企業事業主団体等が知事の認定を受けて実施する職業訓練に対して補助を行い、民間で行われる職業訓練が体系的、段階的に実施され技術革新の進展に対応できる職業人を養成されることを図るもの					
補助要綱等	職業能力開発促進法 雇用保険法 認定職業訓練事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	県内の認定職業訓練校(実施団体及び事業所)					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	16	56,797	28,398	28,399	-
	16 年度実績	17	50,813	25,405	25,408	-
	17 年度実績	16	45,747	22,870	22,877	-
	18 年度予算	-	42,651	21,319	21,332	-

(指摘事項)

当該補助金は、職業能力開発および向上を図るため、雇用保険法、職業能力開発促進法に基づき県が認定した職業訓練団体が行う認定職業訓練の運営費等を補助するものである。

そのうち、認定職業訓練事業費補助金について、登米市技能訓練協会から提出された実績報告書では、事業が交付決定どおり実施されたことが確認できなかったため現地調査を実施したところ、実績報告の一部の事業は架空であり、認定職業訓練事業費補助金および認定訓練派遣等給付金を不正受給していたことが判明し、平成 17 年度分が返還されたものの、なお、過年度分が未収となっていることから、早急な返還を求めるとともに、再発防止を指摘された。

(監査委員の指摘に対する県の対応状況)

県は、監査委員の指摘を受け、再発防止を図るため検査内容の改善を行い、平成 18 年 9 月から 17 補助対象者の業務検査を実施している。そのうち宮城県理容生活衛生同業組合については、平成 18 年 12 月 18 日に実施した。

同組合は理容店等の勤務者の技術習得を促進するために職業訓練施設を持ち、事業主から理容技術の訓練のための受講生を受け入れている。同組合の職業訓練校としての認定日は平成 15 年 11 月 17 日であり、国家試験受験準備コース、カラーリングコース、メンズネイルケアコース等 9 つの普通職業訓練を行っている。当該補助金の交付状況は以下のとおりである。

平成 16 年度確定額	1,278 千円
平成 17 年度確定額	2,700 千円
平成 18 年度交付決定額	2,400 千円 (うち 1,368 千円概算払済み)

その結果、平成 17 年度と平成 18 年度に不自然な重複受講が多数認められたため、平成 18 年度の受講者名簿から受講生を派遣した事業主を抽出し受講状況を直接確認したところ、受講生を派遣した事実のないことを確認したので、受講生水増しによる補助金の不正受給と判断し、同組合に対し実態調査を命じた。平成 19 年 1 月 26 日、同組合から平成 15 年度から平成 17 年度までの 3 か年で全受講生 758 人のうち 200 人を超える受講生が架空である他、重複受講もある旨の報告があった。

(監査人の意見)

この職業訓練関連の補助金については、平成 18 年 6 月に登米市技能者訓練協会が約 17 百万円の補助金を不正に受けたことが発覚したことに基づき、県が他の訓練団体についても同様な事案の有無について調査した結果、発見されたものである。

しかし、それ以前についても昭和 58 年度に宮城県理美容協会の職業訓練校が同様の補助金不正受給問題を起こしており、岩手県理容美容訓練協会(花巻市)においても、平成 11 年度から平成 15 年度までにおいて約 13 百万円の不正受給が明らかになっている。県はそれらの教訓があったにもかかわらず、昨年度まで県は調査内容を単に書類調査で済ましていたことに対して反省をするとともに、今後はより深度ある検査体制を確立すべきである。

なお、県は同組合の報告内容を精査した上で必要に応じて事業主調査を実施するとともに、不正受給の実態を解明した上で補助金を返還させることとしている。さらに、組合の解散や役員解任勧告などの指導も検討しているとのことである。この問題の解決を単に補助金の返還のみで済ますのでは、不正を行っても見つからなければ良いという、いわゆる「貰い得」を助長することにもなりかねず、何らかのペナルティも求めてしかるべきである。さらに、このような意図的な不正に対しては、県民の財産を守るためにも、刑事告訴も辞さない覚悟で臨むべきである。

3. その他

(1)水防訓練事業

担当部課	土木部河川課					
事業開始年度	昭和 57 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	水災を警戒し、防御し、水防思想の普及を図るため、水防管理団体(市町村等)が行う水防訓練事業に要する経費を補助するもの					
補助要綱等	水防訓練事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	水防管理団体					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	7	700	-	700	-
	16 年度実績	7	700	-	700	-
	17 年度実績	8	800	-	800	-
	18 年度予算	-	800	-	800	-

(指摘事項)

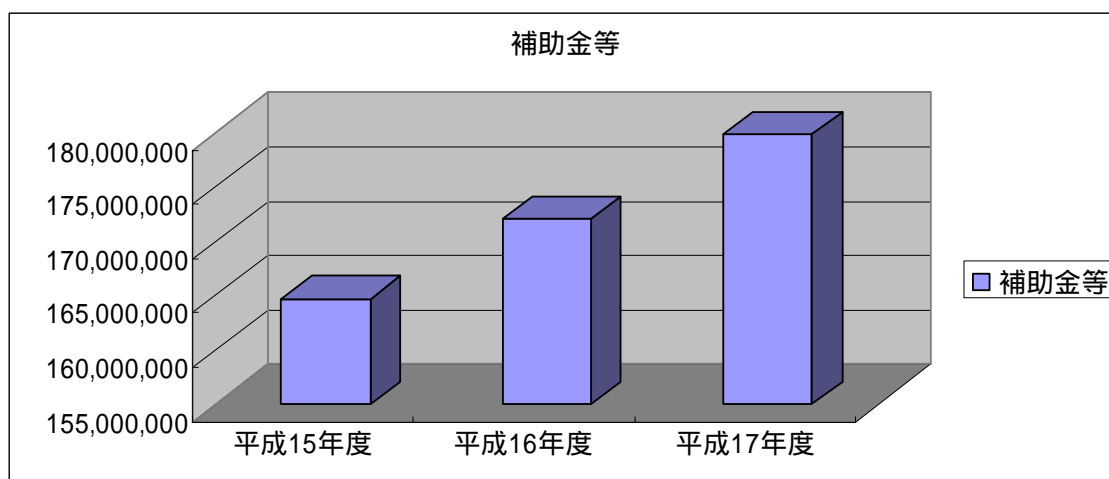
水防法第 35 条によれば、「指定管理団体は、毎年水防団、消防機関および水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。」とされている。水防活動自体は、住民の生命、財産を守る重要な活動であるにもかかわらず、平成 17 年度に宮城県内で実施された水防訓練は共同開催も含めて 16 市町村のみである。こうした状況から、指定水防管理団体の水防訓練実施の一層の奨励のため、県は当該補助制度を設けているものである。

しかしながら、水防訓練は上記のごとく必要不可欠な訓練であり、水防法で行わなければならないとされているのであるから、補助対象、補助金額に関らず、全指定水防管理団体(市町村等)で行われるべきである。この点、水防訓練を行っていない市町村の意識高揚が必要とされる。

包括外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

宮城県補助金の概要

1. 補助金の概要



(単位:千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
一般会計歳出支出済額	824,420,836	824,178,479	821,172,811
補助金等*	164,741,293	172,086,821	179,798,125

* 監査対象である補助金の他に一般会計負担金および交付金を含む。

平成 13 年 10 月の「財政再建推進プログラム」により平成 14 年度から平成 17 年度に「補助金の見直し」が取組目標として挙げられているにもかかわらず、平成 15 年度から平成 17 年度の補助金等実績は年々増加している。このことは、いかに補助金が既得権益化しやすく削減が困難であるかの一端を表しているものと受止めることができる。

トップダウンによる総枠抑制が重要である。

2. 金額別補助金の状況

補助金額範囲別の補助金件数と補助金額の状況

補助金額の範囲 (単位:百万円)	補助金の件数		補助金額(単位:千円)	
	数	累積割合	金額	累積割合
1,000 以上 ~	11	1.8%	30,745,864	50.4%
500 以上 ~ 1,000 未満	9	3.4%	6,798,704	61.5%
100 以上 ~ 500 未満	72	15.4%	17,048,855	89.5%

50 以上 ~ 100 未満	43	22.6%	3,011,443	94.4%
10 以上 ~ 50 未満	109	40.9%	2,549,237	98.6%
9 以上 ~ 10 未満	11	42.7%	104,551	98.8%
8 以上 ~ 9 未満	10	44.4%	82,733	98.9%
7 以上 ~ 8 未満	14	46.7%	102,739	99.1%
6 以上 ~ 7 未満	15	49.2%	96,487	99.2%
5 以上 ~ 6 未満	14	51.6%	75,017	99.3%
4 以上 ~ 5 未満	22	55.3%	99,449	99.5%
3 以上 ~ 4 未満	20	58.6%	67,502	99.6%
2 以上 ~ 3 未満	37	64.8%	86,458	99.8%
1 以上 ~ 2 未満	63	75.4%	89,297	99.9%
0.5 以上 ~ 1 未満	61	85.6%	41,520	100.0%
~ 0.5 未満	86	100.0%	20,467	100.0%

補助金のうち平成 17 年度補助金決算額について、表のような補助金額の範囲について件数とその金額の分布状況について調べてみた。

その結果、金額上位でみると、件数にして 2.0% でしかない 1 件当たり 10 億円以上の補助金が補助金額全体の過半数を占めていることが分かる。逆に金額下位でみると、件数にして約半分を占めている部分(補助金額で 6 百万円未満)は補助金全体で見れば約 0.8% 程度であることが分かる。

・ 補助金調査票からの結果

補助金についての状況を把握するために、「補助対象事業調査票」を作成し、各部局に配付し記入の協力をいただいた。その記入結果から以下のような問題点等が把握された。

1. 補助金交付要綱の有無について

「補助対象事業調査票」で補助金交付要綱の有無について調査した。その結果は次のとおりである。

	件数	割合
交付要綱あり	595	99.7%
交付要綱なし	2	0.3%
	597	100.0%

「交付要綱なし」とは県が補助金の交付に当たり根拠となる交付要綱を作成せず、関係法令等を根拠としていたものである。

交付要綱は補助目的、補助対象経費などを明確にし、補助事業の適切な執行を図るために作成される。交付要綱によって、その補助対象経費等が明記されなければ補助金額が妥当なものかどうかの判断を行うことができない。

交付要綱が無かった補助事業のうち1件は実質的には負担金であり、法令において補助対象経費が明確にされている。残る1件については法令等で明確にされていないため、意見24. 温水プール建設費借入金償還金補助金において問題点を指摘している。

補助金の適切な執行のためには、交付要綱を定める必要がある。

2. 補助対象事業費の内訳について

「補助対象事業調査票」で補助対象事業費の種類について調査した(複数回答可)。その結果は次のとおりである。

	件数
施設設備等整備費	131
事業運営費	348
団体運営費	38
事業運営費と団体運営費の両方	53
利子補給	40
その他	13

調査結果からは事業運営費が最も多く、次に施設設備等整備費の順となった。この補助対象事業費の種類は、その補助金の審査方法に影響を与えることとなる。すなわち事業運営費であれば、その事業の確実な実行と支出内容の確認に審査重点があり、団体運営費であれば、その団体の決算書等による補助金額の金額決定が重点となる。さらに施設設備等整備費では、施設整備内容を立入検査により確認することに重点が置かれることになる。

したがって、担当課が審査重点に対応した審査を行うことができるようにするために、補助金交付要綱により、補助対象事業費を明確にする必要がある。

3. 事業開始年度および終期設定について

「補助対象事業調査票」で事業開始年度および終期設定について調査した。その結果は次のとおりである。

事業開始年度	件数	割合
昭和	171	28.6%
平成	369	61.8%
不明	57	9.6%
	597	100.0%

事業終期年度	件数	割合
設定あり	258	43.2%
設定なし	339	56.8%
	597	100.0%

事業開始年度が昭和もしくは開始年度不明等を合わせると約 4 割となるが、これらは事業開始から少なくとも 17 年以上経過していることとなる。

また、事業終期年度の設定が行われていないものは、6 割近くとなっている。昨今の宮城県の財政事情を鑑みると補助金は縮減せざるを得ず、新規の補助金を支給する場合には、補助対象期間を 3 年程度とし、最終期限とともに原則廃止とするのが望ましい。

4. 補助効果の目標設定および事後確認について

「補助対象事業調査票」で目標設定および事後確認について調査した。その結果は次のとおりである。

補助効果の測定指標・目標設定	件数	割合
あり	205	34.3%
なし	392	65.7%
	597	100.0%

補助効果の事後確認	件数	割合
あり	143	24.0%
なし	454	76.0%
	597	100.0%

これから明らかなように目標設定が行われている補助事業が少なく、事後確認が行われているものも少ない。マネジメントサイクルの一つである PDCA サイクルで考えると、次のようになると考える。

- P (Plan) ……目標設定
- D (Do) ……補助事業の実施
- C (Check) ……事後確認
- A (Action) ……補助金の必要性判断

目標設定は補助金の必要性を判断するスタートラインであると考え。したがって目標設定が行われていないということは、必要性を判断することがそもそもできず、結果的に必要性の

判断がなされているものは少ないといえる。また、事後確認は、補助金の必要性判断に不可欠な作業である。目標設定および事後確認が行われていないのであれば、補助金は、その必要性がまったく検討されずに継続的に支出し続けることになりかねない。

地方自治法第232条の2にある公益上の必要性を充足するためにも、補助効果の目標設定および事後確認が必要であると考える。

5. 実績報告書の徴収について

「補助対象事業調査票」で実績報告書の徴収について調査した。その結果は次のとおりである。

実績報告書の徴収	件数
あり	593
なし	4
	597

宮城県補助金等交付規則第12条では実績報告書の提出が求められているが、その徴収を行っていないとの回答が4件あった。補助事業の内容を見ると「事業運営費」1件、「団体運営費」1件、「事業運営費と団体運営費の両方」1件、「利子補給」1件となっている。これらは、実績報告書の徴収を行っていないという回答であったが、実際には同規則に基づく実績報告書に相当する報告を徴収し、実績を確認している。そのため実質的には問題ないと考える。

6. 審査の状況について

「補助対象事業調査票」で審査の状況について調査した。その結果は次のとおりである。

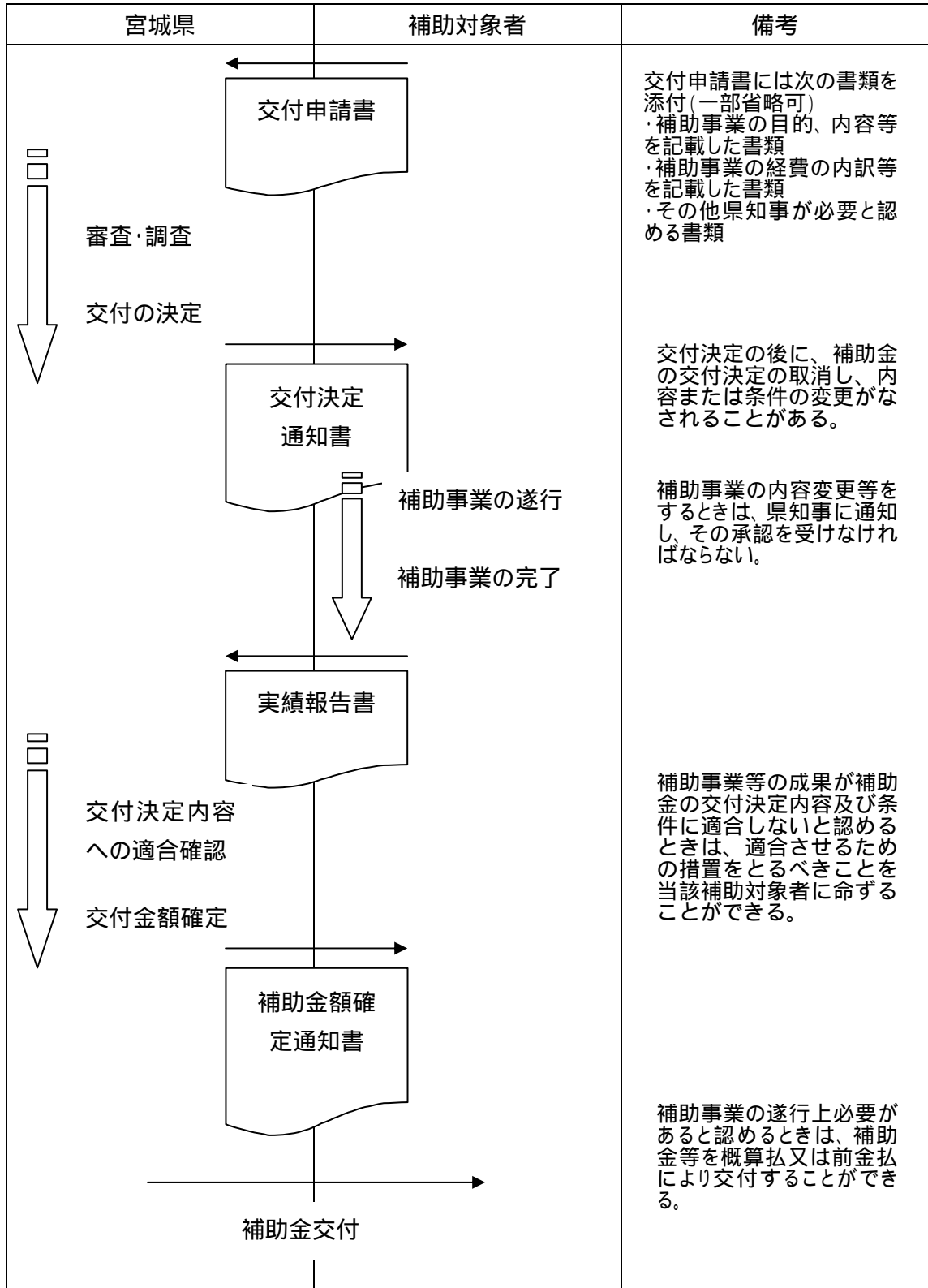
審査の状況	件数
審査あり	597
審査なし	0
	597

宮城県補助金等交付規則第4条では補助金の交付決定の際には審査が必要とされている。審査については同規則に沿って行われており問題はない。

ただし、審査ポイントを定めたチェックリストの活用について改善の余地がある。

* . 補助金のあり方と問題点に関する総合意見11. 審査チェックリスト参照

宮城県の補助金交付手続



・補助金のあり方と問題点に関する総合意見

補助金等とは、当該地方公共団体以外の者に対して交付される補助金、負担金、利子補給金その他の給付金で、相当の反対給付を受けないものをいう。

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」としている。「公益上必要がある」か否かは、「当該団体の長および議会が個々の事例に即して認定するが、これはまったくの自由裁量行為ではないから、客観的に公益上必要であると認められなければならない。当該団体としては、寄附または補助を行うに当たっては慎重にその必要性および効果等について検討を要する」（「逐条地方自治法」松本英昭著）ものと解釈される。

そもそも補助金は、宮城県の意向に沿って交付されるものとはいえ、公平性が求められるものである。したがって、資金的に余裕のある者、利益を享受している者に対して交付されることは必ずしも県民の支持を受けるものではなく、また資金的に逼迫している者、利益を享受していない者であっても、自己利益の探求は独自で自己努力を行った上に、宮城県としてそれを応援するという側面を忘れてはならないものと信ずる。すなわち、宮城県は県が行わなければ推進しない事業についてのみ行うことが肝要である。さらに、宮城県の財政が逼迫している折、個々の経営については個々に任せることも肝要である。

補助金は、一旦交付されると既得権益化されやすく、明確な理由がない限り、見直し、減額または廃止が困難な傾向にある。しかしながら、社会経済環境の変化や、宮城県民のニーズの多様化に伴い、以前は必要とされていた補助金はその必要性を失った場合には、補助率を減少させなければならない。補助金の公益性、必要性および公平性については、常に客観的な視点から見直しが求められる。

補助金は予算に占める割合が大きく、宮城県の財政は破綻に近い状況とも言え、緊迫の度を増している。したがって、財政状況の改善は喫緊の課題であり、そのためには補助金支出はできる限り圧縮する方策が求められていると考える

宮城県の補助金交付については以下の問題があり、早急に対策を講じる必要がある。

1. 県職員の自覚

補助金の削減・廃止については補助金を受給する企業・団体の努力が必要であるが、県職員の自覚も必要である。

県職員にヒアリングした結果、

- (1) 県財政難を思い無駄な費用をできるだけ削減し、ひいては補助金の削減・廃止について真摯に捉えている者
- (2) 自分の職責をまっとうするため、県の財政よりむしろ県の農業、漁業、林業など自らが担当する産業についてどのように活性化していくかに囚われている者
- (3) 補助した以上、補助対象者について弁護するような言い方をする者(厳しい言い方をすれ

ば組織人としての自己防衛を行っている者)

などいろいろな考え方を持った職員がいる。現時点の県財政が逼迫していることを考えると、もっと積極的に補助金の削減・廃止について、ともに考えていきたいと願う次第である。

2. 補助金ゼロの原則

補助対象者について見ると、農業、漁業および林業の一次産業に加え、特に自助努力で行われるべき二次・三次産業関係も、産業育成の名の下に県の補助意識が強い。また、社会福祉関係は、それなりに理解ができるところが多いが、社会福祉であれば弱者救済と言うことで何でもありの世界では補助金がいくらあっても足りない事態になる。宮城県の財政状況を考えれば、社会福祉も聖域ではなく、必ずしもすべてに亘って補助金の対象とすることは困難であると云わざるを得ない。

本報告書に個別に記載している結果、意見以外にも、それに近いと考えられる補助金が非常に多いことをこの場を借りて県民に伝えたいと思う。

一体補助金とは何であろうか。県が県民の税金を県民に代わって特定の団体に寄贈することに対して県職員はどのように考えているのであろうか。たとえば、農業関連事業課に所属していれば、農業の改善、発展を図るために一生懸命に職務を全うしている職員も多い。しかしながら、農業にしても元々はそれを自分の職業として選択し勤めているのであるから、基本的には自己実現、自助努力、自活すべきものであるため、補助金を充てにするようなことがあってはいけなし、予算が付いたにしても担当課も補助金を交付することに関して、昔から行われているから当然のものとして行われることの無いように心得ることが肝要である。逆に、長年補助金受給していると補助対象者も当然補助金が貰えるものであると考え、自活が遠のくことにもなる。

将来的には補助金の交付がゼロとなることが望まれるのであり、その方向性を決して見失うことの無いように考えてもらいたい。

3. 補助対象者における冗費の節約

運営費補助に関して、県職員の中には補助対象経費についてのみ問題視しているが、もし、補助対象経費以外に冗費を支出している先については、冗費を削減することにより同額補助金を削減することが可能であることは自明の理である。しかし、このようなことに関して無関心な職員が多いことは非常に残念であると言わざるを得ない。職員は単に交付要綱があるので、とか、交付要綱どおりに交付されていれば問題ないとかの次元でことに当たらないでいただきたい。お金に色は付いてないのであるから、補助対象経費以外であっても冗費が節約できれば、その部分の補助金も少なくて済むという発想で補助金の問題を捉えてもらいたい。補助金は本質的にお金がないが、県民のために頑張っている企業、団体に交付するものと言えるのではないかと思料する。

4. 補助対象者の財政状態

補助対象者の財務内容が裕福であるにもかかわらず、補助金が交付されている例が見受けられる。具体的には、多額な繰越金を持っており、かつ支出額を超える収入額が計上されている事例である。このような補助対象者に対しては補助金を交付する効果が少なく、他の補助対象者との公平性にも問題を生じる。補助金の廃止または減額を考えるべきである。

県の財政事情は大変厳しいこともあり、県は補助金に対してもっと真摯に向き合い、本当に補助金が必要な団体であるのか否かを十分検討する必要がある。たとえば、補助対象者が裕福な先、すなわち、次期繰越金や利益剰余金を十分に持っている団体に対しては、補助金交付の趣旨に合致しているからといっても、自給自足が可能な先であるので、そのような対象者に補助金を交付することに対しては十分検討されなければならない。その際には補助金交付の必要性の有無を特に再確認しなければならない。

5. 自助努力を促す必要性

基本的に団体の研修については、その団体の事業を推進する以上当然自前で行うべき事柄である。また、販売活動についても、商売を行う以上その団体にとって当然自助努力で行うべき事業であり、県からの補助金を当てにして行うべきものではないと考える。県内のベンチャー企業の中には、懸命に爪に火を燈すように経費を節約し頑張っている企業もある。県内産業の活力を引き出すために県が補助金を交付している、という意見が県職員から多く寄せられたのであるが、本来は各企業が自分自身のために必死に努力することによってしか、企業の繁栄はないのであって、県からの補助金を当てにしているようでは企業の発展はあり得ないと信ずる。したがって、県が補助金を交付するに当たっては必要最小限にしなければならない。

6. 県の外郭団体等

補助金が県の外郭団体や様々な任意団体に対して交付されている事例がある。それらの団体が県にとって必要な存在であるのか、また、どのような事業を行っており、それが公益性を伴うものなのかを勘案した上で補助を行う必要がある。現在、県は外郭団体の経営評価を行っているところである。補助金の制度は、正にこの経営評価を反映させたものでなければならない。県が行っている外郭団体の経営評価の結果に多いに期待するものである。

7. 補助金交付期限

一旦交付要綱が作成されると、その後は当該要綱に基づいて毎年当然のごとく交付されることが多い。補助金は時代の要請、社会の要請とともに当初の目的とは変化していくことは必然であり、補助対象者も補助対象事業も異なることになる。

過年度の補助金を廃止せず、新規の補助金が増え続ける限り、補助金支出は増加の一步を辿るだけである。したがって、交付要綱が実態に合っているのか常に検証する必要がある。実態に合わせ見直す場合は、補助金の要不要、多寡も含めて検討されなければならない。

そのためにも、新規の補助金を交付する場合には、当初の段階で補助金交付の最終期限を設定する必要がある。また、既存の補助金においても、交付要綱の見直しを図り補助金交付の最終期限を設定する必要がある。原則補助対象期間は最大 3 年程度とし、最終期限の到来とともに廃止とする。また、それ以前であっても補助金の目的に合致しなくなった時、補助金の効果がなくなった時または少なくなった時には、最終期限を待たずに補助金の交付を全部または一部打ち切ることがある旨を交付要綱において明確にしておく必要がある。さらに、その上で継続が必要な補助金については、期限延長の措置をとることが必要である。

交付要綱は、社会情勢の変化等に合わせて、より実態に合ったあるべき補助金の額と交付の方法を定めるために、毎年見直されるべきものである。

8. 補助事業の効果測定

補助金の効果を測定することが難しい事例が存在する。たとえば、補助対象事業がラジオCM放送料金の場合には、確かにこれによる効果がどの程度あるかを測定することは困難である。しかしながら、ラジオCMを聞いたことがあるかどうか、聞いた感想はどうかなど、団体の会員へアンケート調査を行うなど補助対象事業の実施効果を把握することは可能である。すなわち、効果測定を厳密に行うことは不可能であっても、何らかの形で効果を測定すべきである。

さらに、少額な補助金については、その効果が明確でない場合が多い。むしろ、当該補助金交付に係る県職員のコストを考慮すると、それ以上の費用が支出されているという状況が十分考えられる。少額な補助金については、特にその効果の有無を判断し、必要性を吟味すべきである。

9. 補助要件としての最低基準

補助金を有効に活用させるため、補助要件として金額に最低基準を設けている事例がある。その場合、申請時には予算額は最低基準を超えているものの、実績額が最低基準を満たしていない事例が見受けられた。それらの多くは最低基準を満たすために予算額を故意に過大計上しているとは思わないが、監査していく中で不自然な事例も見受けられた。このような状況に対応するために、交付要綱において、実績についても最低基準を満たさなければ、補助金の取消しが可能な旨を規定し、この基準に当てはまった場合には、県は勇断をもって補助金の取消しを決定すべきである。

10. 補助対象経費の確認審査

県は補助金の実績の確認を各市町村に委任しているケースがある。しかし、県は各市町村に委任したまま何ら行動をとっていないケースが見受けられた。県は各市町村が行った確認の内容を確認する必要があるし、場合によっては、自ら最終の補助対象者に立入検査を行うことも考えるべきである。ましてや、県が直接に補助を行っている場合には、実績報告書について財務諸表や証拠資料を充分確認する必要がある。

さらに、当該補助金が補助金交付先の支部等に定額交付している事例が見受けられるが、その場合には、当該支部の経費がどのように使われているのかを当該支部からの実績報告書および証拠資料に基づいて確認する必要がある。

11. 審査チェックリスト

平成 13 年度に「産業経済部を中心とした補助金の執行事務について」というテーマの包括外部監査が実施され、要旨として次の指摘がなされている。

『審査の有効性の点から、「誰が」「いつ」「どのようなポイントで」審査を実施したのか、審査の内容が記録として残るようすべきであり、また、各補助金の実情に照らし、申請時、実績報告時等での審査ポイントを定めることが望ましく、そのためには、たとえばチェックリストを作成し決裁書の添付書類とすることが考えられる。』

この措置状況に関する県の説明は次のとおりである。

平成 14 年 11 月 1 日付け「補助金総点検に伴う経費補助のあり方及び補助申請・実績報告確認手続きの改善について」に基づき、原則として実績報告の確認項目等を列挙したチェックリストを作成し、実績報告審査の際に使用することにより、実績報告の内容確認手続きの精緻化・記録化を図ることとした。これを平成 15 年度予算編成に反映させた。取りまとめた改善結果については平成 15 年 3 月 17 日に公表した。

今回の監査において、実績報告書審査時のチェックリストの活用状況を確認したが、県の標準雛形として作成したチェックリストをそのまま使用しているケース、部課単位で独自に作成したチェックリストを使用しているケース、チェックリストを全く使用していないケースが見受けられた。全く使用していないケースについては、チェックリストを活用すべきである。また、部課単位で独自に作成したチェックリストの中には、審査ポイントの記載がないなど、チェックリストとしては不十分なものも見受けられた。補助金の種類・内容によって審査ポイントは画一的ではないので、部課単位で独自のチェックリストを作成して使用することは評価できるが、その内容については改善の余地がある。

また、補助金交付申請書審査時のチェックリストについては未作成の状態であり、早期の作成、活用が望まれる。

12. 補助金交付の趣旨

交付要綱における冒頭の趣旨は非常に立派なことを記載しているのであるが、現実的には別表に具現化された規定を見ると冒頭の趣旨の対象範囲を広げている事例が見受けられる。補助金は基本的に冒頭に掲げられた趣旨に基づいた考え方をもち、その趣旨に基づいた補助対象者を決定すべきであり、冒頭の趣旨を別表にそのまま反映して補助対象者を募集すると補助対象者がなくなるからといって、安易に冒頭の趣旨を大きく逸脱するようなことがあってはならないと思料する。補助対象者がいない場合には基本的には、補助を行うべきではない。

13. 国庫補助事業

国の施策による国庫補助事業については、県としても原則追随せざるを得ないと考えますが、県の財政に鑑み、国の施策といえども県にとってあまりメリットが無い補助事業については、補助事業としての採択を思いとどまることも必要と考えるし、県の嵩上げ補助を行うべきではない。

14. 消費税および地方消費税への対応

消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)は補助対象金額から除かれなければならない。しかし、消費税等込額が補助対象額になっているケースが見受けられた。その理由の最大の問題は交付要綱の中で、以下のような規定をしていることに由来しているためと考えられる。

「この補助金に関する消費税等に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時においてこの消費税等に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。」

そのため、県の対応としては、「補助金の申請時に消費税等に係る仕入控除税額が明らかでない場合に減額して申請することになっており、明らかでないものについては対象としている。」ということになる。現在の消費税等の取扱いは、特定の業種を除いて、売上高1,000万円以上の企業は課税事業者になっているのであるから、基本は消費税等抜きで補助対象金額を算定し、逆に非課税事業者または免税業者になることが明らかでない場合のみ消費税等込みで補助対象金額を算定すべきである。

なお、課税事業者か否かは2年前の売上高に基づいて決定されるため、県においても申請時に把握することは可能であるし、事後的にも消費税等の申告書によって確認することは可能である。

15. 出張日当

出張日当について補助対象経費に含めている事例が見受けられる。補助対象者によっては、申請時から補助対象経費に含めずに申請を行っているところもあり、補助対象者の間で不公平が存在する。そもそも出張日当については、事業を行う上では確かに必要な経費ではあるが、補助対象者の内部規定により多寡が恣意的に定められているものであり、客観性に乏しいこと、外部への実費ではないことから、出張日当については原則補助対象経費から除外すべきである。

16. 交付要綱の公開手段

補助金交付要綱は県政情報センター(県庁舎地下1階)にて閲覧し、1枚10円にて複写することができるが、情報公開の促進と利便性向上のために、県のホームページに掲載すべきである。

17. 補助金不正受給問題

平成 16 年度から平成 17 年度にかけて補助金の不正受給の問題が 3 件判明した。それらについては本報告書の . その他の 1. および 2. に内容を記載しているが、発生を防止できなかった原因は、県の審査の甘さに由来していると思われる。最近の問題事例を斟酌すると補助金の申請時点および実績報告時点において、補助対象者の事業内容をきっちり把握していないと詐欺に遭うこともあるので留意が必要である。

法令違反や行政処分などの経験がないことを確認する宣誓書についても制度化を検討する必要がある。

最後に、宮城県の補助金に対してこのように不正が起こっていることに対して、県はもっと真剣に補助金の交付の仕方、審査の仕方を研究することが肝要である。

・補助事業への個別意見

1. 宮城大学研究補助事業

担当部課	総務部県立大学室					
事業開始年度	平成 10 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	宮城大学における学術研究を推進し、研究基盤を形成するため、大学に所属する教員が行う学術研究(共同研究含む)に要する経費について、予算の範囲内において宮城大学研究補助金を交付するもの					
補助要綱等	宮城大学研究補助金交付要綱 宮城大学研究補助金交付要領					
主な補助対象者	宮城大学教員					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	89	93,341	-	93,341	-
	16 年度実績	87	79,164	-	79,164	-
	17 年度実績	151	115,943	-	115,943	-
	18 年度予算	-	101,486	-	101,486	-

(意見)

補助金の趣旨は、「宮城大学長は、宮城大学における学術研究を推進し、研究基盤を形成するため、大学に所属する教員が行う学術研究(共同研究を含む。)に要する経費について、当該研究者に対し、予算の範囲内において宮城大学研究補助金を交付する」となされている。

当該補助事業の各事業年度の補助金額、研究者数(平成 18 年度および 19 年度は概算である。)および研究者 1 名当たりの補助金額は以下のとおりである。

(単位:千円)

区 分	補助金額	研究者数	平均額
平成 17 年度(実績)	115,943	133	872
平成 18 年度(当初予算)	101,486	139	730
平成 19 年度(当初予算)	83,486	139	601

ちなみに、全国における県・市立大学の全研究者の研究予算平均額は 1 研究者当たり 1,000 千円弱であり、当大学は全国的には中程度に位置している。

当該補助金については、知事から委任を受けた宮城大学長が補助金の交付決定を行うことになっており、「学術研究を推進し、研究基盤を形成するため」の大学教員個々人の研究を学長がどこまでの範囲で認めるのかにかかっている。県立大学に対しては、総額 30 億円ほどの予算支出を県は行っており、この補助金はそのうちの一部であるので、大学内のチェック機能をより強化し、研究費の使われ方に対しては厳しい目を持つ必要がある。

また、実績報告書を精査したところ、チェックが甘い指摘せざるを得ない。

具体的内容は以下(1)から(5)のとおりである。

(1)実績報告書を閲覧したところ、ほとんどの教授が交付決定額と実績について支出科目での変更(流用)があるにもかかわらず、総額での乖離が少なく、差がゼロのケースも散見される。

たとえば、事業構想学部教授について、交付決定額は 1,371 千円であるが、実績額は 1,631 千円と実績が多くなっている。内容を見ると、交付決定時に記載されていた設備備品費 100 千円の支出が無くなり、内国旅費は 300 千円から 194 千円になったが、逆に需用費が 400 千円から 611 千円へ増加、謝金も 471 千円から 723 千円に増加している。また、補助金交付申請時点では購入することを予定していた設備備品費は、交付申請時には必要なものとして学長から承認されたものであるため、まったく不要となることに疑問がある。

軽微な変更の範囲内とはいえ、このように補助金の交付決定時と実績とでは支出科目ごとに比較すると大きな差が生じているので、交付申請時点の経費見積りに当たり前年度の変更状況も加味して十分精査した上で補助金交付申請を行うようにするなど、支出科目ごとでも大きな変更が生じることがないように留意する必要がある。

(2)交付要領第 6 条の「学長は、補助対象事業について、別記様式 1 により県立大学室長に 6 月 10 日まで報告するものとする」に基づき、平成 17 年 5 月 25 日付、平成 17 年 6 月 1 日付および平成 17 年 6 月 27 日付にて「平成 17 年度宮城大学研究補助金対象事業について(報告)」が宮城大学長から県立大学室長宛提出されているが、どの報告書とも添付資料(研究補助金補助対象事業一覧)の日付が同年 7 月 8 日付となっている。この理由は、「提出日は平成 17 年 5 月 25 日、平成 17 年 6 月 1 日および平成 17 年 6 月 27 日と 6 月 10 日以前であったが、添付した研究補助金補助対象事業一覧の研究課題等の入力ミスがあり、加除訂正を行った後にプリントアウトした日付が 7 月 8 日であったため」とのことである。それであれば、交付要領第 6 条の規定を適切に執行したことを証するため、当初提出された添付資料(研究補助金補助対象事業一覧)を廃棄せずに残しておくべきである。

また、これらの資料については別記様式 1 を使用せずに、それと類似の様式ではあるが交付決定時の様式を用いているが、交付申請時の様式を用いる必要がある。

(3)交付要領第 6 条によれば「学長は、補助対象事業について、別記様式 1 により県立大学

長に6月10日までに報告するものとする」とされている。しかしながら、2人の教授に係る補助金交付対象事業については、平成17年6月27日に県立大学室長へ報告がなされている。この理由は、「この2名への研究補助は、地域連携センター運営委員会の審議による年次事業計画に基づいて行う調査研究事業への研究費補助を行っているものであるが、4月1日以降に調査研究のベースとなる年次事業計画そのものの見直しが行われたことに伴い、補助金の交付決定が遅れたものである。補助金の交付申請は4月1日になされているものの、上記の理由から地域連携センター運営委員会の審議による年次事業計画が決定されるまでの間、申請者本人の了解を得て申請書の受理を留保し、これを学長がやむを得ないと認めたものであるため、交付要領第6条ただし書「ただし、交付要綱第3条第1項後段(中途採用者等)に該当する場合は速やかに報告するものとする」により、受理後速やかに報告を行ったものである」とのことである。しかし、このことを証する書類は作成されていない。何をもって「やむを得ないと認めた」のかについての証左を作成すべきである。

(4) 交付要領第10条には「額の確定の報告」が謳われており別記様式3を使用することになっているが、平成18年5月10日付報告の様式は実質的に類似の様式を用いてはいるが、交付要領と異なっている。

(5) 看護学部教授の経費別収支決算書欄において外国旅費は合計で406千円と記載されているが、海外旅費明細書欄には236千円のみ記載となっている。また、事業構想学部助教授の経費別収支決算書欄において設備備品費は457千円と記載されているが、明細書の合計は449千円となっている。双方とも明細書欄の記載不備とのことであり、実績報告書についての内容・金額の確認を充分に行うべきである。

2. 納税貯蓄組合連合会事業費補助金

担当部課	総務部税務課					
事業開始年度	昭和36年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	納税貯蓄組合連合会が実施する納税思想の普及に関する事業について、補助金を交付することにより、県税の容易かつ確実な納付に資することを目的とするもの					
補助要綱等	納税貯蓄組合連合会等に対する補助金等交付規則					
主な補助対象者	市町村納税貯蓄組合連合会					
補助 金財 源と	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	57	6,483	-	6,483	-

交付実績	16年度実績	55	5,709	-	5,709	-
	17年度実績	33	4,178	-	4,178	-
	18年度予算	-	4,849	-	4,849	-

(意見)

特別徴収義務者交付金は、交付規則第4条の規定により、ゴルフ場利用税、軽油引取税および産業廃棄物税の特別徴収義務者に対して納期限までに申告納税された税額に一定の交付率を乗じて交付されている。

この交付金は、特別徴収制度の円滑な運営と税収確保および納期内納入の促進のために、特別徴収義務者に対し奨励的に交付されているものである。特別徴収義務者には特別徴収に伴う業務や売掛等の負担が生じるため、その費用補填的な意味もある。

当該交付金の交付額や交付率は総務省の通知や全国の実況等を参考に設定されているものの、効果の検証が十分でない状況にある。特別徴収は法的な義務であるので、交付金の交付と特別徴収制度の円滑な運営等の効果を明確に把握し、交付率や交付額について検討する必要がある。

3. 宮城県地域振興センター運営費補助金

担当部課	企画部政策課					
事業開始年度	平成5年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	宮城県における地域開発、地域活性化等に関する総合的な調査研究及び提言並びに情報の収集及び提供等により、魅力ある地域社会の形成と県民生活の向上の実現を図るもの					
補助要綱等	宮城県地域振興センター運営費補助金交付要綱					
主な補助対象者	財団法人 宮城県地域振興センター					
補助金財源と交付実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	34,477	-	34,477	-
	16年度実績	1	32,941	-	32,941	-
	17年度実績	1	43,224	-	43,224	-
	18年度予算	-	45,114	-	45,114	-

(意見)

当該補助金は、県の外郭団体である(財)宮城県地域振興センターに対して事業運営費を補助するものであり、具体的には県派遣職員4名に係る人件費と公益事業に係る経費の一部

を補助するものである。同センターの顧客のほとんどは県および市町村であり、同センターは、いわゆる行政が行う調査研究・企画などの地域振興のアドバイザー、支援者的役割を担っている団体である。

当該補助金については、次のような問題があると考ええる。

(1)同センターの自主調査研究は、将来必要になると思われる案件などを研究テーマにして先駆けて調査研究しているものである。特に、同センターの顧客である市町村が独自で数年先の課題・テーマなどを事前に調査研究することは実態として困難なので、同センターが代わりに行っている。しかしながら、県は研究成果を市町村がどのように反映したかの確認を行っていない。市町村との間でより綿密な打ち合わせやアンケートなどを行い、同センターのさらなる効果を高める工夫が必要である。

(2)同センターが行っていることは、民間でも対応可能であり、県内にもいくつかの同類のシンクタンクも存在している。実態として、県が同センターを通してこの事業に関与しているのは、民間より安くサービスが提供可能であるためであるとのことであるが、民間より安くサービスが提供可能である理由の一つには、同センターが宮城県から補助金 43,224 千円を受けていることが挙げられる。県の補助金を削減するためには、民間に任せるのも一つである。

(3)平成 16 年度補助金額 32,941 千円に対して、平成 17 年度は 43,224 千円とほぼ 1 千万円補助金が増加している。その理由は、市町村合併の進展に対応し、地域の実態についてあらかじめある程度の知識を持っている研究員を確保する観点から県派遣職員を 3 名から 4 名に増員したことによる人件費の増加である。なお、県派遣職員に係る人件費は 100%補助対象となっている。市町村合併が収束すれば、県派遣職員を減少させる必要があると考えられるが、平成 18 年度予算では、合併効果の検証や、それを踏まえた新たな地域づくりの支援、新合併特例法に基づく第二期の合併推進に向けた支援等もあり、45,114 千円とさらに補助金が増加している。このように新たなものが発生した都度人員を増やしていったのでは、補助金が益々膨らむだけになると考えられる。仮に合併により人員増になったにせよ、合併のメリットとして業務が少なくなっている面もあると思うので、その検討も必要である。

また、当該補助金は平成 5 年度から行われており、同センターのあり方、必要性を問う時期に来ていると考えられる。さらに、どのようにして自主独立して活動できるかの検討も必要である。今後同センターが低コストで運営できるような体制をつくることによって補助金を削減することが望まれる。

4. 市町村振興総合支援事業(市町村振興総合補助金)

担当部課	企画部地域振興課
------	----------

事業開始年度	平成 17 年度	事業終期年度	平成 19 年度			
補助目的	分権型社会を迎え、住民に身近な自治体である市町村等においてできる限り地域の課題を総合的、主体的に解決できるよう、市町村等が行う市町村振興総合補助金の交付対象となる事業に要する経費について補助金を交付するもの					
補助要綱等	市町村振興総合補助金交付要綱					
主な補助対象者	市町村、一部事務組合					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	-	-	-	-	-
	16 年度実績	-	-	-	-	-
	17 年度実績	39	798,991	-	798,991	-
18 年度予算	-	834,000	-	834,000	-	

(意見)

当該補助金の考え方は以下のとおりである。

分権時代の地方行政においては、基礎自治体である市町村のより主体的・自律的な行政運営が求められており、広域自治体である県は市町村の自主性を尊重しつつ適切な支援を講じる必要がある。市町村振興総合補助金の創設にあたっては、このような分権時代の県・市町村の役割と責任分担に関する基本的認識に立ち制度設計が成されたものであり、助成対象となる市町村事業については事業主体である市町村の判断と責任を重視・尊重し、県の関与は必要最小限にしている。加えて、補助金交付に係る煩雑な事務手続きや細部にわたる補助条件の硬直化等、従来の補助制度で指摘されてきた弊害の改善を図るため、申請様式の簡略化・統一化や各地方振興事務所におけるワンストップサービス窓口の設置等、補助金交付に係る事務の簡素化・効率化についても制度創設のねらいの一つとして掲げているところである。

この市町村振興総合事業補助金は、基本的に統合可能な県単補助金を総合して、市に対しては上限 25,000 千円、町村に対しては上限 15,000 千円の補助要望を認めているものである。

(1) 魅力ある地域づくり事業

当該補助事業は A タイプとして「市町村が行う、住民参加による個性重視の地域づくり活動を前提とし、かつ、地域資源を活用した地域活性化に資する事業に要する経費」および B タイプとして「民間団体が行う、住民参加による個性重視の地域づくり活動を前提とし、かつ、地域資源を活用した地域活性化に資する事業に要する経費」を補助対象にしている。

しかし、当該補助金のほとんどは以下のようにイベントを行うに際しての補助金と思われるよ

うな事業が多い。

(単位:千円)

市町村名	補助事業名	タイプ	事業額
角田市	エアロバティックジャパン in かくた 2005	Bタイプ	3,007
栗原市	とっておきの音楽祭 IN くりはら 2005	Bタイプ	3,084
登米市	第1回登米市童謡フェスティバル	Bタイプ	831
	童謡フェスティバル開催へ向けた歌唱・演奏技術向上		222
登米市	石ノ森章太郎記念館でのイベント	Bタイプ	800
登米市	伝統行事石森高市等の開催	Bタイプ	625
登米市	全国はっと交流会	Bタイプ	2,049
石巻市	第1回いしのまきキッズ交流大会	Aタイプ	813
	新生「石巻市」誕生記念事業(「ふるさとの絵コンテスト」、 「合併記念事業」および「ふるさと・おまつり広場」)		6,634
白石市	白石城開門 10 周年記念事業	Bタイプ	5,506

県によれば、「当該事業は、個性ある地域づくり活動に対しての補助金である。また、採択にあたっては、地域の伝統や歴史、文化、産業、町並み、自然環境や人的活動など、地域における様々な素材を地域資源として捉え、これらの地域資源を活かした地域活性化に資する事業に対し補助を行っている」としている。しかしながら、これらの補助事業が補助対象であるとするれば、地域で開催されるすべてのイベントが当該補助事業に当てはまることになる。また、これらの中には一過性のイベントのケースもあり、補助内容として適切か否かが問題になるので、これらの内容を十分に検討した上で補助する必要がある。

なお、一過性のイベントは以下のとおりである。

(単位:千円)

市町村名	補助事業名	タイプ	事業内容	事業額
石巻市	新生「石巻市」誕生記念事業(「ふるさとの絵コンテスト」、 「合併記念事業」および「ふるさと・おまつり広場」)	Aタイプ	7 市町の合併により新石巻市が誕生した事を祝う行事	6,634
白石市	白石城開門 10 周年記念事業	Bタイプ	白石城開門 10 周年を祝う行事	5,506

(2) 市町村交通安全対策推進事業(暴走族根絶促進モデル事業)

仙台市は宮城県暴走族根絶の促進に関する条例第9条の規定により指定された暴走族根絶促進モデル事業の推進のため、広報啓発、暴走族相談員活動等を実施している。それらの

支出のうち広報啓発用品として626千円の支出がある。この内容はティッシュ、ボールペン、反射材および消しゴムである。これらには「暴走族根絶」とネームを入れ、春と秋の交通安全期間中に主に街頭で配布したとのことである。しかしながら、これらを暴走族に直接配布するならともかく、一般街頭で一般の方たちに配布しても暴走族根絶が促進するものとは思えない。したがって、県は補助内容を十分吟味して補助金を交付すべきである。

(3) 乳幼児医療費助成事業市町村事務費

全体指摘事項

当該補助金は、乳幼児に対する医療費を助成している市町村に対して事務費の一部を負担するため交付しており、定額の均等割額55千円である。上述したように、この市町村振興総合支援事業補助金は、基本的に総合化可能な県単独補助金を統合して、市に対しては上限25,000千円、町村に対しては上限15,000千円の補助金要望を認めているものである。それらの上限総額からすると55千円は非常に小さく、この補助金の妥当性を審査するために要する件の事務負担を勘案すると、意味のある補助金とは言えない。したがって、当該補助メニューは当該補助金から除外すべきである。

個別指摘事項

補助額は定額の均等割額55千円である。そのため、市町村としては、実績報告書を提出するに当たり、乳幼児医療費助成事業市町村事務費について、定額を超えた部分のみを記載すれば、定額分の補助が受けられると判断し、全支出額を記載していない団体が2町村見受けられた。今後は適正に記載し提出するよう指導すべきである。

また、角田市から提出された「市町村振興総合補助金事業計画」には、事業費内訳が「乳幼児医療費助成事業事務」1,832千円とのみ記載されているため、具体的事業費の内容が不明となっている。県では、補助金交付に関する当初申請時および実績報告時に内容を確認しているとのことであるが、県には詳細な資料がないため、その証跡を見ることができない状況である。県補助金が55千円と少額ではあるが、内訳内容が具体的に把握できるように記入指導を行うべきである。

(4) 知的障害児(者)レスパイト支援事業 - タイムケアサービス事業

補助目的は、「在宅障害児者に対する支援として、地域の社会資源を有効に活用しながら家族の負担の軽減及び福祉サービスの提供を行うことにより、在宅での生活の安定につなげる。」ものとされている。県は白石市からの「障害児者レスパイトサービス支援事業費」の交付申請時に「タイムケアサービス事業」1,183千円(補助金額)のみの数字を受け取り、算定内容を確認しないままに交付決定を行った。しかし、実際には白石市が計算誤りを行ったため、178千円多く交付決定を行った。最終的には実績値にて交付を行ったため問題はなかったが、県は交付申請時に市町村からの数字を鵜呑みにするのではなく、算定内容を確認し、交付額を決定すべきである。

(5) 地域商業ビジネスチャンス拡大支援事業

当該補助金は、「商業環境の変化に対応し、新たなビジネスの創出や経営革新に取り組む若手商業者を主体とするグループが行う販売活動や商業環境の改善、商品開発、商店街を活性化するための調査研究事業などの経費について市町村が当該団体に補助する」ものである。

塩竈市のAグループは、上記販売活動として box ショップを行っている。Aグループのケースにおいては、36歳の1名、48歳3名、51歳2名、55歳1名の7名が運営している。当該支援事業は「若手商業者を主体とするグループ」に対して補助を行う目的で設定されているものである。交付要綱の実施要領別表2においては、「若手商業者を主体とするグループ」の定義を「概ね45歳以下の者5名以上を主な構成員」としている。県の「概ね」の定義は、その数字の2割を上限として運用しているため、上記の例では、45歳プラス9歳で54歳までを含めることになり、51歳2名もその範疇に入るとのことである。しかしながら、「概ね45歳」とは、一般的には46歳、せいぜい47歳位を言うのであるから、このケースの場合、実施要領別表2の条件を満たしていないと言わざるを得ない。

(6) 園芸特産重点強化整備事業

当該補助金の目的は、「本県農業の望ましい発展を目指し、園芸特産物の大幅な拡大を図るため、担い手の確保育成を図りながら、立地条件を最大限に生かし、高品質で計画的な生産出荷を可能とする産地を育成するために必要な条件整備等を実施する」ことである。

当該補助事業の要件の一つに、たとえば産地拡大推進型の場合、「対象品目の事業実施主体当たりの栽培面積又は販売金額が、5年後におおむね120%以上となると見込めること」という条件が課せられている。この点に関しては、実施要領別記様式第3号の「今後5年間の生産目標」において、今後5年間の栽培面積や販売額が目標として記載されている。それに対して、県はどのようにして栽培面積を増やしていくのか(例えば、他の栽培を止めて当該園芸に特化する、他人の畑を借りるのか)、販売額(出荷量または販売単価)をどのようにして増額していくのか、そのためには販売ルートをどのようにしていくのか等については確認していないのが実情である。これでは補助金に対する効果を測定していないこととなり、計画書さえ作成すれば補助金が交付されることにもつながりかねず、単なるばら撒き補助と言わざるを得ない。

また、交付要綱の様式第9号「園芸特産重点強化整備事業評価表」が毎年作成されることになっており、その中に「目標に対する現状の評価(要因)及び改善方針(事業実施主体)」の欄があるが、記載内容は貧弱である。たとえば、「販売単価についてはほぼ横ばいの状況にあり、新たな販売先も開拓され、栽培面積増の見込み」と記載されているが、これについては新たな販売先での販売見込み、栽培面積を増加させるための具体的な計画が記載されていない。他の例では、「ねぎの販売価格が上昇しないため、販売額が低調となっている」等一般論を記載しているものや、振興品目がねぎであるにもかかわらず、「ねぎ以外の品目についても

活用の範囲を拡大し、導入機械の利用率向上と導入効果の上昇に努めたい」というものもある。さらに、何も記載されていないケースも多い。

したがって、先ず、補助金交付時において実施要領別記様式第 3 号上で計画達成に向けた戦略や具体的な取り組み目標を記載するようにすべきである。次に、その後毎年目標と達成の進捗状況を確認し、評価を行い、達成度が悪い場合には今後の具体的対策を同団体に確認する必要がある。また、5 年後には計画が達成されたか否かの検証をする必要もある。

5. 公衆衛生地区活動育成事業補助金

担当部課	環境生活部環境対策課					
事業開始年度	平成 8 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	生活環境改善運動及び健康増進の推進、公衆衛生思想の普及向上を図るため、社団法人宮城県公衆衛生団体連合会が行っている地区活動育成事業に要する経費について補助を行うもの					
補助要綱等	公衆衛生地区活動育成事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	社団法人宮城県公衆衛生団体連合会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	500	-	500	-
	16 年度実績	1	500	-	500	-
	17 年度実績	1	450	-	450	-
	18 年度予算	1	500	-	500	-

(意見)

(社)宮城県公衆衛生団体連合会(以下「公衛連」という。)は平成 17 年度に当該事業費を 4,296 千円支出しており、このうち、保健衛生活動推進者の表彰関係支出 406 千円以外は、事務費 1,609 千円、県内各地域単位の公衆衛生組合連合会等への補助金 1,386 千円など、公衛連としての事業を行っているものではない。表彰活動のみであれば団体が存在していなくとも、たとえば県が主体となって行うことにより、経費節減を図ることも可能と考えられる。

さらに突き詰めれば、公衆衛生環境が県民の健康に深刻な影響を与えていた戦後の復興期と異なり、現在では公衆衛生環境が改善し、市町村が行うゴミ収集活動や町内会等の地域住民の清掃活動により、一般的な満足水準を満たした十分な公衆衛生環境が保たれていると見ることもできる。そのような中であって、より積極的に公衆衛生活動を行う個人の努力を称え、地域への貢献を表彰することに公益性がないとは言えないが、県の財政状態が逼迫した状況を鑑みれば、県としての表彰活動自体の必要性も検討する余地があるものと思われる。

なお、県職員2名が公衛連の事務局の業務を無償で代行しており、また、公衛連の非常勤職員のデスクを環境対策課内に無償で設置している。これらは、隠れ補助金となっており、不適切な関係が生じている。早期に事務局を県庁の外部に移転し、県職員の団体事務局兼務を解消することが望まれる。

6. 環境緑化推進事業補助金

担当部課	環境生活部自然保護課					
事業開始年度	昭和 50 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	緑化思想の普及を図るため、環境緑化推進団体に対し、団体の運営に要する経費について助成するもの					
補助要綱等	緑化推進事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	社団法人 宮城県緑化推進委員会、宮城県みどりの少年団連盟					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	2	600	-	600	-
	16年度実績	2	500	-	500	-
	17年度実績	2	500	-	500	-
	18年度予算	-	500	-	500	-

(意見)

交付要綱第2条によれば、「緑化推進事業補助金の補助額は定額とする」と規定されており、別表の補助対象経費ごとの補助率でも「定額」としか記載がない。「定額」では、補助額でもなく補助金上限額でもない。また、上表のごとくこの補助金は、団体の運営に要する経費に対する助成であるが、定額では運営経費との関係が不明確となる。これでは、交付要綱の策定が曖昧と言わざるを得ない。交付要綱上どのようなものに補助をするのか明確にすべきである。

さらに、補助開始事業年度が昭和50年からと31年にわたっており、終期の設定がない。これまでの社会・経済状況や緑の羽根募金に関わる状況の変化等を勘案し、補助金の見直しについて検討すべきである。

7. 文化活動促進助成事業(宮城県文化協会連絡協議会)

担当部課	環境生活部生活・文化課		
事業開始年度	昭和 56 年度	事業終期年度	終期年度設定なし

補助目的	文化の振興を図るもの					
補助要綱等	文化活動費補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県文化協会連絡協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	150	-	150	-
	16年度実績	1	150	-	150	-
	17年度実績	1	150	-	150	-
	18年度予算	-	150	-	150	-

(意見)

宮城県文化協会連絡協議会は、県民文化祭や研修会を開催することにより各文化団体の交流を促進し、もって文化の振興に寄与する団体である。

同協議会に対する当該補助金額は最大 150 千円と少額であり、当該補助金の交付の効果は低いと考えられる。このような状況から鑑みると、補助対象者の自助努力によって吸収可能な水準と考えられ、当該補助金は廃止の方向で検討すべきと考える。

8. 援護関係団体運営費補助事業

担当部課	保健福祉部社会福祉課					
事業開始年度	昭和 28 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	戦没者英霊の顕彰、戦没者遺族の福祉の向上及び慰藉救済事業等を行っている財団法人宮城県連合遺族会に対し、当該団体の円滑な運営を図るもの					
補助要綱等	財団法人宮城県連合遺族会運営費補助金交付要綱					
主な補助対象者	財団法人宮城県連合遺族会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	1,197	-	1,197	-
	16年度実績	1	1,197	-	1,197	-
	17年度実績	1	1,197	-	1,197	-
	18年度予算	-	1,077	-	1,077	-

(意見)

当該補助金は、財団法人宮城県連合遺族会に対し、一般会計に係る事業の経費のうち、

県または県以外の者からの補助金および委託費等に係るものを除いた額を交付するものである。

当該補助金については、次のような問題があると考える。

(1)同補助事業では、交付要綱第 6 条において実績報告として事業計画書と収支決算書を求めている。実績報告として県が同団体から入手している財務諸表は、交付要綱に基づいて、収支計算書のうち一般会計のみとなっている。これでは全体の収支を把握することは困難であるから収支計算書については、一般会計のみならず特別会計も徴求すべきである。さらに、補助目的が運営費補助であることに鑑みれば、同団体の財務状況を把握するために、交付要綱には規定されていない貸借対照表も徴求するよう交付要綱を変更すべきである。

(2)同団体は、長期継続的に補助金が交付されている。補助金の算定は、交付要綱第 2 条によれば、「運営費補助金の交付対象となる経費は、県遺族会の一般会計に係る事業の経費のうち、県または県以外の者からの補助金(この運営費補助金を除く。)及び委託費等に係るものを除いたものとし、運営費補助金の額は、知事が必要と認めた額とする」とされている。すなわち、事業費総額から県からの委託収入を控除した差額を限度としているだけである。実際の補助金額は「知事が必要と認めた額」としており、平成 17 年 4 月 6 日の「平成 17 年度財団法人宮城県連合遺族会運営費補助金の内示について」の決裁文書で決定されている。この決裁文書には金額のみ示されているため、当補助金額の算定根拠が希薄である。交付要綱において算定根拠を明確に規定すべきである。

(3)同団体の平成 17 年度決算において、以下に示されるように、一般会計・特別会計合わせて 331,386 千円と多額の繰越利益剰余金があり、1,197 千円の補助金を交付しなくても十分事業が継続できるため、補助金を廃止することが望まれる。

(単位:千円)

	繰越利益剰余金
一般会計	972
処遇改善特別会計	679
運営基金特別会計	200,084
財政調整基金積立金特別会計	19,583
婦人部運営基金特別会計	58,469
退職積立金	26,353
援護基金積立金	24,152
特別弔慰金特別会計	1,094
合 計	331,386

9. 援護関係団体運営費補助事業

担当部課	保健福祉部社会福祉課					
事業開始年度	昭和 28 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	戦傷病者及びその家族の援護と福祉の向上を図る事業等を行っている財団法人宮城県傷痍軍人会に対し、当該団体の円滑な運営を図るもの					
補助要綱等	財団法人宮城県傷痍軍人会運営費補助金交付要綱					
主な補助対象者	財団法人宮城県傷痍軍人会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	693	-	693	-
	16 年度実績	1	693	-	693	-
	17 年度実績	1	693	-	693	-
	18 年度予算	-	623	-	623	-

(意見)

当該補助金は、財団法人宮城県傷痍軍人会に対し、一般会計に係る事業の経費のうち、県または県以外の者からの補助金および委託費等に係るものを除いた額を交付するものである。

当該補助金については、次のような問題があると考えます。

(1)同補助事業では交付要綱第 6 条において、実績報告として事業実績書と収支決算書を求めている。実績報告として県が同団体から入手している財務諸表は交付要綱に基づいて、収支計算書のうち一般会計のみとなっている。これでは全体の収支を把握することは困難である。収支計算書については、一般会計のみならず特別会計も徴求すべきと考える。さらに、補助目的が運営費補助であることに鑑みれば、同団体の財務状況を把握するために、交付要綱には規定されていない貸借対照表も徴求するよう交付要綱を改正すべきである。

(2)同団体は、長期継続的に補助金が交付されている。補助金の算定は、交付要綱第 2 によれば、「運営費補助金の交付対象となる経費は、県傷痍軍人会の一般会計に係る事業の経費のうち、県または県以外の者からの補助金(この運営費補助金を除く。)および委託費等に係るものを除いたものとし、運営費補助金の額は、知事が必要と認めた額とする。」とされている。すなわち、事業費総額から県からの委託収入を控除した差額を限度としているだけである。実際の補助金額は「知事が必要と認めた額」としており、平成 17 年 4 月 6 日の「平成 17 年度事業運営費補助金の内示について」の決裁文書で決定されている。この決裁文書には金額のみ示されているため、当補助金額の算定根拠が希薄である。交付要綱において算定根拠

を明確に規定すべきである。

(3)同団体の平成 17 年度決算において、以下に示されるように、一般会計・特別会計合わせて 6,562 千円と相当の繰越利益剰余金があるため、当該補助金の縮減が可能であると考えられる。

(単位:千円)

	繰越利益剰余金
一般会計	186
財政調整基金積立金特別会計	6,368
国会運動資金特別会計	8
合 計	6,562

(4)同団体は上部団体である財団法人日本傷痍軍人会に県からの補助金額以上の 736 千円を上納している。つまり、県からの補助金は実質的に全部上層団体に流れていると言っても過言ではない。県は同団体の財政状況を十分に吟味した上で、補助金額を算定すべきである。

10. 援護関係団体運営費補助事業

担当部課	保健福祉部社会福祉課					
事業開始年度	昭和 28 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	軍人恩給受給者の福祉の向上を図る事業等を行っている宮城県軍恩連盟に対し、当該団体の円滑な運営を図るもの					
補助要綱等	財団法人宮城県軍恩連盟補助金交付要綱					
主な補助対象者	財団法人宮城県軍恩連盟					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	112	-	112	-
	16 年度実績	1	112	-	112	-
	17 年度実績	1	112	-	112	-
	18 年度予算	-	100	-	100	-

(意見)

当該補助金は、宮城県軍恩連盟に対し、一般会計に係る事業の経費のうち、県または県以外の者からの補助金および委託費等に係るものを除いた額を交付するものである。

同団体は任意の団体であり、会員の会費で運営されている。県は同団体に対して補助金額 112 千円を交付しているが、比較的少額であるため補助効果が少ないと言える。

また、平成 17 年度の財務諸表によれば、同団体は上部団体である軍恩連盟全国連合会に県からの補助金額以上の 525 千円を分担金を上納している。つまり、県からの補助金は実質的に全部上層団体に流れていると言っても過言ではない。

さらに、同団体は平成 17 年度末現在 A 会員(恩給受給者)1,337 名、B 会員(恩給受給者の妻)749 名、C 会員(普通扶助料受給者)2,508 名、合計 4,594 名の会員が存在しているのに対し、県からの補助金額は 112 千円と少額であることから、会員 1 名当たり年間 24 円、今までより多く徴収することによって賄われるだけの金額であり、県が補助金を交付する理由に乏しい。

当該補助金は昭和 28 年から 50 年強にわたって補助が行われ、ここ最近 3 年間は 112 千円と同額である。補助金交付の必要性も含め見直しの時期にきており、上記の点も勘案し補助金を廃止することが望まれる。

11. 援護関係団体運営費補助事業

担当部課	保健福祉部社会福祉課					
事業開始年度	昭和 28 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	平和祈念事業特別基金の慰藉事業への協力及び恩給未請求者に対する指導・相談事業等を行っている軍人軍属恩欠者全国連盟宮城県連合会に対し、当該団体の円滑な運営を図るもの					
補助要綱等	軍人軍属恩欠者全国連盟宮城県連合会運営費補助金交付要綱					
主な補助対象者	軍人軍属恩欠者全国連盟宮城県連合会					
補助金財源と交付実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	78	-	78	-
	16 年度実績	1	78	-	78	-
	17 年度実績	1	78	-	78	-
	18 年度予算	-	70	-	70	-

(意見)

当該補助金は、軍人軍属恩欠者全国連盟宮城県連合会に対し、事業経費のうち、県または県以外の者からの補助金および委託費等に係るものを除いた額を交付するものである。

同団体に対しての補助金額は 78 千円と少額であるため、補助効果は少ないと言える。また、平成 17 年度の財務諸表によれば、同団体は上部団体である軍人軍属恩欠者全国連盟に県からの補助金額とほぼ同額の 75 千円を分担金として上納している。つまり、県からの補助金は実質的に全部上層団体に流れていると言っても過言ではない。平成 17 年度の繰越金も 228 千円計上されている。同団体は 78 千円の補助金がなくても継続していける団体である。

さらに、同団体は平成 17 年度末現在 106 名の会員が存在しており、県からの補助金額は 78 千円と少額であることから会員 1 名当たり年間 735 円、今までより多く徴収することによって賄われるだけの金額であり、県が補助金を交付する理由に乏しい。

当該補助金は昭和 28 年から 50 年強にわたって補助が行われ、ここ最近 3 年間は 78 千円と同額である。補助金交付の必要性も含め見直しの時期にきており、上記の点も勘案し補助金を廃止することが望まれる。

12. 慰霊巡拝参列者助成事業

担当部課	保健福祉部社会福祉課					
事業開始年度	昭和 28 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	本県出身者戦没者へ弔意を表すとともに遺族への慰藉を行うもの					
補助要綱等	沖縄「宮城之塔」慰霊祭及び戦跡慰霊巡拝参列遺族補助金交付要綱					
主な補助対象者	本県出身者で慰霊祭に参列する戦没者遺族					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	552	-	552	-
	16 年度実績	1	575	-	575	-
	17 年度実績	1	575	-	575	-
	18 年度予算	1	500	-	500	-

(意見)

当該補助金は、沖縄「宮城之塔」慰霊祭及び戦跡慰霊巡拝参列遺族補助金交付要綱に基づき宮城県出身者戦没者の遺族が戦跡慰霊巡拝に参列する場合に要する経費について補助するものである。

しかし、当該交付要綱において補助の対象としている遺族の定義が不明確であると言わざるを得ない。補助対象となる遺族の定義を「戦傷病者戦没者遺族等援護法(注)」で定める遺族の範囲等を参考にしながら要綱に定める方向で検討すべきである。また、遺族の定義の仕方次第によっては遺族である子孫が永久に存在する場合も想定される。現在終期の設定はないが、戦後 60 年という期間の経過もあること、終戦記念式典開催の補助も節目の開催について別途定期的実施されていることから、併せて補助対象期間を設定することも検討すべき時期にあるものと考えられる。

(注)戦傷病者戦没者遺族等援護法で定める遺族の範囲は、戦没者死亡当時における戦没

者の配偶者(事実婚を含む。)子、父母、孫、祖父母および入夫婚による妻の父母等とされている。

13.“社会を明るくする運動”事業費補助

担当部課	保健福祉部社会福祉課					
事業開始年度	昭和 34 年度		事業終期年度	終了年度設定なし		
補助目的	県内における更生保護の理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築くため“社会を明るくする運動”宮城県実施委員会事務局が行う本運動に要する経費について、予算の範囲内で補助するもの					
補助要綱等	”社会を明るくする運動”事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	”社会を明るくする運動”宮城県実施委員会事務局(仙台保護観察所内)					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	98	-	98	-
	16 年度実績	1	95	-	95	-
	17 年度実績	1	90	-	90	-
	18 年度予算	-	80	-	80	-

(意見)

”社会を明るくする運動”は法務省が主唱して全国的に活動しているものであるが、宮城県実施委員会の活動内容は、一般児童向けのサッカー教室の開催やフルキャストスタジアム宮城での電光掲示板や場内放送による広報活動など、犯罪や非行を防止するためのものである。このような活動は”社会を明るくする運動”と直接の因果関係がなく効果に疑問があり、補助金を交付すること自体に疑問を抱くものである。

また、”社会を明るくする運動”宮城県実施委員会には一般会計 576 千円、特別会計 350 千円、合計 926 千円の次年度繰越金残高があり、県が少額の補助金 90 千円を交付する意義は乏しく、補助金交付事務経費を削減する意味もあり、当該補助金は廃止が望まれる。

14. 地域福祉ネットワーク事業

担当部課	保健福祉部社会福祉課		
事業開始年度	平成 3 年度	事業終期年度	終期年度設定なし

補助目的	地域におけるボランティア活動及び要援護者に対して支援を行うためのネットワークづくりなど、住民の福祉活動及び住民参加による地域づくりを支援するもの					
補助要綱等	宮城県地域福祉ネットワーク事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	市町村					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	12	34,312	17,156	17,156	-
	16年度実績	9	26,446	13,223	13,223	-
	17年度実績	3	5,539	2,769	2,770	-
	18年度予算	-	8,600	4,300	4,300	-

(意見)

当該補助事業について、市町村では市町村単位の社会福祉協議会に事業を委託しているが、補助対象事業の範囲は広範であり、ほとんどの社会福祉協議会において該当の事業を行っているものと推定される。しかし、県での予算が限られていることから、補助金を申請する市町村を事前に調整した上で、平成17年度においては3市町が申請し、補助金が交付されている。

制度的には申請者が事前に調整されることは想定されておらず、透明性および公平性の観点から、公募により選定理由を明確にする必要があり、事前調整することは廃止すべきである。

15. 広域圏社会福祉協議会活動支援事業

担当部課	保健福祉部社会福祉課					
事業開始年度	平成17年度		事業終期年度	平成21年度		
補助目的	平成17年3月末をもって解散した旧地方社会福祉協議会が実施してきた各保健福祉圏域における社会福祉活動、福祉関係団体との連絡調整及び人材育成等による広域的な地域福祉の推進に係る事業を引き継いで実施する市町村社会福祉協議会を支援するもの					
補助要綱等	宮城県広域圏社会福祉協議会活動支援事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	解散した旧地方社会福祉協議会の職員を引き続き雇用した旧地方社会福祉協議会の管内の市町村社会福祉協議会					
補助 金財	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他

源と	15年度実績	-	-	-	-	-
交付	16年度実績	-	-	-	-	-
実績	17年度実績	7	21,376	-	21,376	-
	18年度予算	-	22,000	-	22,000	-

(意見)

当該補助金は旧地方社会福祉協議会の事業を引き継いで実施する市町村社会福祉協議会に対して人件費を交付するものである。

当該補助金については、次のような問題があると考えます。

(1) 当該補助金は補助終了年度を平成21年度としているが、それは旧地方社会福祉協議会(以下旧地方社協)が担っていた役割を引き継ぐ市町村社会福祉協議会(以下「市町村社協」という。)において、かつての旧地方社協に勤務していた職員のノウハウ等を生かしながら市町村社協の役割を円滑にするには、平成17年度から平成21年度までを移行期間として活動支援することが必要であると考えられたためである。しかしながら、旧地方社協の業務の引継期間を5年とするほどの事業事務ではないため、2、3年程度で当該補助金は廃止すべきであったと考える。

(2) 社会福祉協議会の決算書を確認したところ、平成18年3月31日現在の貸借対照表(全7団体中1団体を除いて監査時点にて徴収した。)において、以下のように多額の次期繰越活動収支差額やその他の積立金を持っていることが判明した。その他積立金は、栗原市社会福祉協議会のように国庫補助金等特別積立金のように過去に国庫補助金を受けて施設整備を行ったものもあるものの、それ以外はすべて目的積立金にはなっているが、福祉振興基金積立金や財政調整基金積立金のように具体性に欠ける積立金や利益性積立金もある。目的積立金を除外したとしてもこれらの協議会は十分に繰越剰余金を有しているため、補助金を受ける必要のない裕福な団体であり、したがって補助金を削減する、または上記のように補助期間を短縮することが望まれる。

なお、各協議会の剰余金の状況は以下のとおりである。

(単位:千円)

社会福祉協議会名	柴田	大河原	三本木	栗原	登米	石巻	南三陸
その他積立金	29,280	28,679	9,935	43,112	185,864	379,768	19,085
次期繰越活動収支差額	14,006	21,038	9,919	484,815	191,445	222,155	104,393
合計	43,286	49,717	19,854	527,927	377,309	601,923	123,478

16. 民生委員協議会運営費補助

担当部課	保健福祉部社会福祉課					
事業開始年度	昭和 28 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	市(複数)町村毎に組織された民生委員協議会に係る費用を、民生委員法第 26 条に基づき、県が負担するもの					
補助要綱等	民生委員法第 26 条 民生委員関係補助金交付要綱					
主な補助対象者	各市町村民生委員協議会(仙台市除く)					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	70	13,562	-	13,562	-
	16 年度実績	68	13,243	-	13,243	-
	17 年度実績	44	13,093	-	13,093	-
	18 年度予算	-	13,266	-	13,266	-

17. 民生委員協議会活動費補助

担当部課	保健福祉部社会福祉課					
事業開始年度	昭和 28 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	市(複数)町村毎に組織された民生委員協議会に係る費用を、民生委員法第 26 条に基づき、県が負担するもの					
補助要綱等	民生委員法第 26 条 民生委員関係補助金交付要綱					
主な補助対象者	各市町村民生委員協議会(仙台市除く)					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	70	149,199	-	144,199	-
	16 年度実績	68	139,845	-	139,845	-
	17 年度実績	44	141,147	-	141,147	-
	18 年度予算	-	141,531	-	141,531	-

18. 宮城県民生委員児童委員協議会研修事業

担当部課	保健福祉部社会福祉課		
事業開始年度	開始年度不明	事業終期年度	平成 18 年度

補助目的	宮城県民生委員児童委員協議会が行う、民生委員・児童委員の資質の向上とその必要な知識及び技術の習得図るため実施する研修事業に要する経費の補助を行うもの					
補助要綱等	宮城県民生委員児童委員協議会研修事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県民生委員児童委員協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	450	-	450	-
	16年度実績	1	425	-	425	-
	17年度実績	1	400	-	400	-
	18年度予算	-	400	-	400	-

(意見)

当該補助金は県単位および市町村単位の民生委員協議会の運営費に対して交付するものである。

民生委員は、民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場になって相談に応じて必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として、市町村の区域に配置されている民間の奉仕者であり、給与の交付はない。また、民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされている。児童委員は、地域の児童および妊産婦の健康状態、生活状態を把握して、それらの者が必要な援助を受けられるようにし、それらの者に対する福祉サービスを行なう者との連絡調整を行なうことを職務とする。

当該補助金の相当部分は各協議会が主催する研修費用に充てられており、中には民生委員とは直接的関係はない各協議会会長向けの宿泊費を伴う研修会費用なども含まれている。研修の重要性は認識しつつも、県財政の再建が喫緊の課題である状況において、補助金削減を検討する余地があるものと思料する。

また、県は各市町村単位の民生委員協議会から収支決算書の提出を受けているが、中には支出の内訳科目が6科目しかないような大雑把なものもあり、支出の内容を十分に確認できるとは言いがたいものもある。必要に応じて民生委員協議会に立入調査するか、もっと詳細な科目単位の収支決算書の提出を要求し、支出内容を確認すべきである。さらに、市によっては、支出のほとんどが下部組織である地区単位の民生委員協議会への活動交付金であるケースがあるが、このような場合には地区単位の民生委員協議会の収支決算書や証憑資料により支出内容を確認すべきである。

なお、宮城県民生委員児童委員協議会は現預金残高が一般会計で1,975千円、運営資金積立金特別会計で17,653千円と資金が潤沢であり、研修事業補助として算定根拠が曖昧な定額400千円の補助金を交付する意義は乏しいと思料する。

19. 東北大学白菊会運営費補助金

担当部課	保健福祉部医療整備課					
事業開始年度	平成 15 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	献体事業の促進により医学及び歯学教育の充実を図り、地域医療における医療従事者の確保と資質の向上に資するもの					
補助要綱等	東北大学白菊会運営費補助金交付要綱					
主な補助対象者	東北大学白菊会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	145	-	145	-
	16 年度実績	1	145	-	145	-
	17 年度実績	1	145	-	145	-
	18 年度予算	1	100	-	100	-

(意見)

当該補助金は、東北大学白菊会が行う献体促進事業に対して、県が団体運営費の一部を補助するものである。

同団体の平成17年度の収支決算状況を見ると、支出内訳の主なものは年に一度開催される総会費に係る支出 718 千円、年に一度発行される会報の発行費用 688 千円、通信費 336 千円、事務手当 350 千円、雑費 138 千円となっており、繰越額 329 千円を除く支出総額 2,820 千円に占めるこれらの割合は約 79.1%にのぼっている。同団体の活動は医療従事者に対する献体に関する一般的な啓蒙活動が主たるものであるため、これらの支出はいわば団体内部の活動に係るものである。したがって、補助目的である医学および歯学教育の充実ならびに医療従事者の確保と資質の向上に対する直接的な効果はきわめて限定的と考えられる。

さらに、同団体は平成 17 年度一般収支で 329 千円、運営費積立金収支で 10,536 千円、合計 10,865 千円の次年度繰越金を有している。これは、同団体の 4 年弱分の支出額に相当する金額であり、同団体は資金的に困窮しておらず補助の必要性はないと考えられる。

したがって、当該補助金は廃止が望まれる。

20. 明るい長寿社会づくり推進事業

担当部課	保健福祉部長寿社会政策課		
事業開始年度	平成 3 年度	事業終期年度	終期年度設定なし

補助目的	明るく豊かな長寿県宮城の実現を図るため、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が行う明るい長寿社会づくり推進事業に要する経費について補助するもの					
補助要綱等	老人福祉法第13条第2項、明るい長寿社会づくり推進事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	63,433	12,886	50,547	-
	16年度実績	1	61,009	9,948	51,061	-
	17年度実績	1	61,916	10,009	51,907	-
	18年度予算	1	58,000	-	58,000	-

(意見)

当該補助金は交付要綱第1条によれば、「明るく豊かな長寿県宮城の実現を図るため、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が行う明るい長寿社会づくり推進事業に要する経費について、県社協に対し、予算の範囲内において明るい長寿社会づくり推進事業補助金を交付する」ものである。

交付事業の内訳は以下のとおりである。

(単位:千円)

事業名	事業費	うち補助金額
元気高齢者支援部門管理運営費	47,918	41,900
啓発情報誌	11,452	11,452
宮城シニア美術展開催事業	1,242	1,242
シルバースポーツ振興事業	6,347	6,347
生きがい健康づくり推進協力員地域活動支援事業	978	978
合計	67,937	61,919

当該補助金については、次のような問題があると考えます。

(1) 交付要綱第2条に補助対象経費が記載されているが、「明るい長寿社会づくり推進事業に係る経費」としか記載がないため、補助対象経費の内容が非常に曖昧になっている。交付要綱に具体的な補助対象経費内容および補助率を示すべきである。

(2) 啓発情報誌発行事業では情報誌を年6回各号5,000部作成しており、その発行費用は総額11,452千円である。この発行事業は全額補助対象になっているものである。当該情報誌はおおむね60歳以上の方を対象に製作され配布されている。しかし、県内の60歳以上の人口は60万人であるため、1世帯当たりの人員を2.7人として単純計算すると、高齢者がいる世帯

数は約 22 万世帯となる。部数としては県内全高齢者の約 2% 分しか配布されないことになる。これではこの情報誌に対して 100% 補助金を交付する意味合いは薄れていると思われる。公平性および公益性の観点から補助金を削減するため、補助率を 50% にすることが考えられる。

21. 児童クラブ活動促進費(児童福祉施設併設型民間児童館事業)

担当部課	保健福祉部子ども家庭課					
事業開始年度	平成 14 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	民間の児童福祉施設に併設した児童館において専門的な機能を活用し、児童館事業の総合的な展開を図るもの					
補助要綱等	児童手当法 児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	児童館					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	6,946	3,473	3,473	-
	16 年度実績	1	6,887	3,443	3,444	-
	17 年度実績	1	6,907	3,453	3,454	-
18 年度予算	-	6,907	3,453	3,454	-	

(意見)

当該補助金は社会福祉法人等が運営する児童社会福祉施設に併設した児童館を誰もが利用できるように開放することに対して事業運営費を補助するものである。これは児童福祉施設の専門的な養育機能を活用して、児童健全育成、児童養育等に関する相談援助活動、各種子育て支援サービスの利用促進等を実施することにより、児童館事業の総合的な展開を図ることを目的としているものである。

当該補助事業については県が自ら児童館を設置し運営していくよりも、既存民間施設の利用促進を図ることにより、県民はより少額の経費でより良いサービスの提供を受けることができるというメリットを享受できるものと考えられ、補助についても一定の合理性が見出せるものと言える。しかし、補助の有効性としてこのようなメリットを県民が真に享受しているかについての調査は行わないまま、補助事業の終期年度の設定もなく、毎年ほぼ一定額の補助金が支出されている。

当該補助の有効性については、補助対象施設の県民利用者数に如実に表れるものと考えられる。児童館の利用者数について、児童館運営者では統計をとっているが、県ではこの情

報をこれまで入手していなかった。今後は補助効果測定のため、当該施設の利用者数を把握し、過去の利用者数とも比較する。また、県民ニーズに合致した補助であるか否かについて事後検証を行うことによって、翌年度以降の補助継続についての検討材料とすることが望ましい。

2.2. 児童クラブ活動促進費(地域組織活動育成事業)

担当部課	保健福祉部子ども家庭課					
事業開始年度	昭和 48 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	児童の健全な育成を目的に母親などの地域住民の積極的参加による地域活動の促進を図るもの					
補助要綱等	児童手当法 児童環境づくり基盤整備事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	母親クラブ					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	61	7,654	3,827	3,827	-
	16 年度実績	59	7,228	3,613	3,615	-
	17 年度実績	59	7,049	3,524	3,525	-
18 年度予算	-	7,434	3,717	3,717	-	

(意見)

当該補助金は地域住民が積極的に参加する地域活動の促進を図ることを目的に、当該目的に沿った活動を行っている県内 59 の母親クラブに対して運営費の補助を行っているものである。

母親クラブによって使用された補助金の使途については、クラブ毎に交付申請時に事業計画書を、また、実績報告時に事業報告書の提出を求め市町村が審査している。これは県の事務負担軽減の観点から市町村の審査を県としても受け入れているものである。しかし、補助金の交付主体はあくまでも県であり、したがって最終的な補助金の適正使用に関する調査責任は県にあると考える。県においても市町村の審査内容の適正性について検証することが望まれる。

23. 母子・父子家庭医療費助成事業

担当部課	保健福祉部子ども家庭課					
事業開始年度	昭和 59 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	市町村が実施している母子・父子家庭医療費助成事業に対して補助することにより、母子・父子家庭の医療に伴う経済的負担の軽減と福祉の増進を図るもの					
補助要綱等	宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	市町村					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	96	193,736	-	193,736	-
	16 年度実績	104	216,506	-	216,506	-
	17 年度実績	66	229,708	-	229,708	-
	18 年度予算	-	232,984	-	232,984	-

(意見)

当該補助金は市町村が実施する母子・父子家庭に対する医療費助成事業に要する経費について補助を行うものである。

当該補助金は補助対象年度中の9月および3月に概算払による交付がなされ、その後、宮城県母子・父子家庭医療費助成事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、翌年度の6月までに提出を求めている補助事業実績報告に基づき精算交付および返還が行われている。つまり、精算については補助事業実施年度の翌年度の決算においてなされていることになる。

一方、地方自治法では会計年度独立の原則として第 208 条に「普通地方公共団体の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。」、同第 2 項に「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもつて、これに充てなければならない。」と定めている。このように現状の精算時期による運用では地方自治法の会計年度独立の原則に反しているおそれがある。出納整理期間内の翌年度 5 月末までに精算が完了できるように翌年度 6 月までとされている補助事業の実績報告の徴求時期を早める等の対応をとることが望ましい。

24. 温水プール建設費借入金償還金補助金

担当部課	保健福祉部障害福祉課		
事業開始年度	平成元年度	事業終期年度	平成 19 年度

補助目的	社会福祉・医療事業団(現・独立行政法人福祉医療機構)からの借入金で温水プールの建設費を賄ったため、その元本及び利息の償還を行うための補助金を交付するもの					
補助要綱等	社会福祉法人の助成に関する条例 社会福祉法人に対する補助金交付規則					
主な補助対象者	社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	3,660	-	3,660	-
	16年度実績	1	3,528	-	3,528	-
	17年度実績	1	3,396	-	3,396	-
	18年度予算	-	3,264	-	3,264	-

(意見)

当該補助金の交付の根拠法令等は、社会福祉法人の助成に関する条例および社会福祉法人に対する補助金交付規則であり、同条例第2条において、「知事は、社会福祉法人に対し、当該法人が行なう事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付し、又は資金を貸付けることができる」としている。また、同規則第2条の補助対象経費等の規定についても補助金等交付規則と同様に具体的なことまでの記載はない。県の見解によれば、「当該補助事業は予め償還額および償還期限が定められた事業であり、補助内容および手続について特段の規定を設ける必要性はないことから、別途交付要綱を定めずとも、社会福祉法人の助成に関する条例および社会福祉法人に対する補助金交付規則を直接の根拠として補助金交付事務が可能であると判断していた」とのことである。

しかしながら、同条例および同規則には利子補給の要件、たとえば利子補給の期間、利子補給割合、途中返済や借換えした場合の変更、毎年事業報告書、収支計算書等の資料の徴収等についての記載がないので、そのような内容も含めた交付要綱を作成すべきである。

また、当該補助金のように長期に補助金を交付するケースは、補助金が硬直的になることもあり、交付要綱において交付期間を定めると同時に、一定期間後は減額や廃止することもあり得る旨を盛り込む必要がある。

25. 伝統的工芸品産業産地育成事業

担当部課	産業経済部新産業振興課		
事業開始年度	開始年度不明	事業終期年度	平成18年度

補助目的	伝統的工芸品月間全国大会伝統工芸ふれあい広場への出展小間料を補助するもの					
補助要綱等	宮城県伝統工芸士会伝統的工芸品月間事業参加補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県伝統工芸士会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	120	-	120	-
	16年度実績	1	120	-	120	-
	17年度実績	1	120	-	120	-
	18年度予算		120	-	120	-

(意見)

当該補助金は宮城県伝統工芸士会が「伝統工芸品月間全国大会伝統工芸ふれあい広場」へ出展するための小間料を補助するものである。

出展に要した費用総額は266千円強であり、そのうち120千円について当該補助金を財源としている。なお、出展は3産地において開催されており、1開催当たりの補助金は40千円となっている。このように出展費用に占める当該補助金の割合は約45%となっているが、補助金額としては極めて僅少である。したがって、補助対象者の自助努力によって吸収可能な水準と考えられ、当該補助金は廃止の方向で検討すべきと考える。

26. 研究成果市場形成推進事業

担当部課	産業経済部新産業振興課					
事業開始年度	平成16年度		事業終期年度	平成17年度		
補助目的	産学連携の強化を通じた中小製造企業等の製品開発力の向上を図るために、大学等の研究成果を活用して開発された中小企業者等の製品の市場形成を推進するもの					
補助要綱等	研究成果市場形成推進事業費補助金交付要綱 研究成果市場形成推進事業実施要領					
主な補助対象者	中小企業者等					
補助 金財 源と	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	-	-	-	-	-

交付実績	16年度実績	6	38,371	-	38,371	-
	17年度実績	8	59,177	-	59,177	-
	18年度予算	-	-	-	-	-

(意見)

当該補助金は、大学等の研究成果を活用して開発された中小企業者等の製品の市場形成を推進するための経費に対して補助を行うものである。

これまで、大学・公設試験研究機関の研究成果を活用して新製品を開発しても、市場開拓や販路拡大に当たって問題が生じ、製品が市場に十分浸透していないケースが多く見られた。当該補助金は、これまでの製品開発後のマーケティングに対する支援が不十分であったことを踏まえ、新市場の開拓や既存市場への新製品の浸透を目的とする補助金であり、新規の研究開発を促進するための補助金とは、その目的と役割が異なっている。

交付要綱第 12 条には事業を行った結果、非常に効果が認められた場合にその効果相当額を還元するという、次のような収益納付の規定が定められている。「知事は、当該補助事業の実施の結果、産業財産権の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与等による収益が生じたと認められたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができるものとする。」

しかしながら、このような収益納付の規定があるにもかかわらず、交付要綱には補助事業の成果自体を長期的に確認する規定がなく、収益納付を行うための仕組みが整備されていない。市場の形成は、短期的に達成できるものではなく、長期的に見守る必要がある。仮に収益納付に関する規定がなくとも、補助金の効果を長期的に確認することは重要であり、新規の研究開発に関する補助金の交付要綱と同様に、補助対象者に企業の状況に関して継続的に報告させる仕組みを交付要綱上に規定し、継続的なモニタリングを実施する必要があると考える。

なお、当該補助金は、平成 17 年度に終了しており、交付要綱を遡って改定することができないが、県では事業終了後 5 年間程度企業の状況について報告を求めていくことを予定している。

27. 宮城県中小企業経営革新事業費補助金

担当部課	産業経済部新産業振興課		
事業開始年度	平成 12 年度	事業終期年度	平成 22 年度
補助目的	中小企業者及び組合等が中小企業新事業活動促進法に基づく経営革新計画に沿って行う新商品・新技術開発事業等に要する経費を助成し、経済的環境の変化に相応して中小企業等が行う経営革新を円滑に推進するもの		

補助要綱等	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律 中小企業経営資源強化対策費補助金交付要綱 宮城県中小企業経営革新事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	中小企業					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	3	13,650	6,825	6,825	-
	16年度実績	4	12,543	6,271	6,272	-
	17年度実績	2	17,904	8,952	8,952	-
18年度予算	-	35,000	-	35,000	-	

(意見)

当該補助金は地域中小企業の振興と経営安定化に寄与し、地域経済の発展に資するために中小企業者等が行う経営革新のための事業に要する経費を補助するものである。

当該補助金の手続根拠となる宮城県中小企業経営革新事業費補助金交付要綱第21条においては、補助事業を実施した結果、補助対象者に収益が生じたと認めるときは、交付した補助金の全部または一部に相当する額を県に納付させることができるものとするという、いわゆる収益納付の規定が定められている。過去5年間(平成12年度から16年度)において計13社に補助しているが、収益納付があったのはわずか1社(補助金額は855千円)である。このような状況は当該補助金の直接の受益者である企業において補助金の効果は出現しなかったと想定されるものである。また、企業の発展により間接的なメリットを享受するであろう県あるいは県民にとってもメリットが生じていなかったことになる。過去の補助結果が思わしくなかったと考えられる現状においても、当初設定終期の平成22年度については見直しは行われていない。企業運営は本来自己責任であるべきことも勘案し、当初予定よりも早期の補助事業終了も必要と考えられる。

また、収益納付の規定は「できる」規定であり、強制力を持っていないため補助する側、補助を受ける側とも、適用に関する意識水準が低かったとも考えられる。

今後は補助企業に対し事業を成功させ収益納付意識を喚起していくことも必要と考える。さらに、補助事業の実施結果につき、補助金の支出効果を確認するために十分な情報を補助企業から求めるとともに、企業の成果を長期的に確認し、適切な事後評価を可能とするように運用していく必要がある。

28. 中小企業活性化支援事業費補助金

担当部課	産業経済部新産業振興課					
事業開始年度	平成 17 年度		事業終期年度	平成 17 年度		
補助目的	地域中小企業の創意ある向上発展を図ることにより、地域中小企業の振興と経営の安定化に寄与し、もって地域経済の発展に資するため、新たな分野へ進出し経営を革新しようとする中小企業者等を支援するもの					
補助要綱等	宮城県中小企業活性化支援事業実施要綱 宮城県中小企業活性化支援事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	中小企業者等					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	-	-	-	-	-
	16 年度実績	-	-	-	-	-
	17 年度実績	4	12,069	-	12,069	-
18 年度予算	-	-	-	-	-	

(意見)

本事業は中小企業者等が新たな分野に進出し、経営を革新して活性化を図るのを支援することを目的している。

(1) 交付要綱第 14 条によれば、補助事業の対象となった企業は、事業終了後 5 年間、補助事業に関する企業化状況につき、交付要綱様式第 10 号による企業化状況報告書を知事に提出することとされている。企業化状況報告書は収益納付(交付要綱第 16 条)の基となる資料であるとともに、補助事業の効果につき事後確認を可能とするものであるが、交付要綱に定められた企業化状況報告書は企業化がなされたかどうかのみを記載する非常に簡易な様式となっており、補助事業の実施結果および企業化の状況につき十分な情報を入手できるものとは言い難い。交付要綱および様式を見直し、補助事業の実施結果につき、補助金の支出効果を確認するために十分な記載を求めることが望ましい。

(2) 交付要綱上、補助事業の成果を長期的に確認する規定がないため、現状では企業化状況報告書の入手をもって補助事業の効果を確認しているが、企業化状況報告書は、あくまで補助事業の企業化についての実施結果に関する報告である。このため、補助対象事業のその後の成果を長期的に確認することは行っていない。これでは、補助金支出の有効性に係る事後評価については不十分であり、適切な事後評価を可能とするための規定を、交付要綱に明確に定め運用していく必要がある。

29. 宮城県新成長産業支援事業費補助金

担当部課	産業経済部新産業振興課					
事業開始年度	平成 9 年度		事業終期年度	平成 17 年度		
補助目的	新成長分野へ進出する企業、組合及び個人に対する支援施策を含めた、対象事業計画の認定を一元的に行い、施策の円滑かつ効果的な運用を図るとともに、新成長産業への誘導を図るもの					
補助要綱等	宮城県新成長産業支援事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	中小企業					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	7	23,648	-	23,648	-
	16 年度実績	4	14,994	-	14,994	-
	17 年度実績	1	5,000	-	5,000	-
	18 年度予算	-	-	-	-	-

(意見)

本事業は、平成 9 年に策定された宮城県産業振興アクションプランにおいて、医療福祉、住宅、環境、情報・通信、バイオ等を本県産業の高度化に資する新成長産業分野と位置付け、新分野開拓と新成長産業創出に向けた基盤整備を図ることを目的としている。

(1) 交付要綱第 12 条の 2 によれば、補助事業の対象となった企業は、事業終了後 5 年間、補助事業に関する企業化状況につき、交付要綱様式第 9 号による企業化状況報告書を知事に提出することとされている。企業化状況報告書は収益納付(交付要綱第 14 条)の基となる資料であるとともに、補助事業の効果につき事後確認を可能とするものであるが、交付要綱に定められた企業化状況報告書は企業化がなされたかどうかのみを記載する非常に簡易な様式となっており、補助事業の実施結果および企業化の状況につき十分な情報を入手できるものとは言い難い。交付要綱および様式を見直し、補助事業の実施結果につき、補助金の支出効果を確認するために十分な記載を求めることが望ましい。

(2) 交付要綱上、補助事業の成果を長期的に確認する規定がないため、現状では企業化状況報告書の入手をもって補助事業の効果を確認しているが、企業化状況報告書は、あくまで補助事業の企業化についての実施結果に関する報告である。このため、補助対象事業のその後の成果を長期的に確認することは行っていない。これでは、補助金支出の有効性に係る事後評価については不十分であり、適切な事後評価を可能とするための規定を、交付要綱に明確に定め運用していく必要がある。

30. 計量改善指導事業費補助金

担当部課	産業経済部産業立地推進課					
事業開始年度	平成 15 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	計量思想の普及啓発を図るため、社団法人宮城県計量協会が行う普及啓発活動に要する経費の一部について、予算の範囲内において補助金を交付するもの					
補助要綱等	計量改善指導事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	社団法人宮城県計量協会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	1,700	-	1,700	-
	16 年度実績	1	1,700	-	1,700	-
	17 年度実績	1	1,700	-	1,700	-
	18 年度予算	1	1,500	-	1,500	-

(意見)

補助対象者は(社)宮城県計量協会の 1 団体のみである。補助対象経費は計量改善普及対策費 750 千円、計量みやぎ刊行費 257 千円、部会研修活動費 375 千円、通信運搬費 311 千円、印刷費 102 千円、消耗品費 100 千円、合計 1,895 千円であるが、県はこれに対して、その 90%に相当する定額補助金 1,700 千円を交付している。

計量改善普及対策費は、計量記念日事業「2005 みやぎ計量のひろば」を仙台市内の百貨店にて開催し、計量器の展示、血圧・体脂肪測定、重さ当て等のイベントを実施した費用であるが、このイベントが補助対象事業にふさわしい公益性を有するものとは考えにくい。計量みやぎ刊行費は計量協会が年 2 回発行する機関紙「計量みやぎ」の製作費用、部会研修活動費は計量協会内部の工業部会、環境計量部会、流通部会、販売部会、計量士部会および計量器コンサルタント部会の活動費用であり、本来、業界団体である計量協会が自助努力により行うべき性質のものである。通信費、印刷費、消耗品費に至っては、計量協会の管理運営費であり、補助金が交付されていない計量業界以外の業界団体との公平性の観点から補助対象経費とすることには問題がある。

また、直接の補助対象経費ではないが、計量協会の総会は、秋保温泉のホテルで行い、開催費用として 750 千円を支出している。参加者から負担金として 538 千円を徴収しているものの、差引 212 千円の費用となっている。総会費用はホテルでの開催を見直すことにより削減の余地があり、補助対象経費以外の費用であっても、これを削減すれば、結果として補助金額を削減することができるはずである。

以上より、当該補助金は廃止の方向で検討すべきであると思料する。なお、計量協会の存

在意義自体が計量業界のためのものであり、そもそも公平性の観点からも計量協会へ補助金を交付することは適当でないとする。また、県は計量協会に対して、県民の血税を補助金として受領し使用していることを自覚し、参加者から負担金を徴収するかどうかにかかわらず、温泉街のホテルで総会を開催することが外見的に浪費と受け取られかねないということ自覚するよう促すべきである。

31. 企業立地促進推進奨励金(戦略分)

担当部課	産業経済部産業立地推進課					
事業開始年度	平 16 年度		事業終期年度	平成 22 年度		
補助目的	県内に工場、研究所を新設、増設する企業に対し、初期投資を軽減するため奨励金を交付し、企業誘致を促進するとともに、企業の県外移転を防止するもの					
補助要綱等	緊急経済産業再生戦略期間限定企業立地促進奨励金交付要綱					
主な補助対象者	県内に工場、研究所を新設、増設する企業					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	5	69,706	-	69,706	-
	16 年度実績	9	218,632	-	218,632	-
	17 年度実績	39	660,043	-	660,043	-
	18 年度予算	-	643,288	-	643,288	-

(意見)

県は、地域経済が自立型の経済構造に転換し、新たな成長発展のステージに移行するための宮城県緊急経済産業再生戦略の一環として、企業誘致の拡大を図り、もって雇用機会の増大および県民所得の向上に資するため、県内に工場等を新設、増設、移転する企業に対して、投資額に応じての投下固定資産奨励金および新規雇用者数に応じての新規雇用奨励金を交付している。

租税特別措置法上の高度技術工業を先端技術産業として位置付け、また、平成 12 年 10 月策定のみやぎ産業振興重点戦略に定める 4 つの戦略分野、すなわち食産業(食材王国みやぎの確立)、医療・福祉産業(バリアフリー産業のメッカの創造)、環境・リサイクル産業(環境産業フロンティアの開拓)、情報通信産業(みやぎ情報革命の推進)を重点 4 分野と位置づけ、これらに通常より高い奨励金交付率を適用している。しかし、重点 4 分野は平成 12 年策定以来見直しが行われておらず、現時点でも 4 分野を優遇する合理性について再検討すべきである。

また、成長産業についても一部のケースで通常より高い奨励金交付率を適用している。交付要綱では、成長産業を「新たな製造技術又は高度な製造技術の活用により、今後大いに成長が期待される産業であって、知事が認めるもの」と規定しているが、その定義が曖昧であり、適用の判断は担当課長に委ねられている。平成 17 年度においては 2 社が成長産業の認定を受けているが、1 社は半導体製造装置用部材を生産し、東北大学等との共同研究による高度な技術を活用してこれまでも成長しており今後も成長が認められるとの判断であり、もう 1 社は自動車用部品を生産し、品質管理をはじめ高度な技術を活用しこれまでも成長しており今後も成長が認められるとの判断であるが、いずれも成長産業に該当するか否か見解が分かれる可能性があるものと思われる。定義を限定すると新技術の発生などの状況の変化に迅速に対応できないとのことであるが、恣意性を排除するためには、具体的な定義付けをすることが望まれる。

3.2. 工場再活用等雇用創出促進事業費

担当部課	産業経済部産業立地推進課					
事業開始年度	平 14 年度		事業終期年度	平成 18 年度		
補助目的	産業構造の変化などによって廃業した工場等の建物を活用し、新たに工場を操業した企業に対して、職員の採用人数に応じた奨励金を交付することにより、新たな工場の立地と雇用の確保を図るもの					
補助要綱等	工場再活用等雇用創出促進奨励金交付要綱					
主な補助対象者	廃業した工場等を活用して(平成 17 年 8 月 31 日までに)新たに操業した企業					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	6	6,150	-	6,150	-
	16 年度実績	3	3,150	-	3,150	-
	17 年度実績	3	2,100	-	2,100	-
	18 年度予算	-	3,000	-	3,000	-

(意見)

補助対象者は、工場の操業を開始した日から 6 か月を経過した日(基準日)における新規雇用者 10 人で 1,000 千円、さらに 10 人を越えた 1 人につき 100 千円を交付することになっている。県は操業開始日から基準日までの間に締結された雇用契約書および住民票により雇用関係の存在を確認しているが、基準日現在にも雇用関係が存在していることは確認していない。可能性としては、基準日までに退職していることもあり得るので、タイムカードや業務日報

などにより基準日現在の雇用関係を確認すべきであるとする。

また、基準日が1時点のみの場合は、極端なケースでは基準日に雇用され、翌日に退職しても補助金が交付されることになってしまう。このような弊害を防止するためには、基準日から一定期間経過後の日(再基準日)を設け、基準日から再基準日までの毎月末の平均常時雇用者数を対象人数とするか、基準日現在の常時雇用者数と再基準日現在の常時雇用者数との平均とするが、対象者が大幅に入れ替わっている場合には、現地調査により勤務実態を確認する、といった方法により、基準日から再基準日まで継続的に雇用されている人数を補助金の交付対象とすることが望ましい。

本件では、県の財政事情が厳しいことを反映して制度開始当初から予算が不足していたため、補助金を分割交付することとしており、基準日後に半額、基準日の6か月経過後に残りの半額を交付している。今後は、この方法に代えて、初回に1人につき50千円を交付し、6か月後の2回目にも1人につき50千円を交付し、2回目に人数が激減している場合や対象者が大幅に入れ替わっている場合には現地調査により勤務実態を確認する、という方法が考えられる。

3.3. 漁業経営基盤強化指導事業

担当部課	産業経済部経営金融課					
事業開始年度	平成10年度		事業終期年度	平成19年度		
補助目的	中小漁業経営体の経営体質強化と経営の合理化を推進し、総合的な経営指導体制の確立を図る目的で、宮城県漁業経営指導協会が行う経営指導事業実施経費を助成するもの					
補助要綱等	水産基本法 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法 みやぎ海とさかなの県民条例					
主な補助対象者	宮城県漁業経営指導協会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	2,800	1,400	1,400	-
	16年度実績	1	2,800	1,400	1,400	-
	17年度実績	1	1,800	-	1,800	-
	18年度予算	1	1,000	-	1,000	-

(意見)

当該補助金は、中小漁業経営体の経営体質強化と経営の合理化を推進することを目的に、

漁業経営体に指導を行う宮城県漁業経営指導協会の業務費に対して補助するものである。

同協会は、平成 16 年度に廃止された国の「漁業経営強化特別対策事業」の実施主体として平成 3 年 3 月に、漁業協同組合、漁業系統団体および県との連携のもと設立された団体である。宮城県では、平成 16 年度当時の漁業環境から、今後も漁業経営体の経営管理能力向上と経営基盤の強化が重要であると考え、平成 17 年度以降、県独自の施策として、協会に対して補助金を支出し事業を推進している。

協会の事業内容は、次のとおりである。

会議、研修会等の開催...事業計画の策定、指導員研修会の開催等

巡回指導の実施...外部専門家・指導員等による個別巡回指導、漁業協同組合単位などの研修会形式による集団指導

平成 17 年度の同協会の収支状況は、兼任職員(0.5 人分/年)の人件費相当額 2,777 千円を、構成団体(県を除く 7 団体)からの負担金として徴収するとともに、県から交付された補助金 1,800 千円が、そのまま同協会の巡回指導等の事業を行う上での経費となっていることから、補助金を前提に事業を行っていると言わざるを得ない。

漁業経営体の経営体質強化や経営の合理化は、自らの経営の維持・強化を目的として行うものであり、その成果をうける漁業経営体自らが負担することが原則であると考え。したがって、県は協会へ補助金を交付する前に、先ず指導を受ける個人やその個人が所属する団体に負担を求め、自助努力により財政運営を行うことを指導する必要がある。

3.4. 設備資金貸付事業補助金

担当部課	産業経済部経営金融課					
事業開始年度	平成 12 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	小規模企業者等の創業及び経営基盤の強化促進に寄与するため、財団法人みやぎ産業振興機構が行う設備資金貸付事業に要する経費であり、平成 12 年度から貸付事務が県から機構へ移管されたことに伴う必要経費の補助を行うもの					
補助要綱等	小規模企業者等設備導入資金助成法 設備資金貸付事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	財団法人みやぎ産業振興機構					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	17,729	-	-	17,729
	16 年度実績	1	17,018	-	-	17,018
	17 年度実績	1	16,396	-	-	16,396

	18年度予算	-	15,095	-	-	15,095
--	--------	---	--------	---	---	--------

その他：特別会計内の繰越金、繰入金、諸収入

(意見)

当該補助金は小規模企業者等の創造および経営基盤の促進に寄与するため、(財)みやぎ産業振興機構が行う設備資金貸付事業に要する経費(人件費・事務費)を補助するものである。

なお、設備資金貸付事業は「小規模企業者等設備導入資金助成法」の一部改正により平成12年度から実施主体が県から同機構に移管されたものである。

このような経緯から小規模企業者設備資金貸付業務に係る経費を補助しているものであるが、補助の実施に当たっては当該貸付事務の適正な実施が前提とならなければならない。

当該貸付事務における貸付および回収業務は概ね順調に行われていると認められるが、A社(飲食業)に対する新規店舗出店資金貸付金の回収が滞っている。貸付事業においてはその性質上、当然回収リスクを伴うものであり、数多くの回収遅延は別として、数件程度の回収遅延の発生自体が問題となるものではない。しかし、当該回収遅延の発生には以下のような原因があったと考えられる。

貸付時には公正証書の作成や連帯保証人の徴求により債権保全措置を図っていたが、貸付後に貸付対象設備を無断で売却処分されており、債権管理に問題なしとは言い切れない。

給与所得者である連帯保証人は貸付けを行った時点から間もなく定年退職を迎えるものであったが、貸付時の所得証明を基に弁済力を算定し、定年を迎えた後新たに保証能力の見直しを行っていなかった。このため、回収遅延が生じた時点では連帯保証人の弁済能力は無いに等しい状況であった。

今後は業務経費の補助を実施するばかりでなく、貸付業務の執行状況の検査を強化する等、事業の適正実施をさらに図っていく必要がある。

35. 森林組合合併対策事業

担当部課	産業経済部団体指導検査課		
事業開始年度	昭和47年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助目的	森林組合の合併意識を醸成するとともに合併協議を円滑化に進めるため、宮城県森林組合合併促進対策本部等に対し助成することにより、合併促進を図るもの		
補助要綱等	森林組合合併対策事業補助金交付要綱		
主な補助対象者	宮城県森林組合合併促進対策本部、宮城県森林組合連合会		

補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
15年度実績	1	600	-	600	-	
16年度実績	2	1,200	-	1,200	-	
17年度実績	2	711	-	711	-	
18年度予算	-	4,100	-	4,100	-	

(意見)

森林組合は、森林組合法に基づき「森林所有者の経済的社会的地位の向上」と「森林の持続培養および森林生産力の増進」を図ることを目的とした組合で、協同組合的性格と公益的性格の2つの性格を有している。森林組合以外にも素材生産を行う民間事業体はあるが、造林や保育(下刈、除伐、間伐等)といった森林整備を行う事業体は森林組合以外にないため、森林組合を育成することは森林の持つ機能をたゆまなく発揮していく上で重要である。また同法で「県は、組合に対して、その行う事業を通じ、森林の有する公益的機能の維持増進を図られるように、その健全な運営と発達についての助言及び指導を行う等必要な配慮をするもの」とされており、組合の組織再編による経営基盤の強化、事業基盤の充実という観点から、県が合併推進経費に対する助成を行い指導していく必要性は認められる。

当該補助金については、次のような点で問題がある。

(1)補助金交付開始年度は昭和47年であり、補助金交付から既に34年が経過している。補助目的は森林組合の合併促進を図るものであるが、今までの合併実現の経過は以下のとおりである。

年代別	新設数	合併件数	解散数
昭和26年～昭和30年	3	6	0
昭和31年～昭和40年	0	19	1
昭和41年～昭和50年	0	10	8
昭和51年～昭和60年	0	4	2
昭和61年～平成7年	0	4	0
平成8年～平成17年	0	4	1
合計	3	47	12

(注)合併件数について、1件で最大9組合の合併が行われている。

組合数は昭和26年現在112組合であったが、上表のような経過で現在16組合へ減少した。しかしながら、過去5年内では平成13年度に合併が1件あったのみであり、今後の見込みは平成19年度に3組合の合併が1件あるのみである。

そもそも、県が補助金を交付してまで森林組合の合併を推し進める必要があるのか疑問を

生ずる。森林組合が単独で経営が成り行かず合併が必要なのであれば、あくまでも自己責任で合併を行うべきである。森林組合自体が合併を望んでいないのであれば、いくら県が長年補助を行っても補助効果が十分発現されないと言える。さらなる補助効果を出すためには、補助金の終期(合併の期日)をたとえば、「森林組合広域合併基本計画」で述べている平成 20 年 3 月 31 日に確定させる必要がある。

(2)宮城県森林組合連合会の平成 17 年度業務報告書によれば、資本合計 298 百万円、剰余金合計 42 百万円、当期剰余金 23 百万円であるため、同連合会は県からの補助金は不要な裕福な団体であると言える。補助金の廃止について検討すべきである。

36. 森林組合等経営基盤強化対策事業

担当部課	産業経済部団体指導検査課					
事業開始年度	昭和 53 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	林業・木材産業及び山村地域の活性化等の推進のため、中心的な役割を果たし得る森林組合に対し、事業運営の効率化や低コスト化のための経費を助成し、森林組合の健全な育成を図るもの					
補助要綱等	宮城県強い林業・木材産業づくり交付金交付要綱 森林組合等育成事業実施要綱					
主な補助対象者	森林組合(中核組合)					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	2	650	650	-	-
	16 年度実績	1	578	578	-	-
	17 年度実績	2	741	741	-	-
	18 年度予算	-	1,515	-	1,515	-

(意見)

当該補助金は国庫補助金を財源として(平成 18 年度からは税源移譲により一般財源化)交付されているが、国の実施要領で補助対象者は「中核組合」とされているため、健全で自立的な経営を行っている森林組合が対象となっている。補助対象になっている組合の財政状況は、A 森林組合においては、平成 17 年度の資本合計は 274 百万円、剰余金合計は 185 百万円、当期剰余金は 6,763 千円である。また、B 森林組合の平成 17 年度の資本合計は 217 百万円、剰余金合計は 103 百万円、当期剰余金は 4,808 千円である。このような裕福な団体にそれぞれ補助金 376 千円、365 千円を交付することは効果の点で疑問であるし、今後とも引き続き補

助金を交付する理由に乏しいと考える。また、当該補助金はモデル組合に対するものであるため、補助金の終期年度を決めるべきである。

37. 漁協組織強化事業

担当部課	産業経済部団体指導検査課					
事業開始年度	平成9年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	水産業の活性化を図るもの					
補助要綱等	宮城県強い水産業づくり交付金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県漁業協同組合連合会、宮城県信用漁業協同組合連合会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	2	3,500	3,500	-	-
	16年度実績	2	3,500	3,500	-	-
	17年度実績	2	3,281	3,281	-	-
18年度予算	-	3,500	-	3,500	-	

(意見)

当該補助金は宮城県漁業協同組合連合会および宮城県信用漁業協同組合連合会が行う水産業の活性化、具体的には合併促進を図るための事業に必要な経費について補助するものであり、補助実績はそれぞれ2,811千円、470千円である。

既に当該補助金の目的たる一定の合併促進が図られてきたところであり、県の補助事業の役割は終わったものと考えられるので、当該補助金は廃止することが望ましい。

なお、前者は平成17年度において繰越剰余金40,818千円を計上しており、当該補助金がなくとも事業は実施可能と考えられる。補助は自らの自助努力で補いきれないものについて行うことを原則とすべきであるという観点から、補助の必要性は認められないと考える。

38. 中小企業連携組織対策事業

担当部課	産業経済部団体指導検査課		
事業開始年度	昭和45年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助目的	中小企業の組織化を促進し、中小企業の健全な経営・発展を図るために、宮城県中小企業団体中央会が行う組織化指導事業等に要する経費に対して補助するもの		

補助要綱等	中小企業基本法 中小企業等協同組合法 中小企業団体の組織に関する法律ほか					
主な補助対象者	宮城県中小企業団体中央会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	207,969	37,563	170,406	-
	16年度実績	1	173,262	16,256	157,006	-
	17年度実績	1	170,083	14,946	155,137	-
18年度予算	-	165,968	-	165,968	-	

(意見)

補助金交付年度は昭和45年であり、補助金交付から既に36年が経過している。今までの中小企業の組織化の経過は以下のとおりである。

年度	組合数	組合員数
昭和24年	147	11,489
昭和30年	441	22,131
昭和35年	291	28,386
昭和40年	304	35,792
昭和45年	421	53,802
昭和50年	553	72,256
昭和55年	665	106,051
昭和60年	639	123,358
平成元年	595	130,835
平成6年	626	137,206
平成11年	652	150,877
平成16年	613	145,764
平成17年	602	142,127

組合数は昭和55年に665組合となってから頭打ちとなっており、平成17年度においては602組合とピーク時より約1割減少している。また、組合員数は、平成8年度以来頭打ちとなっている。ピークは平成11年度に150,877人であり、平成17年度においては142,127人とピーク時を下回っている。確かに昭和45年度に補助を始めた後は組合数と組合員数は当初10数年にわたり伸び続けている。しかし、その前数年間の伸びとさほど変化は見られないため、補助金の効果があったか否かについて確証は得られていない。少なくともここ数年にわたっては

上記のように中小企業の組織も頭打ちになっており、毎年 1 億 6 千万円前後の金額を投じている現実と向き合うと補助効果が少ないと考えられる。

また、中央会の平成 18 年 3 月 31 日現在の財政状況は、負債・資本側に運営資金引当金 134 百万円、特別積立金 13 百万円、剰余金 2 百万円があるため、合計実質剰余金は 149 百万円と余裕がある。そもそも中小企業の組織連携は、あくまでも自己責任である。中央会のあり方を含め当該補助金の見直し、削減を検討する必要がある。

さらに、中央会の費用の中には、視察研修として、国内研修旅行の北海道 4 日間に 27 名参加、海外研修旅行のスイス、オーストリア 9 日間に 32 名参加している。これらは補助対象にはなっていないのではあるが、視察旅行合計で 2,167 千円の支出に対して参加収入は 184 千円のみである。補助金を受けている団体がこのような支出を行っているのでは、補助金が間接的に視察旅行費用に充てられていると考えざるを得ない。この分補助金を削減することができたと言えるのであるから、県は同団体の支出のあり方について十分指導することが必要とされる。

39. 小規模事業経営支援事業

担当部課	産業経済部団体指導検査課					
事業開始年度	昭和 45 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	商工会、商工会議所及び県商工会連合会が行う小規模事業者の経営の改善発達を支援する事業に対する補助を通じて、地域経済社会の形成に大きな役割を果たしている小規模事業者等の振興と安定に寄与するもの					
補助要綱等	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律 宮城県小規模事業経営支援事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	県内商工会、県内商工会議所、県商工会連合会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	74	2,273,402	193,061	2,080,341	-
	16 年度実績	71	2,207,133	176,903	2,030,230	-
	17 年度実績	48	2,111,698	147,119	1,964,579	-
	18 年度予算	-	2,112,525	68,721	2,043,804	-

(意見)

商工会および商工会議所(以下「商工会等」という。)では、経営指導員、補助員、記帳専任職員(以下、経営指導員等)を設置して、小規模事業者に対して経営または技術の改善発達のための指導等を実施し、県はこの指導事業に係る経費に対して補助金を交付している。

商工会は経営支援機能および組織・財政基盤の強化を目的として、自主的な取組として広域連携・合併にかかわるマスタープランを策定し、推進してきた。また、県はその取組を支援するとともに、プランを踏まえながら補助対象職員の設置基準の見直しを行ってきた。その結果、平成 12 年度は約 25 億円だった補助金を平成 17 年度には約 21 億円まで削減している。

しかしながら、上記アクションプラン実行後も毎年約 20 億円もの膨大な補助金が交付され続けている。そして次に示したとおり、当該補助金の約 8 割は補助対象業務を実施するため各商工会等に設置される経営指導員等に対する人件費に係るものであり、さらにこの人件費に対する補助金交付比率は約 7 割にものぼっている。

(単位:百万円)

	補助事業全体			人件費			補助事業のうち人件費に係るものの割合 (B)/(A)
	補助事業に要した経費(A)	補助金交付額	交付比率	補助事業に要した経費(B)	補助金交付額	交付比率	
商工会	2,231	1,499	67.2%	1,755	1,199	68.3%	78.7%
連合会	213	178	83.6%	119	95	79.8%	55.9%
商工会議所	544	421	77.4%	383	325	84.9%	70.4%
合計	2,988	2,098	70.2%	2,257	1,619	71.7%	75.5%

そもそもこれらの人件費は本当に必要不可欠なものであり、補助金で補填すべきものであるのか疑問が生じる。

そこで、経営指導員等の実施する指導業務の内容について調査したところ、次のような構成比率になっていることが判明した。

相談指導内容	経営指導員の指導件数(件)	構成比率
税務関係	113	36.1%
マル経等の国民生活金融公庫の融資制度関係	83	26.5%
経営・労務関係	44	14.1%
各種共済等の制度説明	43	13.7%
記帳指導	16	5.1%
その他	14	4.5%
合計	313	100.0%

(注) 1. 上記調査は、50 会員を無作為に抽出し、その相談指導履歴簿を閲覧し実施している。

2. 「マル経」とは、商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小企業者等が、経営改善に必要な資金を無担保・無保証で利用できる制度である。

まず、税務関係の相談指導であるが、その内容は概ね確定申告に係る相談指導および源泉所得税の特例に関する相談指導業務である。これらについては国税庁等で無料の税務相談を実施しているため、会員から相談があればこの無料相談を紹介すれば足りる。仮に商工会等で実施するとしてもそのコストは商工会等の会費等の範囲内で実施すべきであり、補助金で賄うべきではない。

次に、マル経等の国民生活金融公庫の融資制度関係の相談指導であるが、マル経については、その融資の要件として「商工会議所や商工会などの経営指導を受けている小企業者等であること」、「商工会議所会頭、商工会会長等の推薦があること」が挙げられている。確かに、この要件を満たすためには商工会の経営指導が必要ではあるが、相談指導履歴簿を閲覧したところ、「マル経の制度説明」や「融資申込書の作成指導」、「返済の督促」など融資者たる国民生活金融公庫が本来すべき業務までも経営指導員等が実施している。これらの業務に係るコストは国民生活金融公庫あるいは商工会等自らが負担すべきものであり、補助金で負担すべきものではない。

最後に、各種共済等の制度説明であるが、これは「小規模企業共済制度」や「商工貯蓄共済制度」など商工会等が申込等の窓口となる制度である。したがって商工会等で対応する必要があるものではあるが、各種共済等の制度説明に関しては商工会等の申込窓口その他共済主催団体で行うのが望ましく、コストの高い経営指導員等がなすべきものではない。また、相談指導履歴簿の中には「火災共済満期更新手続を行った」という指導履歴もあり、本来共済窓口が実施するような業務まで経営指導員等が代行して行っている事実もある。

以上の調査結果からすると、経営指導員等でないと実施できない業務は 2 割強であり、他の業務については必要不可欠とは考えにくいものであると言える。

これら必要不可欠でない業務に係るコストは商工会等あるいは他の関係団体自らが負担すべきものであり、補助金で賄うべきものではない。

今後の対応としては、経営指導員等の行う補助対象業務を精査するなどして、当該業務を国税庁や国民生活金融公庫等の他の機関で代替できないかどうか、あるいは、当該業務が経営指導員等でなければできない業務なのかどうか、小規模事業者にとってどの程度有用性があるのかについて県が慎重に検討し、補助金交付の可否および交付対象事業を再検討する必要がある。

40. 青年農業者育成確保推進事業

担当部課	産業経済部産業人材育成課					
事業開始年度	平成 12 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	本県農業、農村の次代の担い手である優れた青年農業者等の育成及び確保を図るため、就農関連情報の提供から研修等の相談、就農までの一貫した支援体制の整備を進めるとともに、就農ルートが多様化する中で新規就農希望者に対する農業に関する技術・経営研修の実施体制の整備等を行い、青年農業者等が円滑に就農できる環境を整備するもの					
補助要綱等	強い農業づくり交付金交付実施要綱 強い農業づくり交付金交付要綱(新規就農促進対策事業)					
主な補助対象者	財団法人みやぎ農業担い手基金					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	16,542	7,485	9,057	-
	16 年度実績	1	16,074	6,482	9,592	-
	17 年度実績	1	15,943	6,480	9,463	-
	18 年度予算	-	13,982	-	13,982	-

(意見)

当該補助金は、青年農業者等の育成および確保を図るため、その推進主体である財団法人みやぎ農業担い手基金が行う新規就農者の確保・育成および就農支援資金の貸付・管理業務等の経費を補助するものである。

同財団は、農業後継者不足の傾向が継続する中で、その育成確保と資質の向上を図るために、平成 2 年度に、優れた農業の担い手の育成を目的に設立された団体である。同財団の運営は、県、市町村、農協等から拠出され基金の果実運用によって行われ、当初、農業農村の担い手育成に必要な対策や活動に対して援助することを目的として事業が行われていた。その後、平成 7 年度に「青年農業者等育成センター(各県 1 機関)」として指定され、新規就農者の確保・育成および就農支援資金の貸付・管理業務等の事業についても行うこととなった。当該補助金は、平成 7 年度に新たに行うことになった事業に掛かる経費に対するもので、次代の宮城県の農業を担う新規就農者育成・確保を推進する事業(国庫補助事業)として、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」施行に基づき、交付されている。

さらに、宮城県は、この事業の円滑な推進を図る目的から、公営法人等への職員の派遣等に関する条例に基づき、平成 8 年度から職員 1 名を財団に派遣し、派遣職員の給与等相当分

を補助金として交付している。

同財団は、会計を一般会計と特別会計の2つに分けて処理している。特別会計は、就農支援の資金の貸付に関する資金のみを対象とし、一般会計は、それ以外の業務に関する活動を処理の対象としている。図は、平成 17 年度の一般会計の事業費および管理費の財源を示した概念図である。現状、事業費と管理費の合計支出額は、23,841 千円と、基本財産運用収入と補助金(県からの派遣職員人件費補助含む)の合計収入額 33,787 千円を 9,946 千円下回っている状況にある。

平成 7 年度に同財団が「青年農業者等育成センター」として指定され、新たな業務を行う以前においては、県からの補助金はなく、基本財産の運用収入をもって、業務を行っていることを考えれば、同財団は、本来、その財産の運用収入をもって運営することを原則としており、特に、事業を遂行するための経費を収入が上回る状況における補助金の交付は、同財団に対する補助として適切でないとする。また、一般会計の次期繰越収支差額は平成 18 年 3 月末時点で、26,560 千円(平成 17 年 3 月末は、25,985 千円)あり、同財団の財務状況は次期繰越収支差額も含めて潤沢であることから、補助金の当面の凍結または削減が求められる。

【事業費・管理費の財源(概念図)】

支出の部		収入の部		
支出額 23,841千円	事業費	7,898千円	基本財産 運用収入	17,004千円
	管理費	15,943千円	補助金	16,783千円
		差引 9,946千円		
			収入額 33,787千円	

- (注) 1. 管理費の中には、派遣社員の人件費相当額7,459千円が含まれている。
2. 補助金16,783千円には当該補助金以外のもの840千円が含まれている。

41. 農村青少年集団活動育成推進事業

担当部課	産経部産業人材育成課		
事業開始年度	開始年度不明	事業終期年度	平成 22 年度

補助目的	本県の時代を担う農村青少年を育成するため、農村青少年が自主的集団活動を通じて、次代の農業・農村における組織活動や高度な生産技術・経営能力を備えられるよう「宮城県農村青少年クラブ連絡協議会」の活動費の一部を助成するもの					
補助要綱等	農村青少年集団活動育成推進事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県農村青少年クラブ連絡協議会					
補助金財源と交付実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	県債
	15年度実績	2	795	-	-	795
	16年度実績	2	763	-	-	763
	17年度実績	1	718	-	-	718
	18年度予算	-	718	-	-	718

(意見)

交付要綱第2条別表によれば、補助金の交付対象となる経費は「若い農業担い手育成に向けた集団活動に要する経費」とだけ定められており、その範囲が曖昧である。収支決算書によれば、実際には研修会費や会議費、事務費等の経費に対して補助金が算定されている。しかしながら、補助金の交付対象となる経費の範囲はできるだけ具体的に定めるべきである。

4.2. 団体育成費

担当部課	産業経済部産業人材育成課					
事業開始年度	開始年度不明		事業終期年度	平成22年度		
補助目的	林業後継者等で組織する団体の自主的活動を促進し、林業の活性化と農山村地域振興に資するもの					
補助要綱等	林業団体育成事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県林業研究会連絡協議会					
補助金財源と交付実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	2	177	-	177	-
	16年度実績	2	177	-	177	-
	17年度実績	1	100	-	100	-
	18年度予算	-	70	-	-	70

その他: 森林整備担い手対策基金

(意見)

当該補助金は林業後継者育成促進のため、宮城県林業研究会連絡協議会が実施する林業振興、後継者育成および経営改善等事業に要する経費について補助するものである。

当該補助金の交付は昭和 33 年からこれまで行われてきているが、林業振興、後継者育成および経営改善等事業といった補助目的については既に一定の効果を受け、県内林業の現状を鑑みればその目的については役割を終えたものと考えられる。

また、補助金額は100千円であり、少額かつ補助団体の収入に占める割合もわずかであり、補助団体にとって補助金はそれほど重要なものではないと思われる。さらに、団体構成員からの年会費を会員当たり 10 千円しか徴収していない状況では、補助に代えて自助努力を促すべきと考えられる。

以上の点から当該補助金については廃止を検討すべきである。

43. 漁業後継者団体育成事業

担当部課	産業経済部産業人材育成課					
事業開始年度	平成 10 年度		事業終期年度		平成 22 年度	
補助目的	沿岸漁業の担い手グループの行う活動に対して補助することにより、漁業後継者の育成を図るもの					
補助要綱等	漁業後継者団体育成事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県漁協青年団体連絡協議会 宮城県漁協女性部連絡協議会 宮城県漁業士会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	(県)一般財源		
	15年度実績	3	405	405		
	16年度実績	3	404	404		
	17年度実績	3	404	404		
18年度予算		281	281			

44. 沿岸漁業担い手グループ実践活動促進事業

担当部課	産業経済部産業人材育成課					
事業開始年度	平成 10 年度		事業終期年度		平成 22 年度	

補助目的	担い手グループ等が実施する技術研究・改良及び漁業生活の合理化・近代化に資する実践活動に補助することにより、漁業に従事する人材の育成と地域の活性化を図るもの					
補助要綱等	浜の担い手グループ実践活動促進事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	漁業協同組合、市町村単位を活動の範囲とした漁村青壮年および女性団体					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	(県)一般財源		
	15年度実績	3	200	200		
	16年度実績	2	200	200		
	17年度実績	2	175	175		
	18年度予算		182	182		

(意見)

漁業経営後継者団体育成事業費に対する補助金は、沿岸漁業後継者の育成を促進するため、後継者育成、漁業振興および生活改善事業に要する経費を補助するものである。具体的には、宮城県漁協青年団体連絡協議会、宮城県漁協女性部連絡協議会、宮城県漁業士会の3団体が行う各種の総会や交流会、研修会等の活動費に関して補助している。

また、沿岸漁業担い手グループ実践活動促進事業に対する補助金は、沿岸漁業の技術研究・改良および漁村生活の合理化・近代化等に資する実践活動を推進するため、漁村青壮年・女性団体が漁村地域または市町村域を活動範囲として行う実践活動に要する経費を補助するものである。具体的には、平成17年度においては、浜の担い手グループの実践活動として「クオヤギソウの成分分析試験」「地域水産物を利用した加工品の開発と魚食普及活動」の2つの研究が行われ、地域の活性化に役立てられている。

漁業経営後継者団体育成事業費に対する補助金は、漁業後継者を育成する団体の運営費を補助しているのに対し、沿岸漁業担い手グループ実践活動促進事業に対する補助金は、地域の活動に係る経費を補助している。両補助金は、異なる観点からの補助金と考えることができるが、次世代の人材を育成し、地域の活性化を行うところと補助額が少ないところは共通している。

少ない補助金を効果的に使用するためには、地域密着度や補助対象先の運営状況を勘案し、資金の重点的な配分を行う必要があると考える。例えば、上記補助金で考えた場合、次世代の漁業担い手の技術の習得を通して、問題意識を高める方が、将来の地域の活性化には役立つと考える。地域の活性化を図るような、補助金の使用方法を検討することが望まれる。

45. 宮城県労働協会事業運営補助金

担当部課	産業経済部労政・雇用対策課					
事業開始年度	昭和 45 年度	事業終期年度	平成 19 年度			
補助目的	労働に関する正しい知識の普及、企業・労使関係の健全な発展の推進を図るもの					
補助要綱等	宮城県労働協会事業運営補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県労働協会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	3,037	-	3,037	-
	16 年度実績	1	3,037	-	3,037	-
	17 年度実績	1	3,037	-	3,037	-
	18 年度予算	-	3,037	-	3,037	-

(意見)

宮城県労働協会は、労働に関する正しい知識の普及、企業・労使関係の健全な発展推進を目的として設立された団体であり、宮城県内の有数な企業、労働団体、各市町村および個人が会員となっている。同協会は、各会員より年会費を労働組合は組合員数に応じて 1 口 2 千円以上、企業および事業所の団体等は 2 口 20 千円以上を徴収している。同協会の収支計算表によれば、会員からの年会費収入は 2,000 千円強、補助金額はここ数年同額で 3,037 千円である。同協会が徴収している年会費は非常に少ないため、年会費を増額することによって、自立的運営を促し、補助金の削減が求められる。

46. メーデー運営費補助事業

担当部課	産業経済部労政・雇用対策課		
事業開始年度	昭和 39 年度	事業終期年度	平成 19 年度
補助目的	健全な労働組合運動の育成や県内労使関係の安定に資するため、労働者の祭典である県中央メーデーを主催する県内の団体が行うメーデーの開催に要する経費について、当該団体に対し、交付するもの		
補助要綱等	メーデー運営費補助金交付要綱		

主な補助対象者		第76回メーデー宮城県大会実行委員会(日本労働組合総連合会宮城県連合会) メーデー宮城県実行委員会(宮城県労働組合総連合)				
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	2	450	-	450	-
	16年度実績	2	450	-	450	-
	17年度実績	2	405	-	405	-
	18年度予算	2	360	-	360	-

(意見)

交付要綱第1によれば、「県は健全な労働組合運動の育成や県内労使関係の安定に資するため、労働者の祭典である県中央メーデーを主催する県内の団体が行うメーデーの開催に要する経費について、……補助金を交付する」としている。しかしながら、メーデー自体も時代の変遷とともに変化しており、公費をメーデーに補助すること自体に意義が見出せないと感じざるを得ない。

補助金額は全労連が組織する実行委員会に対しては全収入1,970千円のうち45千円と微々たる金額であるため、補助効果は無いものと思料する。また、連合が組織する実行委員会に対しても6,417千円のうち360千円の補助額であり、全労連同様あまり効果は期待できないほどの金額である。当該補助金は廃止または削減すべきと思料する。

なお、メーデーに対する補助金支出調査によれば、47都道府県のうち何らかの形で補助金を交付しているのは23都道府県であり、まったく補助金を交付していない都道府県は24都道府県である。

47. 高年齢者労働能力活用事業補助金

担当部課	産業経済部労政・雇用対策課					
事業開始年度	昭和63年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	シルバー人材センターに補助金を交付することにより、高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、多様化する高年齢者の就業ニーズに適切に対応するもの					
補助要綱等	宮城県高年齢者労働能力活用事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	社団法人シルバー人材センター					
補助 金財	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他

源と	15年度実績	13	21,700	-	21,700	-
交付	16年度実績	12	20,500	-	20,500	-
実績	17年度実績	9	19,000	-	19,000	-
	18年度予算	-	15,000	-	15,000	-

(意見)

当該補助金は、新規設立シルバー人材センターの立上げ支援として、設立年度を含め5年間(国庫補助対象先については3年間)を限度に補助を行っている。会報等の発行による入会促進や就業先開拓等の事業を行いながら、会員数、就業延人員を効果的に増やし、国庫補助対象要件である会員数120名、就業延人員5,000人日以上を達成するよう県が指導しているところである。

当該補助金については、次のような問題があると考えます。

(1) 交付要綱では、補助金の額を会員数に基づいてA、B、Cの3ランクに分けそれぞれ定額を規定しているが、事業運営費を対象としているため、定額補助は馴染まない。補助効果を上げるために、例えば、定額分は上限として、運営経費の半分と比較して低い額を補助対象とすべきと考える。また、会員数によってランクに分けているが、補助効果を勘案すれば、就業延人員も考慮に入れるべきである。

当該補助金の性格を高年齢者の就職機会の増大を目的として、シルバー人材センターの立上げのみの支援と捉えれば、補助金の交付期間を国庫補助金と同じく3年を限度とすることも検討すべきである。

(2) 交付要綱別表2によれば、市町村が統合したことにより、「……解散した交付対象センターが所在したそれぞれの区域における統合後のセンターの会員数に応じて、解散した交付対象センターごとに算定し、補助額は、解散した交付対象センターごとに算定したランクの補助限度額を合算した額を統合後のセンターの補助限度額とする」とされている。平成17年度の社団法人登米市シルバー人材センターは5つのシルバー人材センターが1つに統合されたために、県からの補助金額が7,500千円に上っている。さらに、合併効果により、合併後前期繰越収支差額が9,199千円であったものが、当期収支差額13,597千円を加え次期繰越収支差額は22,796千円となり、補助金額の約3倍の剰余金を計上することとなった。同センターの場合、補助金額の当面の廃止または削減が求められる。

(単位:千円)

シルバー人材名	補助金額	前期繰越収支額	当期収支差額	次期繰越収支額	期末正味財産残高
石巻市	2,000	4,042	4,321	8,363	B/Sなし
栗原市	500	2,151	2,846	4,997	B/Sなし
柴田町	2,000	2,326	678	3,004	4,305

加美町	2,000	1,124	1,240	2,364	3,538
富谷町	1,000	3,072	771	3,843	B/S なし
南三陸町	1,000	2,848	-278	2,570	B/S なし
田尻町	1,500	1,118	-587	531	694
美里町	1,500	2,419	44	2,463	2,939
登米市	7,500	9,199	13,597	22,796	B/S なし
合 計	19,000	28,299	22,632	50,931	

(注)1. 社団法人田尻町シルバー人材センターは平成 18 年 3 月 31 日に解散した。

2. B/S なし: 貸借対照表を作成していない。

この合併による補助金額の合算については、翌年度は半分、翌々年度はまたその半分にはなるが、市町村の統合により経費も削減されるのが一般的であるため、このような交付要綱の特別規定は不要である。

また、他のシルバー人材センターにおいても田尻町を除いて補助金額を超える次期繰越収支差額を所有しているため補助金額の当面の廃止または削減が求められる。

48. 高年齢者労働能力活用事業(シルバー人材センター連合事業)補助金

担当部課	産業経済部労政・雇用対策課					
事業開始年度	平成 9 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	シルバー人材センター連合に補助金を交付することにより、高年齢者の就業機会の増大と福祉の増進を図るとともに、多様化する高年齢者の就業ニーズに適切に対応するもの					
補助要綱等	宮城県高年齢者労働能力活用事業(シルバー人材センター連合事業)補助金交付要綱					
主な補助対象者	社団法人宮城県シルバー人材センター連合会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	13,000	-	13,000	-
	16 年度実績	1	13,000	-	13,000	-
	17 年度実績	1	13,000	-	13,000	-
	18 年度予算	-	11,700	-	11,700	-

(意見)

当該補助金は(社)宮城県シルバー人材センター連合会の運営費を補助対象経費とするも

のである。

交付要綱第 3 条によれば、「補助金額は、補助対象経費の 2 分の 1 相当額又は別表 2 に掲げる額のいずれか低い額を上限として、予算の範囲内において交付するものとする」とされている。当事業は交付要綱の別表 2 の B ランクに当たり上限額 22,000 千円とされているが、実際には上限額 13,000 千円が適用されていることもあり、その算出根拠が明確でない。県の回答によれば、上限額 22,000 千円は「平成 9 年度に宮城県高齢者労働能力活用事業(シルバー人材センター連合事業)補助金交付要綱制定時に、国の国庫補助限度額を参考に設定されたものと思われ、当時の国の限度額 22,000 千円と同額が根拠」とのことであるが、平成 17 年度の連合分の国庫補助限度額は 16,200 千円である。したがって、交付要綱別表 2 の上限額は現時点で何ら規定のない金額であるため、速やかに現行の金額に改定すべきである。

49. 海外移住者援護事業補助(海外宮城県人会助成事業)

担当部課	産業経済部国際交流課					
事業開始年度	昭和 43 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	本県からの海外移住者による海外宮城県人会の活動を支援するとともに、本県にとっても貴重な海外資産である県人会の有効活用及び県人会の事業とその健全な運営を図るため、財団法人宮城県国際交流協会が行う当該事業に対して補助するもの					
補助要綱等	海外移住者援護事業補助金(海外宮城県人会助成金)交付要綱					
主な補助対象者	財団法人宮城県国際交流協会(ブラジル宮城県人会 他 7 海外宮城県人会)					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	8	1,600	-	1,600	-
	16 年度実績	8	1,200	-	1,200	-
	17 年度実績	8	1,300	-	1,300	-
	18 年度予算	-	1,200	-	1,200	-

(意見)

海外県人会の構成員は移住当時の人口問題を解決する一環として、国の施策によって移住したものであり、県も国の施策に応じて協力してきたものである。海外県人会は、居住国および日本・宮城の双方を良く理解しうる架け橋となりうべき存在であり、外国に対して日本・宮城文化の紹介や対日本・対宮城理解の媒体となる団体であり、その点においては当該補助金を交付してきたことは充分理解できるものであるし、海外移住者も移住当時の生活とは異なり、

現在は移住先国の信頼と尊敬を集め社会の様々な分野で活躍していることは敬意を表するものである。

しかしながら、海外移住が行われてから既に数十年経過し、補助金の意味合いもかなり異なってきたことは否めない事実である。このようなことから補助金の見直しが必要な時期にさしかかって来たと言える。したがって、当該補助金を廃止し、その代替として宮城県の PR であれば、県が作成している PR ビデオの無料配布等、有形無形の心を繋ぐサポートをすることがの方が効果的であると考えます。

50. 地域産業集積中小企業活性化事業

担当部課	産業経済部食産業・商業振興課					
事業開始年度	平成 9 年度		事業終期年度		平成 17 年度	
補助目的	特定中小企業集積の活性化を図り、もって地域経済の健全な発展と地域中小企業の振興に寄与するもの					
補助要綱等	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法 特定中小企業集積活性化事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	県内の事業協同組合、中小企業及び中小企業を中心としたグループ					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	4	15,856	7,928	7,928	-
	16 年度実績	4	16,525	8,262	8,263	-
	17 年度実績	4	10,420	5,210	5,210	-
	18 年度予算	-	-	-	-	-

(意見)

当該補助金は地場産業の活性化のため、新事業・新分野への進出、産地間の同業種・異業種の交流、広域連携、国際化等に挑戦する意欲ある中小企業者、組合、組合連合会、公益法人等が行う、新商品開発、販路開拓、人材育成等に係る事業を支援することにより、地場産業等の総合的な振興を図ることを目的とする。

A社は上記目的のため、B社から殺菌器操作システム電気基盤 1,050 千円を賃借している。その賃貸借契約書第 2 条(期間)の当初の規定では、「本機械の賃貸借の期間は、平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。」となっているが、その上に手書きで 10 を 9 に修正し 9 月 1 日からと変更している。契約書を訂正する場合に一般的に行われる訂正印も押しおらず、法的には訂正自体が到底認められるものではないが、同契約書第 4 条には「平成

17年9月1日から平成18年3月31日までの賃料を」との記載があるため、第2条の日付を書き間違えたのではないかと推測することは可能である。補助金を交付する立場である県としては、当該契約の真実性を確認するため、修正後の賃貸借契約書を入手すべきである。

51. 地域産業活性化支援事業

担当部課	産業経済部食産業・商業振興課					
事業開始年度	平成16年度		事業終期年度	平成22年度		
補助目的	宮城県内の中小企業、組合及び地域グループが行う、地域資源を活用した新商品・新技術開発及び販路開拓を支援することにより、地場産業等の振興を図るもの					
補助要綱等	宮城県地場産業等活性化支援事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	県内の事業協同組合、中小企業及び中小企業を中心としたグループ					
補助金財源と交付実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	-	-	-	-	-
	16年度実績	10	11,984	-	11,984	-
	17年度実績	8	8,024	-	8,024	-
	18年度予算	-	8,000	-	8,000	-

(意見)

当該補助金は、地場産業の活性化を図るため、県内の中小企業者、組合および地域グループ等が行う、地域資源を活用した新商品・新技術開発および販路開拓の事業に要する経費の1/2以内を交付するものである。

交付要綱には何も記載されていないが、募集(照会)の中で補助下限額は概ね500千円(事業費にして1,000千円)と明記している。しかしながら、補助金交付申請時は同程度以上の金額を提示しておきながら、実績報告時にはA社は事業費ベースで360千円、B社は501千円と補助下限額である概ね1,000千円(事業費ベース)を大幅に下回っていた。県の考えは、「結果的に事業費が少なくなったため補助金を返還しなくても問題ないと判断している」とのことであるが、補助金交付時に意図的に過大な金額で申請し、承認を受け、実際には補助限度額を割込むことも十分考えられる。したがって、県で定めた規定については厳格に運用する必要があり、場合によっては補助金の返還を求めることも有り得ると考える。

この件については、県の担当者のヒアリングによってA社およびB社が補助金目当てに意図的な過大申請を行ったものではなく、補助金の返還をする必要はないものと判断したが、県は

補助申請時点で申請内容である新商品の開発の実現可能性について十分検討すべきであったし、県が補助対象者の開発状況を都度把握していれば、途中の段階で事業の中止を依頼することも可能な点に鑑みれば、今後はそれらの点に留意が必要である。

5.2. 社団法人宮城県物産振興協会運営費補助

担当部課	産業経済部食産業・商業振興課					
事業開始年度	開始年度不明		事業終期年度		終期年度設定なし	
補助目的	社団法人宮城県物産振興協会は、県産品の販路拡張事業を目的とした会員組織による公益法人であり、行政機関の事業をフォローするため個々の企業の物産斡旋・紹介や販路拡張のための商品開発等の事業を実施しているが、運営経費は主に中小企業の会費によるもので、財政基盤が脆弱であるため、その運営経費について補助するもの					
補助要綱等	宮城県物産振興事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	社団法人宮城県物産振興協会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	4,500	-	4,500	-
	16年度実績	1	4,500	-	4,500	-
	17年度実績	1	4,000	-	4,000	-
	18年度予算	1	3,600	-	3,600	-

(意見)

(社)宮城県物産振興協会の平成18年3月31日現在の一般事業会計の貸借対照表によれば、物産振興引当金18,000千円および車両購入資金引当金1,700千円が計上されている。これらの引当金は平成13年度の包括外部監査人から「物産振興引当金は、県産品の振興を図るために、もしくは不測の事態に対応するための引当金とされているが、実質的には目的の特定されない留保金と認められる。……平成12年度において県は、協会の運営補助費として6,000千円の補助金を交付しているが、明確な目的のないまま積立てられている資金38,500千円の存在を考慮すれば、運営補助費は不要または縮減が可能な状況と判断される。このような状況を踏まえて、県は協会の財政状況を十分に査定し、協会の会計処理規定の見直しと、引当金については引当目的の整理、計上基準の明確化をした上で、不要・無目的と認められる引当金については計上の取り止め、取崩し等を指導することにより、補助金支出の要否を再検討すべきである」と指摘されている。

県はその措置として、同協会に対して物産振興引当金の目的を明確化させた上で「物産振興引当金は、首都圏での直営の販売拠点整備が予定されていること等を踏まえ、県産品の需要開拓、販路拡大等を図るための事業資金として5年間を目標に総額30,000千円を造成することとされた」と回答している。しかしながら、首都圏でのアンテナショップは平成17年7月にオープンされたのであるから、物産振興引当金はその役割を終え、取り崩されるべきである。もし今後の事業資金が不足するのであれば、その年度でかつ予算の範囲内で補助すべきであり、物産振興引当金のような引当金を使用すべきではないと料する。

さらに、車両購入資金引当金については、平成13年度の包括外部監査人から「車両購入引当金は、現在の公用車が平成3年7月の購入で既にも買替期にあることから必要性は認められる。」とされているが、それ以降現時点まで公用車の買替えは行われておらず、買替えの時期も定まっていない。したがって、車両購入資金引当金は平成13年度時点において全額取り崩されるべきであった。

上記物産振興引当金および車両購入資金引当金を取り崩した場合には、正味財産合計は基本金20,000千円を含み41,450千円となり、同協会は十分な資金的余裕があるので、当該補助金は廃止または削減すべきと判断される。

53. 農業会議費

担当部課	産業経済部農業振興課					
事業開始年度	昭和27年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するために設立された宮城県農業会議の会議員手当、職員設置費等の経費に対して負担金・補助金を交付するもの					
補助要綱等	農業委員会交付金等交付要綱					
主な補助対象者	宮城県農業会議					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	67,092	17,506	49,586	-
	16年度実績	1	66,078	16,990	49,088	-
	17年度実績	1	60,407	13,052	47,355	-
	18年度予算	-	70,374	19,338	51,036	-

(意見)

農業会議の活動の内容は、専属的業務と非専属的業務に区分される。専属的業務とは、年12回の常任会議員会議および年1回の農業委員大会の開催準備、農業委員・事務局職

員を対象とした各種研修会の実施等の活動であり、非専属的業務とは、認定農業者の確保・育成、法人化の推進、認定農業者への農地集積、農業者年金の加入推進、田畑売買価格・小作料調査がその主な活動内容である。

上記活動を踏まえ、農業会議の人員数を東北6県と比較すると、他県のプロパーの人員が6名から9名であるところ宮城県は6名、県OB職員については岩手県4名、福島県5名、秋田県2名、他県は1名であるところ宮城県は7名である。

プロパー職員の人数は東北他県と比較しても過多ではないが、県OB職員の人員は明らかに多い。

補助金のほとんどが農業会議職員の人件費であり、平成17年度実績では、給与費、法定福利費および退職給与積立金の合計が78,597千円(12人、1人当たり平均6,549千円)であることに鑑みれば、県OB職員を中心に人員削減を検討すべきである。

54. 新みやぎのアグリビジネス戦略経営体育成支援事業費

担当部課	産業経済部農産園芸課					
事業開始年度	平成15年度		事業終期年度	平成17年度		
補助目的	本県農業の飛躍的向上を目指し、既存の生産・流通体制にとらわれない食産業等民間企業と連携したアグリビジネス経営体の起業を促進し、農業生産額の上昇を図るとともに、企業型経営による雇用の創出を図るため、必要な施設・機械の整備に要する経費に対し補助するもの					
補助要綱等	新世代アグリビジネス創出事業費補助金交付要綱 新世代アグリビジネス創出事業実施要領					
主な補助対象者	県内に本社を有する株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、農事組合法人であって、「アグリビジネス戦略計画」の認定を受けた者					
補助金財源と交付実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	2	276,880	171,874	105,006	-
	16年度実績	3	293,313	-	293,313	-
	17年度実績	4	318,406	-	318,406	-
	18年度予算	-	-	-	-	-

(意見)

交付要綱第1条では「既存の生産・流通体制にとらわれず、積極的に食産業関連企業と連

携した新たなビジネスの創出や起業の支援を行い、みやぎらしいアグリビジネス経営体の育成を図るとともに、農業生産額の増大と雇用創出につながる産業としての本県農業の再生を図るため、新世代アグリビジネス創出事業実施要領に基づいて事業計画の認定を受けた者が行う事業に要する経費」について、補助金を交付することとしている。

また、実施要領第 1 条では「この要領は、既存の生産・流通体制にとらわれず、積極的に食産業関連企業と連携した新たなビジネスの創出や起業化を図る事業計画を知事が認定し、当該事業計画を総合的に支援することにより、みやぎらしいアグリビジネス経営体の創出、育成を図るとともに、農業生産額の増大と雇用創出につながる産業としての本県農業の再生を図るため、新世代アグリビジネス創出事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。」と規定されている。

このようにいずれも趣旨では新たなビジネスの創出や起業化を支援することとなっているが、具体的な補助対象事業内容になると、実施要領で「既存の生産・流通体制にとらわれず、積極的に食産業や流通産業と連携した新たなアグリビジネスプランにより、安定した農林産物の生産と販売体制を強化し、経営の安定を図るもの。」ということになり、対象事業が大幅に緩和・拡大されている。これを受け、対象事業募集のパンフレットにおいても「農業者や企業、又は両者が連携し、安定した生産体制と地域雇用が見込める野菜生産等の大規模施設等を整備する事業」、「既存の生産・流通体制にとらわれず、積極的に食産業や流通産業と連携した新たなアグリビジネスプランにより、安定した農林産物の生産・供給体制を構築する事業」となっている。

当該補助金の対象事業 4 件は、A 社を除き、いずれも既存事業の大規模化であり、新たなビジネスの創出や起業化とまでは言えないと考える。A 社についても、新たに起業はしているものの、ビジネス自体は既存のものであり、新たなビジネスの創出や起業化とまでは言えないと考える。

このような矛盾の要因は、交付要綱や実施要領の冒頭で謳われている趣旨に比べて、交付要綱や実施要領の別表で定められている対象事業が大幅に緩和・拡大されていることにあり、この不整合を見直す必要があると考える。

5.5. ふるさと食品活性化ネットワーク支援事業

担当部課	産業経済部農産園芸課		
事業開始年度	平成 6 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助目的	農林水産物を原料とした農産加工品の消費拡大を目的に、農産加工業者等で組織する宮城県農産加工者連絡協議会が取り組む消費者との交流イベントや販路拡大及び加工技術向上等への取組を支援し、中山間地における 1.5 次産業の活性化や企業化を誘導するもの		

補助要綱等	ふるさと食品活性化ネットワーク支援事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県農産加工者連絡協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	500	-	500	-
	16年度実績	1	500	-	500	-
	17年度実績	1	500	-	500	-
18年度予算	-	350	-	350	-	

(意見)

補助対象者である宮城県農産加工者連絡協議会は県庁内に事務局を置き、県職員が同協議会の事務を無償で代行していると認められる。県は平成 19 年度から合同庁舎などに入居している外郭団体などに使用料の減免基準を見直し、適正な使用料を徴収する方針であり、これと同様に、県の財政負担の見直しの観点や減免を受けていない他の団体との公平性の観点から、県職員による同協議会事務局業務の代行、特に無償での代行は廃止すべきであると考えらる。

56. 優良系統豚維持推進事業

担当部課	産業経済部畜産課					
事業開始年度	平成2年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	宮城県で造成した系統豚は、伝染病等の疾病による危険分散を図るため、県畜産試験場と全国農業協同組合連合会宮城県本部 GGP センターにおいてその維持と増殖を行っている。系統豚の維持・増殖を図るためその経費を助成し、普及拡大と安定的供給を行うもの					
補助要綱等	優良系統豚維持強化事業費補助金交付要綱 優良系統豚維持強化事業費補助金交付要領					
主な補助対象者	全国農業協同組合連合会宮城県本部					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	2,700	-	2,700	-
	16年度実績	1	2,376	-	2,376	-
	17年度実績	1	1,000	-	1,000	-
18年度予算	-	1,000	-	1,000	-	

(意見)

補助対象者は、全国規模の大事業者であり、平成 18 年 3 月期の当期剰余金(当期利益)104 億円、当期末処分剰余金(当期末処分利益)135 億円となっており、資金繰りの観点からは補助金がなくても当該事業を行っていくことは十分に可能であると推定される。さらに、ブランド豚の維持・増殖が事業者にとっても利益につながるものであると考えられる。よって、当該補助の廃止が求められる。

なお、県は平成 18 年 3 月 31 日と 5 月 10 日の 2 回、立入調査による書類の調査を行っているが、補助金が 1,000 千円と比較的少額であること、補助率は交付要綱に定められた 50%を大きく下回る定額 1,000 千円であること、すなわち補助対象経費がかなり相違していても補助金額には影響しないこと、および 調査対象経費の取引が定型化されているため調査が短時間に終了することが想定されることから、行政の効率化の観点に鑑み、実績報告書受領後の 1 回のみで十分と考える。

57. 家畜改良促進事業

担当部課	産業経済部畜産課					
事業開始年度	昭和 48 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	本県畜産の振興及び家畜改良・増殖・飼養管理技術の向上等を目的として、農協等が主催する共進会に対し運営費を補助することにより、経済的負担を軽減し、生産者の経営・生産技術の向上を図るもの					
補助要綱等	家畜改良対策事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	全国農業協同組合連合会宮城県本部、宮城県ホルスタイン協会、全国和牛登録協会宮城県支部、社団法人宮城県畜産協会、宮城県ホルスタイン改良同志会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	5	1,040	-	1,040	-
	16 年度実績	3	690	-	690	-
	17 年度実績	5	1,140	-	1,140	-
	18 年度予算	-	378	-	378	-

(意見)

当該補助金の補助対象者、事業概要、主な事業内容、補助金の金額、事業費の金額等は次のとおりである。

(単位:千円)

補助対象事業					事業費のうち節減余地があると思われるもの				
補助対象者	事業概要	主な事業内容	補助金	事業費	出品手当	審査員手当	食事代	報告会費	組織対策費
全農宮城県本部	仙台牛枝肉共進会	品評会の開催	200	2,167	242		310		
宮城県ホルスタイン協会	宮城県同土会ホルスタイン協会共進会	全日本ホルスタイン共進会(品評会)への宮城県代表の参加	300	5,986	720		326	291	
全国和牛登録協会宮城県支部	東日本和牛能力共進会	北海道、東北、北関東エリアを対象とする品評会への参加と準備	300	12,920	1,050		532		1,083
宮城県畜産協会	宮城県総合畜産共進会	品評会の開催	300	2,570	417		338		
宮城県ホルスタイン改良同志会	宮城県同志会ホルスタイン共進会	品評会の開催	40	431		100	38		
合計			1,140	24,074	2,429	100	1,544	291	1,083

これらの補助対象事業は本来、それぞれの業界が自らの費用負担において実施すべきものであり、補助金を交付するにふさわしい公益性は低いものと思われ、少額なため効果も低いものと推定される。さらに事業費の中には、出品手当、審査員手当、食事代、報告会費および組織対策費のように性質的に節減余地があると思われる各種経費が見受けられ、これらを節減すれば補助金なしに事業の実施が可能となる。よって、当該補助金の廃止が求められる。

なお、仮に廃止しない場合においても、これらの補助金について、提出された書類の調査

に加えて現地調査を全件実施しているが、行政の効率性の観点から、このような少額な補助金については現地調査までは不要と考える。

58. 大家畜経営体質強化資金利子補給事業

担当部課	産業経済部畜産課					
事業開始年度	昭和 63 年度		事業終期年度	平成 24 年度		
補助目的	当資金を貸し付けた融資機関に対し利子補給を行い、借受者の負担軽減を行うもの					
補助要綱等	大家畜経営体質強化資金利子補給金交付要綱					
主な補助対象者	融資機関					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	69	947	-	947	-
	16 年度実績	69	759	-	759	-
	17 年度実績	69	632	-	632	-
	18 年度予算	69	534	-	534	-

59. 大家畜経営活性化資金利子補給事業

担当部課	産業経済部畜産課					
事業開始年度	平成 5 年度		事業終期年度	平成 33 年度		
補助目的	当資金を貸し付けた融資機関に対し利子補給を行い、借受者の負担軽減を行うもの					
補助要綱等	大家畜経営活性化資金利子補給金交付要綱					
主な補助対象者	融資機関					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	33	501	-	501	-
	16 年度実績	33	467	-	467	-
	17 年度実績	33	428	-	428	-
	18 年度予算	-	391	-	391	-

60. 大家畜経営改善支援資金利子補給事業費

担当部課	産業経済部畜産課					
事業開始年度	平成 13 年度		事業終期年度	平成 42 年度		
補助目的	当資金を貸し付けた融資機関に対し利子補給を行い、借受者の負担軽減を行うもの					
補助要綱等	大家畜経営改善支援資金利子補給金交付要綱					
主な補助対象者	融資機関					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	4	-	4	-
	16 年度実績	2	12	-	12	-
	17 年度実績	2	10	-	10	-
	18 年度予算	-	9	-	9	-

(意見)

酪農または肉用牛経営者(大家畜経営者)の経営改善と安定的発展を図るため、融資機関が大家畜経営者に対して融資した場合に、当該融資機関に対し、利子補給金を交付している。

大家畜経営体質強化資金利子補給事業は昭和 63 年度から平成 4 年度までの融資分で利子補給終了は平成 24 年度、大家畜経営活性化資金利子補給事業は平成 5 年から平成 12 年度までの融資分で利子補給終了は平成 33 年度、大家畜経営改善支援資金利子補給事業費は平成 13 年から平成 17 年度までの融資分で利子補給終了は平成 42 年度であり、融資時期によって補助金の名称は異なるが実質的には同一の制度である。

これらの資金は経営が困窮している大家畜経営者を支援するためのものであり、借入金の償還緩和と負担軽減目的にのみ利用することができ、新規投資等には利用できない資金である。最近では、本制度の利用が進んだこと、金利低下により利子補給幅が低下していることなどを背景に、新たに本制度を利用する大家畜経営者は減少傾向にあり、大家畜経営改善支援資金利子補給事業費に至っては 2 融資機関での 3 事業者のみの利用となっている。

今後、これらの利子補給額は元本返済が進むにつれて年々減少していくことになるが、利子補給終了までの長期にわたり事業が継続され、利子補給額に比して高い県での事務コストが発生することが見込まれる。利子補給の効果が低くなったときの事務コストを軽減するため、制度開始当初から利子補給期間を限定する、利子補給金額の下限を決める、など最終融資返済まで利子補給を延ばさないように交付要綱を定めるべきであったと考える。

既存の融資については変更はできないと考えられるが、今後の新規融資からは、そのように改善すべきであると思料する。

61. 資源リサイクル畜産環境整備事業

担当部課	産業経済部畜産課					
事業開始年度	平成9年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	畜産経営に起因する環境汚染の防止と経営の合理化に資するために必要な基盤、家畜排せつ物処理施設、利用機械等の整備と併せて畜産施設周辺環境の整備を実施し、農村環境の改善に資するもの					
補助要綱等	畜産環境総合整備事業実施要綱(国) 畜産環境総合整備事業実施要領(国) 畜産環境総合整備事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	市町村及び畜産農家等で組織する組合					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	6	753,755	609,817	143,938	-
	16年度実績	6	906,951	748,635	158,316	-
	17年度実績	7	970,037	800,403	169,634	-
	18年度予算	-	777,216	645,605	131,611	-

(意見)

畜産経営に起因する環境汚染の防止と経営の合理化に資するために必要な基盤、家畜排せつ物処理施設、利用機械等の整備と併せて畜産施設周辺環境の整備を実施し、農村環境の改善に資するために、畜産環境総合整備事業実施要綱(平成14年3月29日農林水産事務次官依命通達)に基づく畜産環境総合整備事業を行うために要する経費に対して、補助金を交付している。

平成17年度に社団法人宮城県農業公社が実施した次の事業については、随意契約となっている。

(単位:千円)

事業内容	平成16年度	平成17年度	合計
発酵処理施設 機械整備工事A	120,750	19,950	140,700
発酵処理施設 機械整備工事B	132,300	35,700	168,000
合計	253,050	55,650	308,700

本件に関して国の補助率は50%、県の補助率は10%、市の負担率は40%、合計100%と

なっており、事業実施主体である公社は工事完了後に財産を市へ引き渡すことになるものである。

平成 16 年度の事業は家畜排せつ物をかくはんする機械、平成 17 年度の事業はかくはんした排せつ物をペレット化する機械およびそれを袋詰めする機械であり、生産ラインとしては一体のものであるため、平成 16 年度に競争入札によって選定した業者に平成 17 年度は随意契約で発注したものである。

これらは本来、一体の契約として発注することが合理的なものであるが、平成 16 年度の県の補助金予算が不足していたため、2 年度に亘って分割して契約したものである。

このような経緯は理解できるものの、仮に翌年度に予算が付かないからといって平成 17 年度の後続工事を行わないと設備が全体として機能しないので必ず後続工事を行うものであり、経費削減の観点からも、県は公社に対して当該工事を一体発注し、全額で競争入札するよう指導すべきであった。

6.2. 食肉処理衛生施設整備事業

担当部課	産業経済部畜産課					
事業開始年度	平成 14 年度		事業終期年度	平成 21 年度		
補助目的	平成 13 年 10 月のと畜場法の一部改正により、脊髄の吸引除去が推進されているところであり、県内の食肉センターにおいて脊髄吸引装置などの特定危険部位(SRM)の処理装置を導入し、国産牛肉に対する消費者の信頼を得るとともに、畜産農家の経営安定を図るもの					
補助要綱等	BSE対応施設整備事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	株式会社 宮城県食肉流通公社					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	105	-	105	-
	16 年度実績	1	104	-	104	-
	17 年度実績	1	103	-	103	-
	18 年度予算	-	102	-	102	-

(意見)

食肉処理施設において脳・せき髄等の牛海綿状脳症(BSE)に係る特定危険部位(SRM)の除去に係る高度処理装置の導入を促すことにより、BSEによる消費者の信頼回復を図るため、(株)宮城県食肉流通公社が行う牛のSRM高度処理機械リース事業に要する経費について、

15%の補助金を交付している。

同社は過去に計上した未処理損失が残っているものの、最近では毎期、黒字の決算となっており、平成 18 年 3 月期の現金預金の残高は 453,331 千円と資金的にも潤沢であり、このような少額補助金を交付しなくても、事業を自主的に実施することは十分に可能と考えられる。よって、当該補助金は廃止の方向で検討すべきである。

また、補助対象経費であるリース料について消費税込みの金額としているが同社の課税売上割合は 97%とのことであり、消費税を自己負担していないことから、消費税を補助金算定対象とすることは不適切である。

なお、平成 18 年 3 月 10 日と 4 月 26 日の 2 回、立入調査による書類の調査を行っているが、補助金が 103 千円と少額であること、および補助対象経費も 689 千円で取引件数も少なく調査が短時間に終了することが想定されることから、行政の効率化の観点に鑑み立入調査まで行うことの必要性があるか、行うとしても実績報告書受領後の 1 回のみで十分と考える。

6.3. 幼稚園給食用牛乳供給事業

担当部課	産業経済部畜産課					
事業開始年度	昭和 44 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	成長期にある幼児期に栄養バランスに優れた牛乳の飲用を習慣づけることにより、丈夫な体の基礎を形成するとともに、酵素活性の高い幼児期に牛乳を飲用することで成長しても無理なく牛乳の飲める体質を作り、将来の消費につなげ、さらに、県内産牛乳を幼稚園給食用牛乳として計画的に供給することで本県酪農の振興を図るもの					
補助要綱等	幼稚園給食用牛乳供給事業費補助金交付要綱					
主な補助対象者	県内の幼稚園に給食用牛乳を供給している事業者					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	7	1,367	-	1,367	-
	16 年度実績	7	1,320	-	1,320	-
	17 年度実績	6	1,121	-	1,121	-
	18 年度予算	-	795	-	795	-

(意見)

当該補助事業は、昭和 44 年に開始され、終期設定がないものであるが、開始当時とは幼児や酪農に関する社会的環境が大きく変化し、所期の目的は既に達成しているものと考えられる。牛乳以外の他の飲食料事業者との公平性や補助金が少額であり影響が相対的に低いこ

などを勘案し、当該補助事業は廃止の方向で検討すべきであるとする。

なお、平成 18 年 3 月 31 日と 4 月 28 日の 2 回、書類の調査を行っているが、調査内容は実質的に同様の作業内容であり、行政の効率化の観点から実績報告書受領後の 1 回のみで十分とする。

64. 酪農ヘルパー拡大強化事業

担当部課	産業経済部畜産課					
事業開始年度	平成 7 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	酪農経営者の労働時間の軽減及び後継者確保とゆとりある酪農経営の確立を図るため、搾乳作業等を請け負う酪農ヘルパーの普及、定着を推進することを目的とするもの					
補助要綱等	酪農ヘルパー拡大強化対策事業費補助金交付要綱 酪農ヘルパー拡大強化対策事業実施要領					
主な補助対象者	みやぎの酪農農業協同組合					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	1	559	-	559	-
	16 年度実績	1	465	-	465	-
	17 年度実績	1	376	-	376	-
	18 年度予算	-	262	-	262	-

(意見)

酪農経営におけるゆとり創出の拡充により、酪農の安定的な発展と担い手育成対策を図るため、酪農ヘルパー制度の円滑な推進とヘルパーの育成・確保を目的として、みやぎの酪農農業協同組合が行うヘルパー技術養成研修に要する経費について、補助金を交付している。

同協同組合の平成 18 年 3 月 31 日現在の現金預金残高は 1,104 百万円、平成 18 年度の当期利益は 41 百万円と財政状態も経営成績も非常に良好であり、376 千円という少額の補助金がなくても、補助対象事業を実施することに支障はないものと思われるので、当該補助金は速やかに廃止すべきであるとする。

また、交付要綱では補助率が対象事業費の 1/3 以内となっているが、県の予算が不足しているため、事実上は定額補助となっている。補助金交付申請書上は対象事業費 3,912 千円に対して補助金申請額が 376 千円となっており、1/3 を大幅に下回っている。これに関して、同組合は県担当者から口頭で予算金額の連絡を受けて補助金申請額を決めているが、補助金

予算金額の内示は県担当者が口頭で伝えるのではなく、起案により課長の承認を得た上で、文書により組合へ伝えるべきであるとする。

なお、平成 18 年 3 月 31 日と 5 月 1 日の 2 回、現地調査を行っているが、調査内容は実質的に同様の作業内容であり、行政の効率性の観点から実績報告書受領後の 1 回のみで十分とする。

65. 新世代アグリビジネス創出事業

担当部課	産業経済部畜産課					
事業開始年度	平成 15 年度		事業終期年度		平成 17 年度	
補助目的	既存の生産・流通体制にとらわれず、積極的に食産業関連企業と連携した新たなビジネスの創出や起業化を図る事業計画を知事が認定し、当該事業計画を総合的に支援することにより、みやぎらしいアグリビジネス経営体の創出、育成を図るとともに、農業生産額の増大と雇用創出につながる産業としての本県農業の再生を図るもの					
補助要綱等	新世代アグリビジネス創出事業費補助金交付要綱 新世代アグリビジネス創出事業実施要領					
主な補助対象者	株式会社(農業法人)					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	-	-	-	-	-
	16 年度実績	-	-	-	-	-
	17 年度実績	1	265,832	-	265,832	-
	18 年度予算	-	-	-	-	-

(意見)

交付要綱第 1 条では「既存の生産・流通体制にとらわれず、積極的に食産業関連企業と連携した新たなビジネスの創出や起業の支援を行い、みやぎらしいアグリビジネス経営体の育成を図るとともに、農業生産額の増大と雇用創出につながる産業としての本県農業の再生を図るため、新世代アグリビジネス創出事業実施要領に基づいて事業計画の認定を受けたものが行う事業に要する経費」について、補助金を交付することとしている。

また、実施要領第 1 条(趣旨)では「この要領は、既存の生産・流通体制にとらわれず、積極的に食産業関連企業と連携した新たなビジネスの創出や起業化を図る事業計画を知事が認定し、当該事業計画を総合的に支援することにより、みやぎらしいアグリビジネス経営体の創出、育成を図るとともに、農業生産額の増大と雇用創出につながる産業としての本県農業の再

生を図るため、新世代アグリビジネス創出事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする」と規定されている。

このようにいずれも趣旨では新たなビジネスの創出や起業化を支援することとなっているが、具体的な補助対象事業内容になると、実施要領で「既存の生産・流通体制にとらわれず、積極的に食産業や流通産業と連携した新たなアグリビジネスプランにより、安定した農林産物の生産と販売体制を強化し、経営の安定を図るもの。」ということになり、対象事業が大幅に緩和・拡大されている。これを受け、対象事業募集のパンフレットにおいても「農業者や企業、又は両者が連携し、安定した生産体制と地域雇用が見込める野菜生産等の大規模施設等を整備する事業」、「既存の生産・流通体制にとらわれず、積極的に食産業や流通産業と連携した新たなアグリビジネスプランにより、安定した農林産物の生産・供給体制を構築する事業」となっている。

当該補助金の対象事業者は 1 社のみであり、新世代アグリビジネス創出事業として認定され、補助金交付の対象となった事業内容は、養豚施設の増築・改築事業、日帰り温泉に併設されているレストランおよび直売所での生産豚肉販売事業である。補助率は 50%と比較的高く、養豚施設の増築・改築費への補助金として 203,435 千円、レストラン建設費および直売所改築費への補助金として 62,397 千円が交付されている。県の説明では、養豚業者が生産した豚肉を自らレストランで調理して販売するということが既存の生産・流通体制に捉われない新規性のあるビジネスである、とのことであるが、養豚業も温浴施設併設型レストランも既存の事業であり、これを同一事業体の実施したからといって、新たなビジネスの創出や起業化とまでは言えないと考える。

このような矛盾の要因は、交付要綱や実施要領の冒頭で謳われている趣旨に比べて、交付要綱や実施要領の別表で定められている対象事業が大幅に緩和・拡大されていることにあり、この不整合を見直す必要があると考える。

また、直売所は既存の施設を改築したものであり、従来から実施していた事業なので、その改築費は補助対象外とすべきと考える。同様に、補助対象としたレストラン建設費には、温浴施設と併用の玄関ホール、トイレ、廊下等の部分が含まれているが、この施設全体のメインは温浴施設であり、このような共用部分は補助対象外とすべきと考える。仮に補助対象にするとしても、1/2 にするとか、利用者比で按分する等により減額すべきと考える。

66. 自衛防疫強化総合対策事業(食の安全・安心確保交付金事業のうちの自衛防疫推進事業)

担当部課	産業経済部畜産課		
事業開始年度	昭和 49 年度	事業終期年度	終期年度設定なし

補助目的	社団法人宮城県畜産協会が実施する家畜伝染病予防のための衛生推進事業費に対して助成し、自衛防疫の一層の強化を図るもの					
補助要綱等	食の安全安心確保交付金実施要綱 食の安全安心確保交付金実施要領 食の安全安心確保交付金交付要領 宮城県食の安全安心確保交付金交付要綱					
主な補助対象者	社団法人 宮城県畜産協会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	120	60	60	-
	16年度実績	1	120	60	60	-
	17年度実績	1	120	60	60	-
18年度予算	-	120	60	60	-	

67. 自衛防疫強化総合対策事業(食の安全・安心確保交付金事業のうちの高病原性鳥インフルエンザ防疫緊急対策)

担当部課	産業経済部畜産課					
事業開始年度	平成 17 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	社団法人宮城県畜産協会が実施する家畜伝染病予防のための衛生設備等整備に対して助成し、自衛防疫の一層の強化を図るもの					
補助要綱等	食の安全安心確保交付金実施要綱 食の安全安心確保交付金実施要領 食の安全安心確保交付金交付要領 宮城県食の安全安心確保交付金交付要綱					
主な補助対象者	社団法人 宮城県畜産協会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	-	-	-	-	-
	16年度実績	-	-	-	-	-
	17年度実績	1	1,358	-	1,358	-
18年度予算	-	-	-	-	-	

(意見)

食の安全と消費者の信頼の確保、さらには県内農林水産事業および食品関連産業等の健全な発展を図るため、(社)宮城県畜産協会が実施する家畜伝染病予防のための衛生設備等

の整備に対して補助金を交付している。

当該補助金に対しては、平成 18 年 3 月 31 日と 4 月 27 日の 2 回、現地調査を行っているが、調査内容は実質的に同様の作業内容であり、行政の効率化の観点から実績報告書受領後の 1 回のみで十分と考える。

68. 自衛防疫強化総合対策事業(特定疾病自衛防疫推進事業)

担当部課	産業経済部畜産課					
事業開始年度	昭和 49 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	社団法人宮城県畜産協会が実施する家畜伝染病予防のための予防接種事業に対して助成し、自衛防疫の一層の強化を図るもの					
補助要綱等	家畜防疫対策要綱 自衛防疫強化総合対策事業実施要領 自衛防疫強化総合対策事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	社団法人宮城県畜産協会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	3	9,811	-	9,811	-
	16 年度実績	3	8,790	-	8,790	-
	17 年度実績	1	7,534	-	7,534	-
	18 年度予算	-	1,200	-	1,200	-

(意見)

監視伝染病の発生予防を図るため、(社)宮城県畜産協会が行う自衛防疫強化総合対策事業に要する経費について、補助金を交付することとしている。

県の説明では補助対象とした3つの伝染病は、発生したときに畜産事業者に与える影響が甚大であること、および牛炭疽と豚丹毒については人へも感染するものであり県民の健康にも影響があることから補助対象としているとのことであるが、このような事業は本来業界団体が自分達の業界の利益を守るために当然行うべきものであり、補助対象とすることには疑問がある。

さらに、平成 18 年 3 月 31 日の協会の現金預金残高は 218 百万円と資金的には十分に余裕があり、補助金がなくても、補助対象事業を実施することに支障はないものと思われるので、当該補助金は速やかに廃止すべきであると考えます。

また、交付要綱では牛炭疽ワクチン接種事業は 1 頭当たり 60 円以内、豚丹毒ワクチン接種事業は 1 頭当たり 38 円以内、オーエスキー病ワクチン接種事業は 1 頭当たり 50 円以内の補

助金を交付することとしているが、補助金交付申請書上、牛炭疽ワクチン接種事業は1頭当たり42円、豚丹毒ワクチン接種事業は1頭当たり30.4円、オーエスキー病ワクチン接種事業は1頭当たり33.5円となっている。これは県の予算が不足しているため事実上は定額補助となっており、協会は県担当者から口頭で予算金額の連絡を受けて、予算金額と計画頭数から補助金申請単価を決めているためである。しかし、補助金予算金額の内示は県担当者が口頭で伝えるのではなく、起案により課長の承認を得た上で、文書により同協会へ伝えるべきであると考えらる。

なお、平成18年3月31日と4月28日の2回、現地調査を行っているが、調査内容は実質的に同様の作業内容であり、行政の効率化の観点から実績報告書受領後の1回のみで十分と考える。

69. 土地改良区統合整備推進事業

担当部課	産業経済部農村基盤計画課					
事業開始年度	平成2年度		事業終期年度	平成22年度		
補助目的	土地改良区の組織運営基盤の強化を目的として、平成17年11月に策定した「第4次土地改良区統合整備基本計画」に基づき土地改良区の統合整備を推進しているが、土地改良事業の専門的知識を有し、統合整備の手法等について精通している団体に対して補助を行うことにより、統合整備の促進を図るもの					
補助要綱等	土地改良区統合整備推進事業補助金交付要綱 土地改良区統合整備推進事業実施要領					
主な補助対象者	宮城県土地改良事業団体連合会					
補助金財源と交付実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	1,996	-	1,996	-
	16年度実績	1	1,996	-	1,996	-
	17年度実績	1	2,202	-	2,202	-
	18年度予算	-	700	-	700	-

(意見)

本事業は土地改良区統合整備事業を推進するための補助事業であり、統合整備推進本部である土地改良事業団体連合会に対し、統合計画作成の準備段階における勉強会や研究会に係る経費等につき補助を行う県単補助事業である。

土地改良区とは、農業水利施設の建設、管理、農地の整備等のいわゆる土地改良事業を

実施することを目的として、土地改良法に基づいて設立される農業者の組織である。本事業の補助対象者である宮城県土地改良事業団体連合会は、土地改良区および関係市町村を会員とした協同組織であり、土地改良事業の適切かつ効率的運営を確保し、およびその共同の利益を増進することを目的として設立された公益団体である。

同連合会の平成16年度決算書によれば、正味財産は4,023,962千円であり、十分な規模と財源を有している。毎年、このような団体への2,000千円程度の補助金の交付の必要性等を含めゼロベースからの見直しが必要であると考えられる。

なお、現状の統合整備の推進方法についてもその効果発現等の観点から以下の点において問題があると考えられる。

現在は、土地改良区統合に係る5か年計画を県が策定し、それに沿って土地改良区統合整備事業を進めているが、計画の策定と実行との間の期間が長いと計画が次回も続くと思いい切迫感もないことから、統合整備事業の実効性が低下すると考えられる。5年間かけて徐々に行うのではなく、統合スケジュールを明確にし、統合整備を進めるなど、実効性を確保した形での進め方が効果的であると考えられる。

県の過去の統合計画と実際の統合数は下表のとおりであり、統合が計画どおりに進んでいるとは言い難い状況にある。統合計画が失敗する場合の一因として、計画が土地改良区のニーズと合致していない可能性が挙げられる。当事者である土地改良区との折衝を密に行い、計画の策定実行を行うことが望まれる。また、現在は、統合計画を策定してから土地改良区への勉強会を行っているが、あらかじめ土地改良区に対する勉強会を行い、統合のメリットやデメリットを土地改良区の構成員が理解した後に、計画を立てるという手順を踏む方が、補助の目的たる統合が効果的に進むと考えられる。

土地改良区数の計画開始時の数および計画終了時の目標と実績比較

地区名	第1次計画(H2～H6)			第2次計画(H7～H11)			第3次計画(H12～H17)		
	計画開始時の実績数	計画終了時の目標数	計画終了時の実績数	計画開始時の実績数	計画終了時の目標数	計画終了時の実績数	計画開始時の実績数	計画終了時の目標数	計画終了時の実績数
大河原	13	8	12	12	7	12	12	6	9
仙台	17	10	17	17	10	15	15	13	14
大崎	38	12	30	30	12	18	18	14	16
栗原	16	5	14	14	5	14	14	3	7
登米	17	13	14	14	11	9	9	8	10
石巻	11	6	8	8	5	7	7	6	7
気仙沼	-	-	-	-	-	2	2	2	1
県計	112	54	95	95	50	77	77	52	64

合併により気仙沼から登米へ土地改良区が移動したことによる増減が含まれる。

土地改良区数の削減目標と実績比較

地区名	第1次計画(H2～H6)			第2次計画(H7～H11)			第3次計画(H12～H17)		
	削減目標	削減実績	未達数	削減目標	削減実績	未達数	削減目標	削減実績	未達数
大河原	5	1	4	5	0	5	6	3	3
仙台	7	0	7	7	2	5	2	1	1
大崎	26	8	18	18	12	6	4	2	2
栗原	11	2	9	9	0	9	11	7	4
登米	4	3	1	3	5	2	1	1	2
石巻	5	3	2	3	1	2	1	0	1
気仙沼	-	-	-	-	-	-	-	1	1
県計	58	17	41	45	20	25	25	13	12
目標達成率		29.3%			44.4%			52.0%	

合併により気仙沼から登米へ土地改良区が移動したことによる増減がある。

当該補助事業開始年度は平成2年度であり、平成17年度時点において、既に16年という長期にわたって補助金の交付が継続されている。現時点での終期年度は平成22年度とされているが、統合計画の進行具合によっては、その後も補助事業として継続する可能性がある。統合整備がいつ終了するかにより補助事業の終期年度を決めるのではなく、補助事業の終期年度をあらかじめ明確に定め、その期限内での統合が行われなかったものについてはその後の補助は打ち切り、統合を進めるか否かについては各土地改良区の自主判断に任せていくという方針を採る方が、統合も促進されと考えられる。

70. 林業団体育成事業

担当部課	産業経済部林業振興課		
事業開始年度	平成12年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助目的	森林の整備と林業の振興を目的として、林業団体に対して補助することにより、林業後継者育成、林業技術・知識の普及、治山・林道事業の促進及び啓発を図るもの		
補助要綱等	林業団体育成事業補助金交付要綱		
主な補助対象者	宮城県林業振興協会		

補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
15年度実績	1	350	-	350	-	
16年度実績	1	520	-	520	-	
17年度実績	1	500	-	500	-	
18年度予算	-	350	-	-	* 350	

* 森林整備担い手対策基金

(意見)

交付要綱第 1 条によれば、「県は、森林の整備と林業の振興を図ることを目的として、宮城県林業振興協会が行う林業後継者育成、林業技術・知識の普及、治山・林道事業の促進および啓発のために必要な事業に要する経費について、当該協会に対し、予算の範囲内において林業団体育成補助金を交付する」とされている。

当該補助金については、次のような問題があると考えます。

(1) 交付要綱第 2 条において、「協会が実施する林業後継者育成、林業技術・知識等の普及の推進、治山・林道事業の促進及び啓発に要する経費」を補助対象経費としている。そのうち、「治山・林道事業の促進及び啓発」に関しては公益性が認められるが、「林業後継者育成、林業技術・知識等の普及の推進」については、当協会が独自に行うべき事業であるため、補助金の交付は不要であると考えます。

(2) 同協会の平成 17 年度の支出負担金が 9 団体 1,111 千円支払われている。この負担金は補助対象事業ではないが、負担金が削減されれば、県からの補助金も削減可能となる。したがって、県は負担金の削減を同協会に指導すべきである。

(3) 補助金額は、上記のとおり 500 千円であるが、同協会の平成 18 年 3 月 31 日現在の財務諸表によれば、次期繰越金は 3,482 千円が計上されている。ところが、収支計算書の摘要欄に同日現在未払金が 921 千円残っている旨記載されているため、それを除外すると実質繰越金残高は 2,561 千円となる。実質繰越金残高は補助金額のおよそ 5 倍に当たるため、補助金の交付を当面廃止するか削減することが求められる。

(4) 交付要綱第 2 条の補助額については、「知事が毎年度定める金額」としか規定されておらず、補助対象経費との対応関係が曖昧となっており、かつ、明瞭性に欠けている。現実には平成 17 年 7 月 19 日付け決裁文書「平成 17 年度林業団体育成事業補助金の内示について」において、補助限度額を 500 千円と定めているのであるが、交付要綱に中で明確にすべきである。

71. みやぎ材ブランド化促進事業

担当部課	産業経済部林業振興課					
事業開始年度	平成 12 年度		事業終期年度	平成 19 年度		
補助目的	県産材製品の需要拡大を図るため、製品のブランド化や安定供給体制の構築を図ろうとする業界団体の取組のほか、企業が行う新たな製品開発、市町村等による県産材を使用した公共施設の木造化等に対して補助するもの					
補助要綱等	宮城県強い林業・木材産業づくり交付金交付要綱 木材産業振興事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	協同組合、事業組合、森林組合、市町村					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	10	11,370	1,800	9,570	-
	16 年度実績	9	9,127	594	8,533	-
	17 年度実績	8	6,700	500	6,200	-
18 年度予算	-	5,000	-	5,000	-	

(意見)

当該補助金は、ア.みやぎ材ブランド化促進事業、イ.みやぎの木やすらぎ空間確保対策事業およびウ.ブランド材需給情報化推進事業の3本立てになっている。

上記のうち、イ.みやぎの木やすらぎ空間確保対策事業においては、みやぎの木を利用して施設整備を行う団体に対して補助金を交付しているものである。当該補助金の算定によれば、施設における木質モデル施工およびPR活動の要する経費を補助対象とし、当該補助対象経費の3分の1以内を補助することとしている。平成17年度において、これらの施設整備を行う団体と施設整備を請負う業者との間での契約はすべて随意契約になっている。

平成17年度における県産材利用施設整備の一覧

(単位:千円)

団体名	補助対象経費	補助金対象事業費	補助金額
A	県産材を活用したウッドデッキの設置	2,306	750
B	県産材を活用した木製パーティションフェンス・パーゴラの設置	1,565	520
C	県産材を活用した門柱、掲示板、木製サイン、ウッドデッキの設置	5,277	1,730

県はこのような施設整備に対して補助を行うのであるから、施設整備を行う団体に対して、補助金額を削減する観点から、一般競争入札または指名競争入札をするよう指導すべきである。

72. 松くい虫被害等総合対策事業

担当部課	産業経済部森林整備課					
事業開始年度	昭和 51 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	松くい虫を主体とする森林病虫害被害のまん延を防止するため、早期かつ徹底的な防除に努め、森林の保全と森林資源の維持増進を図るもの					
補助要綱等	森林病虫害等防除法					
主な補助対象者	市町村、森林組合					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	76	86,924	42,286	44,638	-
	16 年度実績	70	76,803	41,513	35,290	-
	17 年度実績	37	56,987	34,598	22,389	-
	18 年度予算	-	40,264	25,349	14,915	-

73. 海辺の松の子育て事業

担当部課	産業経済部森林整備課					
事業開始年度	平成 12 年度		事業終期年度	平成 22 年度		
補助目的	海岸・島嶼の松くい虫被害により裸地化した箇所において、地域住民が行う抵抗性マツの植樹活動等を支援し、森林の復元を図るもの					
補助要綱等	宮城県森林病虫害等防除事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	市町村、市町村が組織する協議会等					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	2	330	-	330	-
	16 年度実績	1	330	-	330	-
	17 年度実績	1	200	-	200	-
	18 年度予算	-	330	-	330	-

(意見)

松くい虫被害対策等総合対策事業は、森林の保全と森林資源の維持増進を図るために、松くい虫などの森林病害虫を防除・駆除するための経費に対して補助するものである。これに対して、海辺の松の子育て事業に対する補助金は、松くい虫の被害により裸地化した海岸・島嶼に森林を復元するために、抵抗性マツを植樹するための経費に対して補助するものである。

両補助金は、森林保護を行う事業に対する補助金である点で共通しているが、前者は、松くい虫等の森林病害虫の防除・駆除を行うことで、その被害の拡大を防止するものであるのに対し、後者は、松くい虫の被害にあった森林の復元ないし再生を図るものである点で、林の保護を行うための手段が、それぞれ異なっている。

海辺の松の子育て事業で、植栽に使用される苗木は、研究所において試験的に育てられたものが使用されるため、事業運営は小規模で行われており、補助金も少額となっている。しかしながら、少額の補助金については、その必要性が問題となることが多い。

森林の防除・駆除・復元(再生)といった一連の業務は、バランスよく行うことが森林保護に役立ち効果的であると考え。したがって、同じ目的の両補助金の統合を検討する必要があると考える。

74. 宮城県漁港協会運営費補助

担当部課	産業経済部漁港漁場整備課					
事業開始年度	昭和 48 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	水産業の振興を図るため、関係自治体及び水産関係団体で組織する同協会に対して、活動事業費の補助を行い漁港施設などの基盤整備を推進支援するもの					
補助要綱等	宮城県漁港協会運営費補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県漁港協会					
補助金財源と交付実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	80	-	80	-
	16年度実績	1	78	-	78	-
	17年度実績	1	68	-	68	-
18年度予算	-	53	-	53	-	

(意見)

水産業の振興を図るため、関係自治体および水産関係団体で組織する宮城県漁港協会に

対して補助金を交付している。

同協会の平成 17 年度の収支は次のとおりである。

収入

会費	7,112	千円
補助金	68	
前期からの繰越金	3,120	
合計	10,300	

支出

事業費	7,958	
次期への繰越金	2,342	
合計	10,300	千円

このように同協会の収支は安定してバランスが取れており、少額の補助金を交付する効果は極めて低いと思われる。

また、交付要綱第 1 条は「趣旨」とのタイトルとなっているが、本文は「県は、宮城県漁港協会に対し、その運営費の一部を補助するものとし、その交付に関しては補助金等交付規則に定めるもののほか、この要綱の定めるところとする。」との記載であり、交付する目的の記載もない。さらに、補助金の終期設定もないことから昭和 48 年度の補助事業開始以来、既得権益として継続しているとの感を禁じ得ない。このような補助金は速やかに廃止すべきである。

なお、当該補助金は平成 17 年 8 月に概算払いされているが、その理由については、円滑な事業運営上必要であるとされている。しかし、上記収支のとおり、補助金 68 千円を遥かに上回る前期繰越金 3,120 千円、次期繰越金 2,342 千円があり、補助金額に対して協会の資金は潤沢であるにもかかわらず、十分な検討がなされないままに安易に概算払いされていると言わざるを得ない。

また、同協会の事務局は県庁内に無償で設置されているが、これは隠れ補助金である。公平性の観点から無償での事務局設置は改善すべきである。

75. 宮城県道路協会補助金

担当部課	土木部道路課		
事業開始年度	昭和 42 年度	事業終期年度	終期年度設定なし
補助目的	道路愛護事業の推進を図るため、宮城県道路協会が行う道路愛護事業に要する経費について、当該協会に対し、予算の範囲内において宮城県道路協会補助金を交付するもの		

補助要綱等	宮城県道路協会補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県道路協会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	513	-	513	-
	16年度実績	1	513	-	513	-
	17年度実績	1	485	-	485	-
18年度予算	-	485	-	485	-	

(意見)

宮城県道路協会は平成17年度の収支計算書において会費収入350千円、補助金485千円等収入総額835千円の他に前年度繰越金が2,586千円を計上しており、翌年度繰越も1,056千円と補助金の額の2倍強の資金を持っている。また、直接の補助対象経費ではないが、県は事業促進費などの節減を図らせるとともに、補助金額の削減を考えるべきである。

補助対象者である宮城県道路協会は県庁内に事務局を置き、県職員が同協会の事務を無償で代行していると認められる。県は平成19年度から合同庁舎などに入居している外郭団体などに使用料の減免基準を見直し、適正な使用料を徴収する方針であり、これと同様に、県の財政負担の見直しの観点や減免を受けていない他の団体との公平性の観点から、県職員による同協会の事務局業務の代行、特に無償での代行は廃止すべきである。

76. 道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会補助金

担当部課	土木部道路課					
事業開始年度	昭和55年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	道路整備事業の推進を図るため、道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会が行う道路整備事業に要する経費について、当該協議会に対し、予算の範囲内において道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会補助金を交付するもの					
補助要綱等	道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会補助金交付要綱					
主な補助対象者	道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会					
補助 金財 源と 交付	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	216	-	216	-
	16年度実績	1	216	-	216	-

実績	17年度実績	1	216	-	216	-
	18年度予算	-	216	-	216	-

(意見)

補助対象者である道路整備促進期成同盟会宮城県連合協議会は県庁内に事務局を置き、県職員が同協議会の事務を無償で代行していると認められる。県は平成 19 年度から合同庁舎などに入居している外郭団体などに使用料の減免基準を見直し、適正な使用料を徴収する方針であり、これと同様に、県の財政負担の見直しの観点や減免を受けていない他の団体との公平性の観点から、県職員による同協議会の事務局業務の代行、特に無償での代行は廃止すべきである。

77. 都市基盤河川改修事業費補助

担当部課	土木部河川課					
事業開始年度	昭和 63 年度		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	治水対策の進捗を図るため、河川法の規定による市町村長が行う都市基盤河川改修事業に要する経費について、当該市町村に対し、都市基盤河川改修費補助金を交付するもの					
補助要綱等	建設省河川局長通知「都市基盤河川改修費補助制度について」 都市基盤河川改修費補助金交付要綱					
主な補助対象者	都市基盤河川改修事業を行う市町村					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	県債
	15年度実績	1	179,000	-	17,900	161,100
	16年度実績	1	128,000	-	-	128,000
	17年度実績	1	104,000	-	400	103,600
	18年度予算	-	72,000	-	200	71,800

(意見)

当該補助金は筑川上流と高野川の用地買収と護岸工事に関わる事業に要する経費に対して補助するものである。県は当事業の補助金総額 104,000 千円のうち 77,482 千円を平成 18 年 3 月 31 日に補助対象者に対して概算払を行い、残額 26,518 千円を翌年度に繰り越している。その概算払請求手続は、事業の進捗率を示した概算請求書により行っており、その概算払請求額の正当性については、事業完了後の現地検査により概算請求時の事業進捗状況(当該事業の支出負担行為および支出命令)を確認し、妥当かどうかを判断しているとのこと

である。しかしながら、概算請求時においては、補助対象額の基となる資料を何も入手していないことが判明した。

県からの回答によれば、「交付要綱第7条により概算払請求書の外に添付書類の規定はなく、また、国庫補助金概算払請求額と同額を請求することとされているので、国の概算請求金額を確認の上、支払をしている」とのことである。県は用地取得や護岸工事に係る工事契約書、請求書等、用地計画書、市町村の支出負担行為および支出命令書の写しなど入手すべきであり、また、事業進捗状況を実地検査で確認の上、概算払の妥当性を十分吟味し支払いをすべきと思料する。

78. 教育研究団体等育成費

担当部課	教育庁義務教育課					
事業開始年度	開始年度不明		事業終期年度	終期年度設定なし		
補助目的	補助を交付している3団体は、県教育委員会主催事業の運営に深く関わっている団体であり、本県小・中学校教育の振興を図るために事業運営費の一部を補助するもの					
補助要綱等	教育研究団体補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県連合小学校教育研究会、宮城県連合中学校教育研究会、国公立幼稚園教育研究会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	3	400	-	400	-
	16年度実績	3	400	-	400	-
	17年度実績	3	400	-	400	-
	18年度予算	3	280	-	280	-

(意見)

交付要綱第1条によれば、当該補助金の趣旨は、「県下の全域を結成単位とする教育研究団体の育成」であるが、この趣旨自体が明確なものではなく、補助効果を判定することは困難である。また、小学校教育研究会に200千円、中学校教育研究会に150千円、幼稚園教育研究会に50千円とそれぞれ少額な補助となっており、当該補助金額は会員1名当たりそれぞれ25円、30円、90円を負担すれば十分賄える金額でもある。これら研究会の自助努力が必要であり、それによって補助金は廃止することが可能である。

79. 教育研究団体補助

担当部課	教育庁高校教育課					
事業開始年度	平成 10 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	この事業は、本県教育の振興を図ることを目的として、県内の各高等学校の教員を構成員として結成されている各教科等教育研究団体に対して、必要な経費の一部を補助することにより、団体を育成し、その活動の促進を図るもの					
補助要綱等	教育研究団体補助金交付要綱					
主な補助対象者	教育研究団体					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15 年度実績	23	460	-	460	-
	16 年度実績	22	440	-	440	-
	17 年度実績	22	440	-	440	-
	18 年度予算	22	440	-	440	-

(意見)

交付要綱第 1 条によれば、「県は、県下の全域を結成単位とする教育研究団体の育成と、その活動を促進するために必要な経費の一部を補助し、もって本県教育の振興を図るため、団体が行う研究成果刊行事業に要する経費について、当該団体に対し、……教育研究団体補助金を交付する」としている。補助金額が補助先毎 10 千円から 22 千円までと少額であるため、補助効果が極めて乏しいと言わざるを得ない。県の担当職員がこの事業に携わるコストのほうが高くつくため、経済性の観点で当該補助金は廃止せざるを得ないと考える。

80. 宮城県自転車競技場運営管理費補助事業補助金

担当部課	教育庁スポーツ健康課					
事業開始年度	平成 11 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	自転車競技の普及及び発展を図るもの					
補助要綱等	宮城県自転車競技場運営管理費補助事業補助金交付要綱					
主な補助対象者	財団法人宮城県スポーツ振興財団					
補助 金財	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他

源と	15年度実績	1	9,354	-	9,354	-
交付	16年度実績	1	8,458	-	8,458	-
実績	17年度実績	1	9,899	-	9,899	-
	18年度予算	-	14,816	-	14,816	-

(意見)

宮城県自転車競技場は平成 11 年 4 月に完成し、同月より使用されているが、施設の利用状況は芳しくない。施設の利用状況については次頁に示しているとおりである。

平成 17 年度における、自転車競技施設の貸切利用は、7 月に 10 件と 10 月に 14 件のみの利用であった。また、他の施設を含めても 12 月から 2 月までは利用者無しの状況であった。ちなみに平成 17 年度の利用料収入は 183 千円である。当施設は財団法人宮城県スポーツ振興財団の所有にはなっているものの、同財団が所有した経緯や補助金を通しての県の運営費負担を鑑みると実質的に県の所有施設とみなすことができる。将来的には、県内の自転車競技は同競技場に一本化されることが検討されており、そうなれば今よりは利用率は高まることにはなるが、県においても当競技場の利用率を高めるための施策をとる必要がある。

平成17年度宮城県自転車競技場施設利用状況

使用月 種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	件数	件数	件数	件数	件数	件数
使用区分	人数	人数	人数	人数	人数	人数
	金額	金額	金額	金額	金額	金額
施設使用料 貸切使用競技場				10件		
				298人		
				0		
施設使用料 貸切使用会議室	1件			2件		1件
	30人			98人		100人
	2,600円			0		6,100円
施設使用料 貸切使用トレーニング				10件		
				298人		
				0		
附帯設備・用具	7件	9件	4件	10件	9件	12件
	7人	9人	4人	104人	9人	12人
	920円	1,080円	540円	740円	1,200円	1,620円
施設使用料 個人使用	139件	556件	198件	212件	545件	361件
	70人	327人	123人	169人	280人	147人
	15,230円	29,310円	10,480円	12,540円	34,380円	42,030円
合計	147件	565件	202件	244件	554件	374件
	107人	336人	127人	967人	289人	259人
	18,750円	30,390円	11,020円	13,280円	35,580円	49,750円

使用月 種別	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計		
	件数	件数	件数	件数	件数	件数	件数		
使用区分	人数	人数	人数	人数	人数	人数	人数		
	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額		
施設使用料 貸切使用競技場	14件		利 用 者 無 し	利 用 者 無 し	利 用 者 無 し		24件		
	209人						507人		
	0								
施設使用料 貸切使用会議室	1件								5件
	40人								268人
	0								8,700円
施設使用料 貸切使用トレーニング	14件								24件
	209人								507人
	0								
附帯設備・用具	8件	6件							65件
	86人	6人							237人
	720円	760円							7,580円
施設使用料 個人使用	153件	34件				214件			
	94人	18人				92人			
	7,830円	3,010円				11,700円			
合計	190件	40件				214件			
	638人	24人				92人			
	8,550円	3,770円				11,700円			
						166,510円			
						2,530件			
						2,839人			
						182,790円			

81. スポーツ選手強化対策費補助金

担当部課	教育庁スポーツ健康課					
事業開始年度	平成 14 年度	事業終期年度	終期年度設定なし			
補助目的	県内のスポーツを振興し県民の体力向上を図るため、財団法人宮城県体育協会が行う競技力向上対策その他の活動に要する経費に補助をするもの					
補助要綱等	財団法人宮城県体育協会活動費補助金交付要綱					
主な補助対象者	財団法人宮城県体育協会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	一般財源	その他	スポーツ振興基金
	15 年度実績	1	181,417	167,743	13,674	-
	16 年度実績	1	189,310	182,012	7,298	-
	17 年度実績	1	193,293	45,535	118,916	28,842
	18 年度予算	-	193,404	80,442	112,962	-

その他:国体基金

(意見)

当該補助金は財団法人宮城県体育協会に対して交付しているものである。この事業に対して、県は同協会の事業費を全額補助対象にしているのであるが、事業費の中には県からの派遣職員 4 名の人件費の支出が 27,511 千円あり、うち 3 名の給与は 7,635 千円～9,003 千円と高い。県によれば、「同協会が行う事業は県と密接な関連を有する事業であり、その推進を図るため、人的支援として職員を派遣している」とのことである。しかしながら、派遣職員をプロパー職員に切り替え、それによって補助金額を削減することが考えられる。

82. グランディ・21 フェスティバル開催補助金

担当部課	教育庁スポーツ健康課		
事業開始年度	平成 15 年度	事業終期年度	平成 24 年度
補助目的	2002 FIFAワールドカップの開催自治体を対象にスタジアムおよびその周辺で行うサッカーを中心とした関連イベントの開催事業に補助するもの		
補助要綱等	グランディ・21 フェスティバル開催補助金交付要綱		
主な補助対象者	財団法人宮城県スポーツ振興財団		

補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
15年度実績	1	4,814	-	4,814	-	
16年度実績	1	13,099	-	4,367	8,732	
17年度実績	1	28,290	-	9,430	18,860	
18年度予算	-	30,000	-	10,000	20,000	

その他:財団法人日本サッカー協会

(意見)

交付要綱第5条第1項によれば、「補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、様式第4号により知事の承認を受けること。ただし、補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更にあつては、この限りでない」とされている。確かに補助金総額は当初予算30,000千円から実績28,289千円と大きな乖離は見られない。しかしながら、事業別に見ればフェスティバル2005スポーツクリニックについては金額にして1,062千円、当初予算に対する乖離率で26.6%と大きな乖離となっている。

(単位:千円)

事業名	当初予算 (A)	実績 (B)	差異 (C)	乖離率% (C)/(A)
宮城スタジアムカップ2005U-18	26,000	25,351	649	2.5
フェスティバル2005スポーツクリニック	4,000	2,938	1,062	26.6
合計	30,000	28,289	1,711	5.7

さらに、各事業内の経費内訳では、たとえば、宮城スタジアムカップ2005U-18の委託費が当初予算14,975千円から実績13,663千円と大きく乖離している。しかしながら、交付要綱の「補助事業の内容の変更」や「補助事業に要する経費の配分の変更」については乖離率についての指標は記載されていない。また、ただし書きにおける「補助金の額」は総額なのか、事業毎の額なのか、各事業内の経費の額なのか定義されていない。さらに、「補助金の額に影響を及ぼさない軽微な変更」は金額で見なのか、乖離率で見なのか不明である。今後は交付要綱を改正し、それらの指標を明確に示す必要がある。

8.3. 宮城県山岳遭難防止対策協議会補助金

担当部課	警察本部地域部地域課		
事業開始年度	昭和46年度	事業終期年度	終期年度設定なし

補助目的	山岳における遭難事故の未然防止活動と遭難事故に対する迅速的確な搜索救助活動の推進を図るため、宮城県山岳遭難防止対策協議会が行う山岳遭難防止対策事業に要する経費について、補助金を交付するもの					
補助要綱等	宮城県山岳遭難防止対策協議会補助金交付要綱					
主な補助対象者	宮城県山岳遭難防止対策協議会					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	1,200	-	1,200	-
	16年度実績	1	1,200	-	1,200	-
	17年度実績	1	1,200	-	1,200	-
	18年度予算	-	1,080	-	1,080	-

(意見)

宮城県山岳遭難防止対策協議会は同協議会の10支部に対して各60千円を助成している。県はこの助成金の使途について、支部の事業報告・収支決算報告・監査報告が記載された総会資料で収支を確認しているが、請求書、領収書等の証拠資料は確認していない。総会資料だけでは、たとえば、安全施設調査費については施設調査用とのみ記載があるだけである。確かに監査報告書があるので、何らかの支出があったことは裏付けられるのであるが、それが県で期待している事務事業に適正に使用されたかどうかは不明である。

これに対する、県の回答によれば、「支部予算の項目を指定して助成しているものではない」とのことであるから、特に県は証拠資料の内容を検討し、補助金が有効に活用されたことを確認する必要がある。

また、同協議会の平成17年度歳入歳出決算書によれば、協議会本部は10支部から各30千円の負担金を徴収すると共に同支部に対して各60千円の助成金を支出している。これについては協議会の会則に謳っているためであるが、両者を相殺後の金額で支出すれば目的は達成できる。事務の合理化、経費の節約、また事故防止のため、県は同協議会の会則を改正させ、本部はネットの金額のみを支部に助成するよう指導すべきである。

84. 自動車安全運転センター補助金

担当部課	警察本部交通企画課		
事業開始年度	昭和51年度	事業終期年度	終期年度設定なし

補助目的	県民の交通安全の確保は、県の重要な責務であり、累積点数通知業務及び安全運転研修業務を行う自動車安全運転センターに補助することにより、交通事故防止に寄与するほか、資質の高い運転者及び運転指導者を育成することから交通安全の普及を図るもの					
補助要綱等	自動車安全運転センター法 自動車安全運転センター補助金交付要綱					
主な補助対象者	自動車安全運転センター					
補助 金財 源と 交付 実績	交付実績(金額単位:千円)			補助金財源(単位:千円)		
	年度	件数	金額	国	一般財源	その他
	15年度実績	1	4,250	-	4,250	-
	16年度実績	1	4,250	-	4,250	-
	17年度実績	1	4,250	-	4,250	-
	18年度予算	-	3,825	-	3,825	-

(意見)

交付要綱第1条によれば、「県は、自動車安全運転センターの自動車交通の安全に関する事業の促進を図るため、自動車安全運転センターが行う累積点数通知業務および安全運転研修業務に要する経費について、当該安全運転センター事業に対し、……補助金を交付する」としている。なぜなら、同センターは累積点数通知業務および安全運転研修業務については、自動車安全運転センター法第29条第1項第1号および第3号に基づいて実施され、累積点数通知業務は無償で行っているためである。

しかしながら、同センターの平成18年3月31日現在の損益計算書においては当期末処分利益(一般会計における当期純利益)を455百万円計上しており、貸借対照表においては当期末処分利益を同額、積立金を12,788百万円計上している。すなわち、同センターは補助を行わなくても充分運営を行っていきける団体であるため、県は同センターに対しての補助を削減することが可能である。

・平成 13 年度の包括外部監査の措置状況

平成 13 年度に「産業経済部を中心とした補助金の執行事務について」というテーマの包括外部監査が実施され、結果および意見が指摘されている。これについて、その後の措置状況に関する県の説明および監査人による状況確認は次のとおりである。

なお、外部監査指摘事項中の括弧内の数字は、平成 13 年度の包括外部監査報告書におけるページである。

1. 総合意見

No.	外部監査指摘事項	その後の措置状況に関する 県の説明	監査人による 状況確認
1	各要綱上、経費の配分を変更する場合のただし書きの例外規定は廃止して、計画段階より実績の経費が下回った場合には、経費節約額に計画段階での補助率を掛けた額だけ補助金を減額する旨規定すべきであり、以上のことについて要綱を改定し、現実の補助事業の実施状況に合った補助金執行体制を確立するよう改善を検討すべきである。(P.98)	平成 14 年 11 月 1 日付け「補助金総点検に伴う経費補助のあり方及び補助申請・実績報告確認手続きの改善について」に基づき、原則として、補助申請時のヒアリング、現地確認等を適正に実施することにより、補助対象経費積算の精緻化を図り、計画額と実績額の乖離を最小限にするよう努めていくこととした。	措置状況を確認した。
2	審査の有効性の点から、「誰が」「いつ」「どのようなポイントで」審査を実施したのか、審査の内容が記録として残るようにすべきであり、また、各補助金の実情に照らし、申請時、実績報告時等での審査ポイントを定めることが望ましく、そのためには、例えばチェックリストを作成し決裁書の添付書類とすることが考えられる。(P.99)	平成 14 年 11 月 1 日付け「補助金総点検に伴う経費補助のあり方及び補助申請・実績報告確認手続きの改善について」に基づき、原則として実績報告の確認項目等を列挙したチェックリストを作成し、実績報告審査の際に使用することにより、実績報告の内容確認手続きの精緻化・記録化を図ることとした。	別途指摘済み。補助金のあり方と問題点に関する総合意見11.審査チェックリスト参照。

3	<p>補助金の算出を当初の事業費や標準事業費などに基づいて行っている場合があるが、実際の事業費支出に合わせた補助金の算定が大前提であるべきである。(P.99)</p>	<p>交付要綱の規定に従い、実際の事業費に沿った補助金の算定を行うこととした。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
4	<p>補助団体から報告される収支は一致している場合が多く、補助金予算限度額に合わせて支出作りをしているように見受けられるケースがあるが、実績報告の実態を機関決定された収支計算書、あるいは証憑書類までさかのぼって確認する必要がある。(P.99)</p>	<p>平成14年11月1日付け「補助金総点検に伴う経費補助のあり方及び補助申請・実績報告確認手続きの改善について」に基づき、原則として、証憑書類等の確認を適正に行うこととし、また、補助金経由団体にも証憑書類等の確認を指導することとした。</p>	<p>別途指摘済み。結果34. 優良系統豚維持推進事業参照。</p>
5	<p>補助金給付先の今後の状況をフォローし、補助目的に合った結果ないしは事象が生じているか否かを継続的に確認して行くことが必要であり、このような今後の状況の継続的確認があつて、はじめて制度の維持、拡大、縮小、廃止など将来の運用の判断が可能となるものである。(P.99)</p>	<p>平成14年11月1日付け「補助金総点検に伴う経費補助のあり方及び補助申請・実績報告確認手続きの改善について」に基づき、補助効果が定量的に把握できる補助金については、原則として、補助効果指標を設定し、補助金支出の効果をよりの確に把握することにより、補助金制度の維持・縮小等の判断に反映させることとした。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
6	<p>補助金支給要綱等に基づき形式要件に合致すれば補助金対象として取上げるのではなく、補助対象事業者の実態を十分に把握した上で、補助目的に合致するかどうか、補助金額の算出に過不足がないか等について年度毎検討し補助金支出を判断する必要</p>	<p>平成14年11月1日付け「補助金総点検に伴う経費補助のあり方及び補助申請・実績報告確認手続きの改善について」に基づき、原則として、補助申請審査時のヒアリング、現地確認の実施及びチェックリストを使用した実績確認等を実</p>	<p>一部について未改善状況が見られる。別途指摘済み。各々の項参照。</p>

	がある。(P.100)	施することにより、補助対象事業の実態を的確に把握した上で、補助目的合致の判断、適正な補助金額の算出等を実施することとした。	
7	県は補助金に対して「総額抑制」の方針を取っているが、この場合一律のマイナスシーリングは真の補助金圧縮対策とはならず、補助効果の絞り込みにより、メリハリをつけた補助事業の整理が重要と思われる。重点補助事業には十分応え、不要、不急のものは補助事業を取りやめる方針が必要である。(P.100)	意見の内容については十分認識しており、従来から事業の終期設定や事務事業の見直し等によって、補助事業の整理を行う一方、平成13年度当初予算編成からは重点事業枠を別枠として設定するなどして、緊急度、優先度の高い補助事業へのシフトを図ってきた。	措置状況を確認した。
8	財政再建方針にそって優先度を考慮した補助金縮減を実現するには、補助制度全般に目配りが効き、かつ、県の財政運営方針に担当する立場において責任を持たなければならない役職者がメリハリのある補助金絞り込み作業を主導する、トップダウンによる方法によらなければ補助金対策は実現できないと考えられる。(P.100)	個別の補助金の優先度、緊急度については、実情を一番知っている各部局が一次的に判断し、それを踏まえて、県全体としての判断を役職者が示すのが基本と考えている。この基本的な考え方に立った上で、平成13年度においては、平成14年度当初予算編成に先だって、補助金を含むすべての事業について役職者で構成する政策会議で徹底的に見直しを行い、その結果を当初予算に反映させた。また、サマリーレビューや重点事業枠の設定についても政策会議などで議論し、補助金の見直しやシフトも図ってきており、着実にその効果が上がっている。	措置状況を確認した。

2. 個別意見

No.	項目	外部監査指摘事項	その後の措置状況に関する 県の説明	監査人による 状況確認
1	社団法人みやぎ工業会運営費補助金	当該補助金は、県財政悪化により、年々補助金額が減少しており、補助金額の現状からすれば、みやぎ工業会は自助努力により運営するよう促すべきであり、補助金制度の廃止をそのきっかけとすべきである。(P.14)	運営費補助制度を廃止し、産学官交流大会等の地域企業の技術力向上に資する公益性が高いと認められる個別事業に対する事業費補助へ転換することとした。	この事業は「産学官交流等促進事業費補助金」に転換されたが、当該補助金については問題となる事項は見出せなかった。
2	地域活性化創造技術研究開発事業補助金	概算払いについて、支払直後に現地調査を行うなど、資金使途の信憑性の把握と支払事実の確認には経営体の状況を充分理解した上で、確実な対応をはかる必要があり、その旨を要綱に取り込み手当しておくべきである。(P.16)	概算払いについては、経営体の状況を確実に把握するため、補助対象者に対する対面ヒアリングや現地調査を実施することとした。 なお、平成17年度で当該補助制度は終了している。	措置状況を確認した。
3	地域活性化創造技術研究開発事業補助金	補助金の経費内容の変更等により計画段階より実績の経費が少なくなる場合が多い。この場合、補助金額算出時の検討結果が反映されないおそれがある。計画段階より実績の経費が下回った場合、経費の減少割合に応じ補助金額を減額するような措置を検討すべきである。(P.16)	補助金申請時の経費積算の精度を上げるため、事業計画及び補助対象経費の内容について綿密なヒアリングを実施することとした。 なお、平成17年度で当該補助制度は終了している。	措置状況を確認した。

4	新成長産業支援事業費補助金	要綱に定める補助対象経費には該当しないものも含めて交付決定している例があるが、これらについては、認定に至るまでの調査を徹底していれば防げた事項であり、補助金額算定について正確な認定審査を行う必要がある。(P.18)	補助金申請書の受付において必ず申請者に対しヒアリングを実施し、補助対象経費の内容について審査の徹底を図ることとした。 なお、平成17年度で当該補助制度は終了している。	措置状況を確認した。
5	新成長産業支援事業費補助金	補助金の経費内容の変更等により計画段階より実績の経費が少なくなる場合が多い。この場合、補助金額算出時の検討結果が反映されないおそれがある。計画段階より実績の経費が下回った場合、経費の減少割合に応じ補助金額を減額するような措置を検討すべきである。(P.18)	補助金申請時の経費積算の精度を上げるため、事業計画及び補助対象経費の内容について綿密なヒアリングを実施することとした。 なお、平成17年度で当該補助制度は終了している。	措置状況を確認した。
6	新成長産業支援事業費補助金	直接人件費は客観的判断が困難となり、補助対象経費にはなじまないと考えられることから、直接人件費が主体となるソフト産業等の研究開発に対する補助については、直接人件費を補助対象経費とするのではなく、客観的評価基準を明示したアイデアコンテスト等、報奨金により支援する方法も検討すべきであろう。(P.77)	直接人件費については、補助事業への従事したことの確認が難しい点もあるが、情報・通信分野等の研究開発支援には、当面、人件費を補助対象とすることが必要であると考えられる。 なお、国庫補助事業においても直接人件費を補助対象としているものもあり、今後、人件費のより確実な確認方法及びソフト産業等におけるより効果的な支援方法について引き続き幅広く検討して参りたい。なお、平成17年度で当該補助制度は終了している。	不措置ではあるが、平成17年度をもって廃止されている。

7	地場産業等活性化事業費補助金	中小企業者に対しても補助金を交付しているが、中小企業者単体は、要綱上の組合等に含まれるとは読めないことから、中小企業者単体に対する補助を認めるためには、要綱を拡大解釈するのではなく、中小企業者単体を組合等を含めるよう、要綱を改正すべきである。(P.21)	補助対象者の範囲については、国の取扱いに準じて既に平成13年4月10日付けで県交付要綱を改正し、補助対象者に「中小企業単体」を加えており周知した。	措置状況を確認した。
8	地場産業等活性化事業費補助金	組合等が支払った際の領収書等のコピーに、組合等を構成する中小企業者単体宛の領収書等が散見されたが、中小企業者単体宛の領収書等では、補助事業のための支出なのかどうか区別することが難しいことから、補助対象経費の支出実績を明確に確認するため、県は組合等に対して、組合等名義の領収書等の提出を要求すべきである。(P.22)	補助対象経費の確認については、補助対象者の名義で領収書等を整理するよう事業開始前における指導及び中間検査等随時の指導時に徹底することとした。	措置状況を確認した。
9	企業立地促進奨励金	G社グループについては、G社社長とG社の関係が持分から見ても希薄であり、G社とI社が一体である状況とは認め難く、G社グループを補助事業者等に該当するとした判断は、調査した事実からだけでは要綱の拡大解釈になってしまったといえ、実体を証拠資料に基づき十分に確認し、拡大解釈が生じないよう要綱に明文化するなどの検討が必要である。(P.23)	平成15年9月の緊急経済産業再生戦略期間限定企業立地促進奨励金交付要綱の制定に合わせて、「工場等を所有する企業と当該工場を操業する企業が異なる場合における取扱い」について、内規を定めた。運用に当たっては、所有者と操業者が親会社若しくは子会社である場合又は同一の親会社の子会社である場合に限定し、所有者及び子会社の連名での申請としている。	措置状況を確認した。

10	企業立地促進奨励金	補助対象となる扱いを事業承継に基づくものとして承継工場等承継届を提出させて処理しているが、このケースは事業承継によるものではないので手続きの適用に誤りがあったことになり、事実に基づく手続き遂行と記録の保存に留意すべきである。(P.24)	平成15年9月の緊急経済産業再生戦略期間限定企業立地促進奨励金交付要綱の制定に合わせて、「工場等を所有する企業と当該工場を操業する企業が異なる場合における取扱い」について、内規を定めた。運用に当たっては、所有者と操業者が親会社若しくは子会社である場合又は同一の親会社の子会社である場合に限定し、所有者及び子会社の連名での申請としている。	措置状況を確認した。
11	農業近代化資金利子補給補助金	融資された資金が実際に目的どおりに使用されたか否かの確認を、全て金融機関に行わせるのは、手続として不十分である。県においても事業完了確認報告書に請求書、領収書等の写しを添付させることにより、融資資金が目的どおり支出されていること及び支出金額が妥当であることを確認しておくことが必要であり、また必要に応じて目的物の写真の徴収や現地の視察も実施すべきである。(P.24)	金融機関から、事業完了報告書の提出を受ける際に、借受者の領収書等の写しを添付させ、資金が目的どおり支出されていることを確認している。また、貸付金額が500万円を超える場合には、必要に応じて現地確認を実施している。	措置状況を確認した。

12	農業近代化資金利子補給補助金	農業近代化資金の借入者から融資後の経営収支実績を徴収し、申込時の計画とを比較検討するなどして、補助金支出の効果を測定することが必要であり、これにより、実績が予定どおりに達成されていない借入者に対しては、速やかに経営指導を実施し、補助金支出の目的が達せられるよう努めるべきである。(P.25)	農業近代化資金の借入者から、金融機関を経由して経営状況報告書の提出を受け、実績が予定どおりに達成されていない借入者や延滞案件等については、経営指導を実施している。	措置状況を確認した。
13	漁業近代化資金融通助成事業費利子補給金	平成 12 年度では利子補給が承認実行された 135 件のうち 36 件について、県で未だに事業完了確認報告書及びその添付書類を融資金融機関より入手していないが、これは事務取扱要領において求めている手続であるため、速やかに改善すべきである。(P.27)	平成 17 年度に利子補給承認を受けた漁業近代化資金の借入者については、金融機関を経由し、事業完了報告書及び添付書類の提出を受けて、事業の完了を確認している。	措置状況を確認した。
14	漁業近代化資金融通助成事業費利子補給金	漁業近代化資金の借入者から融資後の経営収支実績を徴収し、申込時の計画と比較検討するなどして、補助金支出の効果を測定しておくことが必要であり、これにより、実績が予定どおりに達成されていない借入者に対しては、速やかに経営指導を実施し、補助金支出の目的が達せられるよう努めるべきである。(P.27)	漁業協同組合等融資機関の資金担当者を対象とした説明会において、漁業近代化資金融資事業収支状況届や状況報告書の様式を周知した。これにより、当初計画と実績を比較して、個別の経営指導を実施できるようにした。	措置状況を確認した。

15	漁業経営基盤強化指導事業費補助金	経営診断を受けた漁業家に対しては、経営診断実施後のフォローが行なわれておらず、「企業診断報告書」が有効に活用されているかどうかについて確認されていない。経営診断を受けた漁業家については、巡回指導の効果の有無を確認するため、その後の改善状況を把握する手続を次年度以降の巡回指導に組み込む必要がある。(P.28)	平成 14 年度から巡回指導の効果を確認するため、巡回指導を実施するに当たっては、毎年度、県職員の立会いや参加者へのアンケート調査を行い、指導効果の把握と開催内容の検討などに努めている。また、個別指導により対象とした漁業経営体については、地元公所職員が進行管理に努めるとともに、引き続き必要なフォローアップに努めている。	別途指摘済み。意見33. 漁業経営基盤強化指導事業参照。
16	漁業経営基盤強化指導事業費補助金	平成 12 年度における中小企業診断士に対する調査分析料の金額は前年をベースに当事者の話し合いで決定されており、県でもその算定根拠を把握していない。数年にわたって同一人に全て委託するような場合には、その委託額の算出は特に客観性が要請され、宮城県漁業経営指導協会においては、今後、委託単価の設定、調査委託については契約書の取り交しなどが必要であり、また、県においてもその旨を指導し、状況を確認しておくことが必要である。(P.28)	巡回指導における専門家の派遣費用については、県の算定単価を用いるよう改善を図り、その後の経費支出については、毎年度、事業主体に出向き帳票(伝票)類の直接調査を行って、適正な支出を確認している。	別途指摘済み。意見33. 漁業経営基盤強化指導事業参照。

17	中小企業経営資源強化指導事業補助金	<p>県では、実績報告の支出内訳について、実績報告書どおりに補助金の額を決定しており、交付要綱に定めたとおりの調査が実行されていない。今後はこの状況を改め支出内訳についての審査を行うとともに、必要に応じて請求書、領収書などの証憑によって実績金額の妥当性を確認のうえ、補助金交付を行うべきである。(P.30)</p>	<p>平成 13 年度から平成 15 年度までは経営金融課で事業実績報告書について、現地調査を実施し、支出内訳の確認を行うなど事業実績を審査している。</p> <p>この事業は、平成 16 年度から新産業振興課に移管され、当該課で事業実績を審査している。</p>	補助金廃止済み。
18	中小企業経営資源強化指導事業補助金	<p>当該補助金は、平成 12 年度に国の補助事業の整理統合により一本化され、県での事務処理を依然として従来の部署が別々に担当しなければならない積極的理由はない。県でも当該補助金の窓口・事務処理を一本化すべきであり、県の職務分掌上、地域産業振興課が(財)みやぎ産業振興機構を指導監督するポジションにあること及び補助金額の規模を勘案すると、地域産業振興課に集約するのが妥当と思われる。(P.29)</p>	<p>平成 16、17 年度と新産業振興課が(財)みやぎ産業振興機構への補助事業の担当課となり、事業を実施してきたが、平成 17 年度を最後に国庫補助はなくなった。</p>	補助金廃止済み。
19	漁業共済加入推進事業補助金	<p>漁業共済の加入者が減少しているのは、現行の漁業共済制度のあり方が問題視されるべきであり、補助金で対処すべき問題ではない。当該補助金についてはその存在意義が薄れてきている、あるいは認め難いといわざるを得ず、補助事業の廃止も含めて早急に見直しを検討すべきである。(P.32)</p>	平成 14 年度限りで事業を廃止した。	別途指摘済み。結果 25 . 漁業共済加入推進強化事業参照。

20	漁業共済加入推進事業補助金	宮城県漁業共済組合では県から補助金の給付を受け、それを補助対象となる被共済者に分配しているが、この収支が漁業共済組合の損益計算書に計上されていない。組合では収入計上すべきであり、また、被共済者へは組合が支払っているため、組合で費用計上する必要がある。県は補助金の収支の取扱について、組合を指導すべきである。(P.32)	平成 14 年度限りで事業を廃止した。	別途指摘済み。結果 25 . 漁業共済加入推進強化事業参照。
21	新規就農者支援事業補助金	現状の融資状況が続くならば、みやぎ農業担い手基金内に資金がさらに滞留することが予想され、県資金の有効活用の点から、融資実態に即した資金計画に基づき、県への融資申請をしばらくの間停止するなどの見直しが必要であり、県としても担い手基金の資金状況をしっかり把握し、融資申請を見合わせるよう指導すべきである。(P.34)	みやぎ農業担い手基金に対する就農支援資金融資は平成 13 年度を最後にその後は実施していない。また平成 18 年度の就農支援資金貸付総額は、昨年度並みと予測され、担い手基金の就農支援資金の収支状況から、次年度の事業執行上必要な資金が有ると判断される。 今後とも資金状況の推移を見守りながら、適正な管理を行っていく。	措置状況を確認した。

22	労働福祉会館移転整備事業補助金	福祉センターからの申請書類について、補助金額の算定基礎となる「公共部分面積」「延床面積」を具体的に検討した結果が記録として残されておらず、また、申請時において最終的に県が認定した公共部分面積がいくらであるかが不明である。審査結果としては、要綱に従った計算を実施して導かれた結果を明示しておくべきである。(P.36)	平成 13 年 5 月 31 日で同事業交付要綱は失効しており、その後同様の事業は行っていない。	補助金廃止済み。
23	労働福祉会館移転整備事業補助金	補助金交付者に対する県の指導及び実績把握として行った完成現場の視察については、県としての結果報告を記録として残すべきである。また、延床面積等が当初計画から変更されているが、この変更が補助金支給額に与える影響を確認した記録が残されておらず、実績確認の結果を記録として残すべきである。(P.36)	平成 13 年 5 月 31 日で同事業交付要綱は失効しており、その後同様の事業は行っていない。	補助金廃止済み。

24	<p>社団法人宮城県雇用開発協会事業運営補助金</p>	<p>「みやぎの企業ガイドブック」作成事業の実施が年度当初において不明確であったにもかかわらず、補助金申請時の協会の一般会計収支予算書の中では、収入として、ガイドブック作成のための支出予算が計上されているが、交付決定決裁書では何ら触れられていない。このような場合、収支予算書において、当該事業は補助事業として県の認定を得ているものではなく、これから補助金申請を行う事業である旨を当該収入及び支出を明らかにして明示するよう協会側を指導すべきである。(P.38)</p>	<p>当該ガイドブック作成事業については、平成 13 年度から補助対象外とした。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
25	<p>社団法人宮城県雇用開発協会事業運営補助金</p>	<p>補助金支給対象事業である「みやぎの企業ガイドブック」は、実績確認として完成物を入手しているが、それが有効利用されているかについての確認・把握は特になされおらず、それがどのように配布されたか、死蔵されているものはないか等について協会から報告を求めるなどの効果把握を行うべきである。(P.38)</p>	<p>当該ガイドブック作成事業については、平成 13 年度から補助対象外とした。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

26	宮城県 高年齢 者労働 能力活 用事業 補助金	各シルバー人材センターの繰越金の額を勘案すれば、国からの補助の対象となったセンターに対しては、それ以後の県補助金を減額する等の措置をとったとしてもセンター運営上大きな支障は生じないと考えられることから、「補助金の支給期間を最長5年とし、その間に国庫補助支給団体となった場合には、残りの期間は支給額を逡減する。」等要綱の改正を検討すべきである。(P.41)	国庫補助対象であるか否かを補助要件として新設することとし、これにより、国庫補助対象となった場合については、その翌年度について補助額を2分の1に、翌々年度については4分の1に減額することとした。平成15年度の予算については、当該要件に基づき要求を行った。	別途指摘済み。意見47. 高年齢者労働能力活用事業補助金参照。
27	宮城大 学研究 補助金	現在の定額割当て方式では、補助金の多寡と学術研究の軽重がリンクしておらず、補助金の効果の有無が判然としないことから、補助金の算定方式は、個々の研究者の必要研究費の積上げを基本とする方法に早急に転換すべきである。この場合、研究費の総枠につき限度設定を設けることも検討しなければならない。(P.66)	平成18年度の予算配分に当たっては、各研究者から研究補助金の研究計画・資金計画の審査申請用シートの提出を受け、より競争性の高い2段階の審査評価により、効果的な配分金額を決定する方式に改めた。また、研究者への配分上限額を定め、研究費の総枠に限度制限を設けた。	措置状況を確認した。

28	宮城県物産振興事業補助金	<p>引当金について、当期剰余金の調整項目として計上されているものが認められ、実態面では同額の資金が具体的な目的のないまま協会内にプールされているといえる。したがって、県は協会の財政状況を十分に査定し、協会の会計処理規定の見直しと、引当金については引当目的の整理、計上基準の明確化をし、不要・無目的と認められる引当金の計上をとりやめ、取崩し等を指導することにより、補助金支出の可否を再検討すべきである(P.43)</p>	<p>指摘のあった引当金については、社団法人宮城県物産振興協会に対してその必要性を検討するよう指導した。その結果、協会内で引当金の取扱いについて見直しを行い、商品陳列棚引当金及び物産館建設資金引当金については、計上をとりやめ、取り崩しの上、引き当て不足となっている退職給与引当金に平成14年6月に充当された。</p> <p>また、物産振興引当金は、首都圏での直営の販売拠点整備が予定されていること等を踏まえ、県産品の需要開拓、販路拡大等を図るための事業資金として5年間を目標に総額30,000千円を造成することとされた。なお、補助金については、平成14年度に対前年比25%減額した。今後とも協会の財務状況等を検討し、金額及び支出の可否を検討していくこととした。</p> <p>補助金交付額については、H16年度4,500千円、H17年度4,000千円、H18年度3,600千円、H19年度見込2,500千円となっており、大幅な減額となっている。</p>	<p>別途指摘済み。意見52。社団法人宮城県物産振興協会運営費補助参照。</p>
----	--------------	--	--	--

29	みやぎ路観光地整備事業補助金	平成 12 年度に、計画段階と実績で 10% 超経費が変更されていたのが、2 件あったが、県は、実績額によっても補助限度額に抵触せず、補助金額を変える必要がないという理由で、事業計画変更承認申請書を入手していない。補助要綱第 5 に違反している。(P.45)	みやぎ路観光地整備事業は、市町村総合補助金の 1 項目となったため、みやぎ路観光地整備事業補助金交付要綱は平成 17 年 3 月末に廃止されている。市町村総合補助金においては、新たに交付要綱第 6 条の規定が設けられ、補助対象事業費の 20% 以上の増減を伴う変更がある場合には、市町村が計画変更承認申請書を所管の地方振興事務所長に提出することとなっている。現在は措置状況に準じ、地方振興事務所において適切に指導されている。	措置状況を確認した。
----	----------------	---	--	------------

30	みやぎ路観光地整備事業補助金	補助要綱第5条の規定は、当初の経費配分と実績が10%を越えて変動した場合、特に計画段階より実績の経費が減少した場合、計画段階での補助金額の算出根拠が変化したことを把握して、補助金額の見直しを行う意味もあると考えることができる。従って、計画段階より実績の経費が10%超減少した場合、補助金額の見直しを行うことを要綱上明示すべきである。この場合、経費の減少割合分だけ補助金額を減少することとする。(P.45)	みやぎ路観光地整備事業は、市町村総合補助金の1項目となったため、みやぎ路観光地整備事業補助金交付要綱は平成17年3月末に廃止されている。 市町村総合補助金においては、新たに交付要綱第6条の規定が設けられ、補助対象事業費の20%以上の増減を伴う変更がある場合には、市町村が計画変更承認申請書を所管の地方振興事務所に提出することになっている。 それ以下の場合については、措置状況に準じ、地方振興事務所長により補助金の変更・決定されている。	措置状況を確認した。
31	みやぎ路観光地整備事業補助金	県では補助要望のある市町村に対し、予算の範囲内で満遍なく補助しているが、観光地を抱える市町村では、必要であれば県の補助の有無に係らず、観光基盤整備を行うであろう。年々補助枠を減額する中で、最大の効果を得るには、市町村の要望を取捨選択し、全体的な削減ではなく、重点配分による補助効果を目指すべきである。(P.46)	みやぎ路観光地整備事業は、市町村総合補助金の1項目となり、また、補助上限枠が設けられていないことから、各市町村の要望や重点配分に対応可能である。	措置状況を確認した。
32	宮城県農業会議補助金	県負担額算出の具体的な基準が文書化されていない状況となっており、その計算ルールについての根拠規定はないことから、現状で対応できる内容で文書化し、基準を明らかにしておくべきである。(P.47)	平成14年度農業会議補助金の内示の段階で、内示書類と併せて現状の内容を文書化したものを作成し、基準を明らかにした。	措置状況を確認した。

33	宮城県農業会議補助金	農業会議からの実績報告において、農業会議費補助金科目の運営事務費と啓蒙宣伝費の内訳科目の金額が区分掲記されず一括記載されており、この中には補助対象支出と対象外支出が含まれているので、補助金との対応を明確にするため、内訳科目毎に記載するよう指導する必要がある。(P.47)	内訳科目ごとに記載するよう指導し、平成14年度交付申請から内訳ごとに記載された。	平成17年度から、補助対象経費が「農政業務費」一本となり、左記指摘は該当がなくなった。
34	農地保有合理化推進事業補助金	県負担額算出の具体的な基準が文書化されていない状況となっており、国からの補助金を除いた額を県費とすることについて交付金の具体的な支出基準が文書化されていない。現状に対応できる内容で文書化し、基準を明らかにすべきである。(P.48)	平成14年度補助金の内示段階で、「農地保有合理化促進事業補助金算出基準」を作成し、基準を明らかにした。	措置状況を確認した。
35	農地保有合理化推進事業補助金	農業公社は認定農業者等の土地需要を十分に検討した上で土地の取得を行う必要があり、取得後は速やかに売却できるものでなければならないのであって、小規模農家等が土地を手放すからといって、売却の見込みが立たないものについては無計画にこれを取得すべきではないといえる。(P.50)	公社に対し、買入以前に売り手・買い手間の土地利用調整を十分に実施し、昨今の農業情勢を勘案し、取得後は即時に売り渡す方式を採りながら利子助成(補助金)の軽減を図るとともに、長期保有農地の早期売り渡しの促進を図り、農地保有合理化事業の適正な運営を行うよう指導した。	措置状況を確認した。
36	農地保有合理化推進事業補助金	長期滞留土地に限らずこの事業のために農業公社が所有する土地は、あくまで売却目的で公社が取得したものであることから、現在の耕作者(借受者)を中心に売却を促進するよう県は公社を指導するべきである。(P.50)	公社に対し、買入以前に売り手・買い手間の土地利用調整を十分に実施し、昨今の農業情勢を勘案し、取得後は即時に売り渡す方式を採りながら利子助成(補助金)の軽減を図るとともに、長期保有農地の早期売り渡しの促進を図り、農地保	措置状況を確認した。

			有合理化事業の適正な運営を行うよう指導した。	
37	農地保有合理化推進事業補助金	県は農業公社に対し、事業遂行にあたって合理的な計画を策定し、認定農業者等への売却が円滑に行われるように土地の取得を行うよう指導し、本件事業に係る補助金交付を最小限に抑え、かつ補助金を有効に活用するようにしなければならない。(P.50)	公社に対し、買入以前に売り手・買い手間の土地利用調整を十分に実施し、昨今の農業情勢を勘案し、取得後は即時に売り渡す方式をとりながら利子助成(補助金)の軽減を図るとともに、長期保有農地の早期売り渡しの促進を図り、農地保有合理化事業の適正な運営を行うよう指導した。	措置状況を確認した。
38	みやぎの水田農業支援事業補助金	水田農業円滑化推進事業、水田麦・大豆等生産性向上支援事業の補助金額について、実態は県で予め定めた標準事業費の1/2、1/3を交付し、実質的には標準事業費に変更のない限り定額交付となっている。補助金の算出の基礎は標準事業費ではなく、実際の事業費に基づくものとするべきであり、交付要綱を遵守し、実際の事業費を正しく報告せしめ、これに基づいて補助金の交付を行う必要がある。(P.52)	平成14年度からは実際の事業実施計画事業費に基づき、補助金の交付を行うこととした。	措置状況を確認した。
39	みやぎの水田農業支援事業補助金	水田農業円滑化推進事業、水田麦・大豆等生産性向上支援事業の補助金実績報告書上、対象事業に係る支出金は標準事業費の額を記載し、事業の実態が分かり難いものとなっており、県は実績報告書には、実際の支出額を記載するように補助対象事業者に求め、交付要綱の遵守をはかるべきである。(P.52)	平成13年度末に当該年度の実績報告書から実際の事業費を記載するように各市町村を通じて補助事業者等へ指導、通知した。また、実績報告書でもそのように記載されていることを確認した。	措置状況を確認した。

40	みやぎの水田農業支援事業補助金	当該補助金の審査について、領収書の照合までは行っていない場合があり、事業費以上の支出が行われている場合も、事業費以下の支出である場合も実質的なチェックが行われているとは言えない状況にある。補助金の審査は、県民の税金からなる資金の用途の適正性を検証するものであり、形式的にはなく事実にもとづく支出であることにつき厳正な審査が必要である。(P.52)	平成 13 年度末に当該年度の実績報告書の審査から市町村に対し、改めてより厳正に領収書等の証拠書類を確実に確認調査し、実績報告書には関係資料を添付するよう指導、通知した。また、県段階の審査については、現地調査を実施し、領収書等の書類の確認調査も厳正に調査するよう各産業振興事務所等に指導、通知、確認した。	措置状況を確認した。
41	みやぎの水田農業支援事業補助金	仙台農業組合米づくり委員会の補助金による機械設備の購入について、発注者である米づくり委員会と落札者の A 農協は、内部関係者の間柄と推定することができ、公正な入札結果は期待できないこととなり、不当な補助金の支出につながりかねない。補助対象事業者は、公正性を疑われる取引を行うべきではなく、この場合、A 農協に入札資格を与えないで入札を行わしめるか、利害関係のない第 3 者機関により入札を実施し購入先を決定する方法によるよう県は指導を行うべきである。(P.53)	平成 13 年度末に事業実施主体が農業協同組合及び同組合と一体的な団体については、見積書を徴収する場合、同組合を除く 2 者以上とすることと指導、通知した。また、事業実施計画書の注意事項にも平成 14 年度から記載した。	平成 17 年度においては該当事項はなかった。

42	青果物 価格安 定対策 事業費 補助金	<p>(社)宮城県青果物価格安定相互補償協会では、「青果物価格安定資金造成事業」について特別会計で会計整理を行っているが、一般会計の資金不足についてこの特別会計から一般会計への資金移動により、その補填を行っており、これは補助金の目的外支出に該当することとなる。当該処理は、本来の支出目的の準備金を減額することにより補助目的を減殺することとなるので、当該処理を取りやめよう県は協会を指導すべきである。(P.55)</p>	<p>協会の会計における「調整積立金」については、出資金利息、準備金利息、その他の利息から構成されるものであるが、交付準備金の利息を明確に区分していなかったことが誤処理の原因であるため、今後は利息であっても、補助金に係る資金管理を適切に行うよう指導した。また、交付準備金の利息が発生した昭和55年度から平成13年度の利息を調査した結果、合計231,944千円であり、このうち本来の交付金とは別に事業の価格差補給金として昭和60年から生産者に交付された合計額は307,580千円と、本来管理費に使用可能な出資金利息からの相当の使用が認められた。このことから、事業支出についても協会運営を圧迫することのないよう適切な運営が必要であること及び出資金の利息である残余の調整積立金の範囲内での事務運営を行うよう指導した。</p> <p>平成14年度から特別会計と一般会計を統合した上で、事業費と管理費を明確に区分して適正な会計処理を行っている。</p>	措置状況を確認した。
----	---------------------------------	---	---	------------

43	青果物 価格安 定対策 事業費 補助金	(社)宮城県青果物価格安定相互補償協会では、「特定野菜等供給産地育成資金造成事業」も「青果物価格安定資金造成事業」と一緒に特別会計で整理を行っているが、こちらの資金の一部も一般会計に繰り入れられているので、直ちに取りやめる必要がある。なお、一般会計の不足資金については、第一義的には、当該補償制度の受益者となる会員に負担を求めるべきであると言える。(P.55)	「特定野菜等供給産地育成資金造成事業」に係る利息については、同事業に対する協会負担割合 24 分の 5 を負担金として一般会計において支出するために特別会計から一般会計に繰り入れていたが、各資金の利息を明確にする必要があること及び近年の低利による資金運用が困難であることから、平成 15 年度から協会負担を取り止め、県と生産者で負担することとした。また、平成 15 年度からは出資金の利息のほか、会員である生産者の会費により事務費等の管理費運営を行うこととした。 平成 14 年度から特別会計と一般会計を統合した上で、事業費と管理費を明確に区分して適正な会計処理を行っている。	措置状況を確認した。
44	青果物 価格安 定対策 事業費 補助金	補給金支出の水準が交付準備金水準より低いために、補助金が有効に活用されていない。この結果、果実を補助金支出の目的外である管理費に充当される余地を作り出しているといえ、県は協会に対し資金造成単価を現状に合った計算方法の見直し、制度の参加者に対し予約申込数量の見積り方法の見直しを指導し、交付準備金が適正な水準となるよう改善を促すべきである。(P.56)	補助金の有効活用については制度の見直しを行い、平成 15 年度から、これまで資金造成額の範囲内での補償として補償額に制限を付していた制度を 100%支給対象となるよう改めることとした。また、それに伴い、当面の間、県、市町村、全農宮城県本部、生産者で必要とされる額の 40%を概算資金造成額とすることで交付率を高め、より高い再生産への制度とすることとした。	措置状況を確認した。

45	青果物 価格安 定対策 事業費 補助金	交付準備金は支払う必要が生じた時に必要額があればよく、補助金については、予め年度当初に支払限度額につき予算措置を行っておき、拠出が必要となった時点で要請にもとづき実際に支払うという方法で対応することを検討すべきであろう。(P.57)	交付準備金については、平成15年度から、県をはじめとする全ての負担者において必要額の40%を概算で資金造成することに改め、交付準備金の拠出額を大幅に減額した。 なお、概算資金造成額の範囲を超える交付金が支出される場合の措置については、予算の議決等時期的な問題もあることから、あらかじめ補給金交付に支障を来さないよう適切に行うこととした。	措置状況を確認した。
46	効率的 養蚕産 地育成 推進事 業補助 金	補助金の算出基準について、県が定める交付要綱上、「養蚕産地再編推進事業に要する経費で、予算で定める範囲内とする」旨規程されているだけであり具体的な記載はない。補助金の支給対象、支給金額の計算方法等につき、県の交付要綱における規程化が必要である。(P.58)	平成15年度限りで事業を廃止した。	補助金廃止済み。
47	効率的 養蚕産 地育成 推進事 業補助 金	宮城県養蚕地育成協議会は、平成12年6月20日に県に対して概算払請求書を提出し、概算払いが行われているが、当該概算払請求書には概算払が必要な理由は記載されていない。概算払請求書上、理由を記載するよう育成協議会に対し指導が必要である。(P.59)	平成15年度限りで事業を廃止した。	補助金廃止済み。

48	<p>け維持強化事業費補助金</p>	<p>交付要綱では、補助対象となる具体的経費の内訳が記載されておらず、実際の交付額も不明であることから、補助金の金額については、対象とする経費を具体的に決定し、交付要綱上明確にしておく必要がある。その上で、対象経費毎の実支出額を事業実績報告書により報告を求め、交付した補助金との整合性を検証すべきであり、これらの点について交付要綱の見直しを行う必要がある。(P.60)</p>	<p>平成 15 年 4 月交付要綱の見直しを行い、補助金対象内容と補助割合を明確にし、実績報告により検証を行った。</p> <p>なお、平成 18 年度で本事業は打ち切りとした。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>
49	<p>優良系統豚維持強化事業費補助金</p>	<p>補助対象事業者は、大規模事業者であり、独自に当該事業を行っていくことは十分に可能であると思われ、ブランド豚の商品化に係る維持強化がこれら事業者の利益に貢献するものでもあることを考えるならば、当該事業は県本部の独自の事業として行うべきものであり、当該補助金を打ち切る方向で検討を行うべきである。(P.87)</p>	<p>「しもふりレッド」は本県で開発したブランド豚であり、今後の畜産振興上、県が保護すべき系統豚である。本豚は伝染病発生に対し危険分散を図るため、畜産試験場と全農宮城県本部 GGP センターの 2 農場で分割管理を行い、センターでは販売も行っていく。公共性の観点(種豚の普及と種の保存)から種豚の導入費と飼料費の一部を県が補助するものであるが、センターの事業運営を勘案しながら今後 5 年を目途とし事業打ち切りの検討を行うこととした。</p>	<p>別途指摘済み。意見 56、優良系統豚維持推進事業参照。</p>

50	牛炭疽発生予防事業補助金	<p>交付要綱上、具体的な経費の内訳が記載されておらず、「1頭当たり60円」とした根拠も不明である。補助金の金額については、対象とする経費を具体的に決定、交付要綱上明確にしておく必要があり、これを明確にした上で実績報告書において報告される対象経費毎の実支出額と交付した補助金との整合性を検証すべきである。(P.61)</p>	<p>対象経費を交付要綱上明確にした上で実績等から適正な評価を実施することとした。</p> <p>平成17年4月から、各ワクチン接種事業要綱を一本化し、補助対象経費の明確化(ワクチン購入経費及び技術料への補助)を図った。</p> <p>補助金と実支出額との整合性については、補助事業確認調査により確認している。</p> <p>なお、本事業の運営状況、自衛防疫推進状況等勘案の上、平成18年度で本事業は廃止とした。</p>	<p>別途指摘済み。意見68. 自衛防疫強化総合対策事業(特定疾病自衛防疫推進事業)参照。</p>
51	牛炭疽発生予防事業補助金	<p>事業実施主体である(社)宮城県家畜畜産物衛生指導協会において、当該事業につき十分な事業収入があり、補助金に依存する割合が少ない(収入合計に対する補助金の割合は12%に過ぎない)のであれば補助金の交付を見合わせる方向で検討する必要がある。(P.89)</p>	<p>本病は人畜共通伝染病であり、発生時の生産農場、流通及び消費者に与える社会的影響が極めて大である。更に、それに伴う経済的被害の大きさ、公衆衛生上の問題点を鑑みると県で支援せざるを得ない。</p> <p>なお、本事業の運営状況、自衛防疫推進状況等勘案の上、平成18年度で本事業は廃止とした。</p>	<p>別途指摘済み。意見68. 自衛防疫強化総合対策事業(特定疾病自衛防疫推進事業)参照。</p>

52	牛炭疽発生予防事業補助金	<p>(社)宮城県家畜畜産物衛生指導協会の決算書上、「事務費」等間接的な経費は補助事業毎に把握しておらず、実績報告書上も、「事務費」が明らかに当該補助金の目的となる支出であることの説明はどこにもない。実績報告書上、明らかに補助事業の目的にかなう支出のみを計上するように県は指導するべきであり、目的にかなう支出であるか否かにつき適正な審査を行い、補助目的に明らかに適合する支出のみを補助対象とするように改めるべきである。(P.61)</p>	<p>平成 14 年度より「事務費等」の間接経費の把握のために経理を指導しており、今後は事業全体の経費を精査し、補助目的に適合する支出を対象とするように改めていくこととした。</p> <p>平成 17 年 4 月から、各ワクチン接種事業要綱を一本化し、補助対象経費の明確化(ワクチン購入経費及び技術料への補助)を図った。</p> <p>補助目的に適合する支出であるかどうかは、補助事業確認調査により確認している。</p> <p>なお、本事業の運営状況、自衛防疫推進状況等勘案の上、平成 18 年度で本事業は廃止とした。</p>	措置状況を確認した。
53	オーエスキー病ワクチン接種事業補助金	<p>交付要綱上、具体的な経費の内訳が記載されておらず、「1 頭当たり 50 円」とした根拠も不明である。補助金の金額については、対象とする経費を具体的に決定、交付要綱上明確にしておく必要があり、これを明確にした上で実績報告書において報告される対象経費毎の実支出額と交付した補助金との整合性を検証すべきである。(P.63)</p>	<p>対象経費を交付要綱上明確にした上で実績等から適正な評価を実施することとした。</p> <p>平成 17 年 4 月から、各ワクチン接種事業要綱を一本化し、補助対象経費の明確化(ワクチン購入経費及び技術料への補助)を図った。</p> <p>補助金と実支出額との整合性については、補助事業確認調査により確認している。</p> <p>なお、本事業の運営状況、他の補助事業活用が可能であること等勘案の上、平成 17 年度で本事業は廃止とした。</p>	別途指摘済み。意見 68 . 自衛防疫強化総合対策事業(特定疾病自衛防疫推進事業)参照。

54	オーエスキー病ワクチン接種事業補助金	<p>事業実施主体である(社)宮城県家畜畜産物衛生指導協会において、当該事業についての事業収入があり、補助金に依存する割合があまり多くない(収入合計に対する補助金の割合は19%となっている)のであれば補助金を減額することも検討するべきであると考え。(P.90)</p>	<p>本病の病勢、発生時の経済的被害状況等を鑑みると県で支援せざるを得ない。</p> <p>なお、本事業の運営状況、他の補助事業活用が可能であること等勘案の上、平成17年度で本事業は廃止とした。</p>	<p>別途指摘済み。意見68. 自衛防疫強化総合対策事業(特定疾病自衛防疫推進事業)参照。</p>
55	オーエスキー病ワクチン接種事業補助金	<p>実績報告書が収入合計に支出合計を一致させる形式で作成されており、県は、事業実績報告書上、明らかに補助事業の目的にかなう支出のみを計上するように指導するべきであり、目的にかなう支出であるか否かにつき適正な審査を行い、補助目的に明らかに適合する支出のみを補助の対象とするように改めるべきである。(P.62)</p>	<p>平成14年度より「事務費等」の間接経費の把握のために経理を指導しており、今後は事業全体の経費を精査し、補助目的に適合する支出を対象とするように改めていくこととした。</p> <p>平成17年4月から、各ワクチン接種事業要綱を一本化し、補助対象経費の明確化(ワクチン購入経費及び技術料への補助)を図った。</p> <p>補助目的に適合する支出であるかどうかは、補助事業確認調査により確認している。</p> <p>なお、本事業の運営状況、他の補助事業の活用が可能であること等勘案の上、平成17年度で本事業は廃止とした。</p>	<p>措置状況を確認した。</p>

56	豚丹毒ワクチン接種事業補助金	<p>交付要綱上、具体的な経費の内訳が記載されておらず、「1頭当たり38円」とした根拠も不明である。補助金の金額については、対象とする経費を具体的に決定、交付要綱上明確にしておく必要があり、これを明確にした上で事業実績報告書において報告される対象経費毎の実支出額と交付した補助金との整合性を検証すべきである。(P.65)</p>	<p>対象経費を交付要綱上明確にした上で実績等から適正な評価を実施することとした。平成17年4月から、各ワクチン接種事業要綱を一本化し、補助対象経費の明確化(ワクチン購入経費及び技術料への補助)を図った。補助金と実支出額との整合性については、補助事業確認調査により確認している。なお、本事業の運営状況、自衛防疫の推進状況等勘案の上、平成17年度で本事業は廃止とした。</p>	<p>別途指摘済み。意見68. 自衛防疫強化総合対策事業(特定疾病自衛防疫推進事業)参照。</p>
57	豚丹毒ワクチン接種事業補助金	<p>事業実施主体である(社)宮城県家畜畜産物衛生指導協会において、当該事業についての収入があり、補助金に依存する割合はあまり多くない(収入合計に対する補助金の割合は23%となっている)のであれば補助金を減額することも検討するべきであると考え。(P.90)</p>	<p>本病は人畜共通伝染病であり、発生時の経済的被害、公衆衛生上の問題点を鑑みると県で支援せざるを得ない。なお、本事業の運営状況、自衛防疫の推進状況等勘案の上、平成17年度で本事業は廃止とした。</p>	<p>別途指摘済み。意見68. 自衛防疫強化総合対策事業(特定疾病自衛防疫推進事業)参照。</p>

58	豚丹毒ワクチン接種事業補助金	<p>県は実績報告書上、明らかに補助事業の目的にかなう支出のみを計上するよう指導すべきであり、収入額についても補助対象事業における全体収入額につき正しく報告を求めるべきである。また、県は事業全体の収入・支出及び収支差額についても正しく報告を行わしめ、当該事業の実態を正しく把握すべきである。(P.65)</p>	<p>平成 14 年度より「事務費等」の間接経費の把握のために経理を指導しており、今後は事業全体の経費を精査し、補助目的に適合する支出を対象とするように改めていくこととした。</p> <p>平成 17 年 4 月から、各ワクチン接種事業要綱を一本化し、補助対象経費の明確化(ワクチン購入経費及び技術料への補助)を図った。</p> <p>補助目的に適合する支出であるかどうかは、補助事業確認調査により確認している。</p> <p>なお、本事業の運営状況、自衛防疫推進状況等勘案の上、平成 17 年度で本事業は廃止とした。</p>	措置状況を確認した。
59	宮城県社会福祉協議会補助金	<p>会館事務室使用料の一部免除に係る補助金について、補助金の支出目的が 5 団体の家賃軽減にあるならば、本補助金本来の目的から乖離しているといわざるをえないことから、この補助金は県社会福祉協議会に対する補助金とはいえず、廃止について検討すべきである。(P.68)</p>	平成 15 年度限りで事業を廃止した。	補助金廃止済み。

60	宮城県 社会福 祉協議 会補助 金	生活福祉資金貸付事務推進事業について、県の実績確認調査は具体的な支出内容の確認は行っておらず、県社会福祉協議会においてもこの証憑確認作業は行われていない。県としては、各市町村社会福祉協議会からの実績報告に、支払いに関する証憑の写などの支出の事実を証拠だてる資料を添付させるように県社会福祉協議会を指導し、その結果を県が確認する態勢をとる必要がある。(P.69)	平成 13 年度実績報告の確認時に、証憑類等の確認作業の徹底を、県社会福祉協議会に対し指導した。それを受け、県社会福祉協議会の職員が、各市町村社会福祉協議会に出向き、直接証憑類等の確認作業を行い、その結果を、県が確認した。その後も県社会福祉協議会の職員が市町村社会福祉協議会に出向き、証憑類等の確認を行い、その結果を県が確認している。	措置状況を確認した。
61	宮城県 社会福 祉協議 会補助 金	地方社会福祉協議会福祉活動指導員設置事業について、最終支払を証拠だてる給与台帳、活動に係る証憑との照合、確認が行われていないことから、県としては、県社会福祉協議会において照合、確認を行うよう指導し、その結果を県が確認する態勢をとる必要がある。(P.70)	平成 16 年度限りで事業を廃止した。	当該事業に対する補助金廃止済み。
62	宮城県 社会福 祉協議 会補助 金	地方ボランティアサブセンター運営事業について、最終支払を証拠だてる給与台帳、活動に係る証憑との照合、確認が行われていないことから、県としては、県社会福祉協議会において照合、確認を行うよう指導し、その結果を県が確認する態勢をとる必要がある。(P.70)	平成 16 年度限りで事業を廃止した。	当該事業に対する補助金廃止済み。

63	宮城県 社会福 祉協議 会補助 金	生活相談所運営事業について、支払に係る証憑との照合、確認が行われていないことから、県としては、県社会福祉協議会において照合、確認を行うよう指導し、その結果を県が確認する態勢をとる必要がある。(P.70)	平成 15 年度限りで事業を廃止した。	当該事業に対する補助金廃止済み。
64	宮城県 社会福 祉協議 会補助 金	市町村ボランティアセンター活動事業の実績報告をみると、具体的内容が明瞭でないものが3ヶ所あり、実績報告書について一定の様式を定めて支出実績の詳細が明瞭に分かるようにすべきである。また、証憑確認作業は行われていないので、県としては、県社会福祉協議会において照合、確認を行うよう指導し、その結果を県が確認する態勢をとる必要がある。(P.71)	実績報告書は、国の報告様式に倣ったもので統一し、また、証憑類等の確認作業の徹底を、県社会福祉協議会に対し指導した。それを受け、県社会福祉協議会の職員が、各市町村社会福祉協議会に出向き、直接証憑類等の確認作業を行い、その結果を、県が確認した。なお、平成 17 年度限りで事業を廃止した。	市町村ボランティアセンター活動事業を補助対象外とした。
65	宮城県 社会福 祉協議 会補助 金	ふれあいのまちづくり事業の実績報告をみると、各事業の名称を付した支出金額の記載があるだけで、具体的内容が明瞭でないものが多い。また証憑確認作業は行われていないことから、事業実績の内容が明瞭に分かるように実績報告書の様式を定めるとともに、実態把握の方法を改善すべきである。(P.72)	地域福祉ネットワーク事業として組み替え、市町村が事業主体とした補助事業になっている。 事業実績の確認については、事業主体たる市町村から提出された実績報告書を主に確認を行い、必要があれば現地に赴き証憑類等の確認を行うこととしている。	措置状況を確認した。

66	宮城県 社会福 祉協議 会補助 金	南方町のふれあいのまちづくり事業の実績報告において、特別会計繰出金の記載があるが、繰出し先は生活相談所特別会計で、その内容は生活相談所運営経費となっており、実績報告書において、他会計繰出という間接的な表現方法は改める必要がある。一般会計への組み入れ、または実績報告書に明細添付するなど支出内容を明瞭に表示すべきである。(P.72)	南方町に対する補助は平成 15 年度で終了。 他の事業主体で同様のことがあった場合、繰り出し分について、実績報告書に繰り出し先の内訳を添付するよう指導している。	措置状況を確認した。
67	宮城県 社会福 祉協議 会補助 金	社会福祉大会費補助金について、会場費等を除く同大会開催に係る支出は直接県民に向けられたものとは言えない面をもつ。補助金算出基準を明確にすると同時に、補助金として支出すべき性格のものであるかについて見直しが必要である。(P.72)	平成 15 年度からは、県は共催団体として、補助金ではなく負担金を拠出している。また、大会の共通経費を関係団体で按分した額が負担金の積算根拠となっている。	補助金廃止済み。
68	宮城県 社会福 祉協議 会補助 金	平成 12 年度実績報告からみて、事業経費総額が 132、155 円と国の基準額を下回っている相談所が 1 ヶ所あり、明らかに県補助金の確定上返還を求めなければならないケースに該当するが、返還措置はとられていない。県社会福祉協議会で各生活相談所から事業実績の報告を受け、確認をする段階で返還措置を講じるべきであった。(P.73)	平成 15 年度限りで事業を廃止した。	当該事業に対する補助金廃止済み。

69	宮城県 社会福 祉協議 会補助 金	事業実施報告書から、生活相談所の利用状況は全般に低調であり、利用実態に応じて常設相談所の設置場所を見直し、各市町村社会福祉協議会のネットワークを活用した広域的な相談所の運営形態を従来の垣根を超えて検討すべきである。(P.74)	平成 15 年度限りで事業を廃止した。	当該事業に対する補助金廃止済み。
70	宮城県 社会福 祉協議 会補助 金	宮城県社会福祉協議会において、証憑突合による支出実績確認まで行っておらず、県としては県社会福祉協議会の調査確認作業が適切に行われ、実績報告の信頼性が十分なレベルにあることについての正確な把握と認識を持っていなければならない。そのため県は協議会に対して調査確認体制の整備を促し、確認作業の手法を指導して審査・確認体制の充実強化を図ることが必要である。(P.94)	平成 13 年度以降、毎年 4 月上旬に県社協職員が各市町村社協の補助実績を確認し、その証憑類の写しをとり、県に提出させている。4 月下旬には市町村社協の証憑写しをもとに県が県社協の実績を確認している。	措置状況を確認した。

71	高度技術振興事業運営費補助金	従来の仙台北部中核テクノポリス開発計画が発展的に進化した仙台北部高度技術産業集積活性化計画が策定され、従来の計画は、一応の目的を達成したと考えられる。従って、機構が行う4つの基金事業は、一応の目的を達成したものとして見直すべきであり、それに伴い、基金の管理運営費を補填する当該補助金も廃止を検討すべきであろう。(P.79)	平成 17 年 4 月に施行された「中小企業新事業活動促進法」に基づく本県における中核的支援機関として機構を認定しており、その要件である政令で定める支援事業の一部を行う上で、基金は引き続き必要である。 なお、新たな関連事業への財源として基金の一部取崩しについて国と協議を行ってきたが、国庫補助金により造成された基金を取崩しする場合は清算が条件との方針が出されたため、基金の取崩しを中止し、運用方法の見直しを図って利息収入を増やすとともに企業ニーズに合わせた支援策を行うこととしている。 平成 18 年度に県中小企業支援センター事業に統合	措置状況を確認した。
72	小規模事業経営支援事業費補助金	今後の方向として、小規模事業者の少ない商工会については合併を推進し、補助対象職員の削減を図ることを検討すべきであり、また、商工会の広域的なグループ化をはかり、この補助金の交付要綱等を改訂することにより、グループ単位の補助対象職員の配置を検討することも必要なものと考えられる。(P.81)	平成 17 年度末までに、20 エリア 51 商工会の合併が行われ、商工会数は 38 となり、また、補助対象職員数(事務局長を含む)はエリア単位の定数としたことにより、平成 13 年度当初の 420 名から 346 名までの 74 名を削減している。	措置状況を確認した。

73	宮城県 国際経済振興 事業補助金	現在の規模・活動内容を継続したまま、公的負担の基で今後もソウル事務所を維持することについては検討の余地があると考えられ、協会の会員となっている県内企業等のニーズを充分把握した上で、ニーズに乏しいと判断されるのであれば、本来の目的である「国際経済に関する情報の収集・提供」「県内企業の海外展開の支援」を発揮し得ないと判断して協会は解散し、ソウル事務所も廃止すべきであろう。(P.84)	平成 17 年 4 月、ソウル事務所を山形県と共同化し設置、事業の効率化を実現。以降、ソウル市内で共同観光説明会や、韓国から共同で観光マスコミ関係者の招請事業を実施し、誘客につながっている。平成 17 年 4 月、大連事務所を岩手県と共同で設置し、その後、大連商談会や観光説明会を共同で開催し、多くの成約があるなど成果を上げている。	県はニーズが高まっているとして、ソウル事務所を存続させている。現状においては、存続も止むを得ないとする。
74	農業生産総合 対策事業	仙台農業協同組合は、大豆乾燥調整・集出荷貯蔵施設の建設について、「系統施行」方式を採用しているが、県は、もっぱら系統施工によることなく、他の法式、他の工事会社等も含め、入札等により設計・施工管理をはじめとする工事の発注先を選定し、公正と認められる価格と相手先を決定するよう仙台農協を指導すべきであったものとする。(P.86)	系統施行は、農林水産省の通知で施行方法として認められており、優良な施設を整備するために必要であるとされている。しかしながら、他の方式との比較検討が十分に行われていない部分もあることから、今後は施行方式の決定を慎重に行うよう指導していくこととした。	平成 17 年度においては該当する建設事業はなかった。

75	畜産物 衛生環 境整備 円滑化 事業補 助金	家畜死体流通対策費は、畜産事業を行うにあたっての純然たる処理コストであり、当該コストは畜産農家自らが負担すべきもので、最終的には、消費価格に転化され畜産物を消費する一般消費者が負担すべき費用であることから、当該経費に対する補助は廃止を検討すべきである。(P.88)	「牛海綿状脳症対策特別措置法」に基づく24か月齢以上の死亡牛全頭検査のため、宮城県が本事業対象となる家畜死体保冷施設の一部改修し、BSE検査の検査材料採取場所を設置、平成15年4月から検査を開始した。併せて、平成14年12月27日付けで本事業交付要綱を新たに制定し、補助対象をBSE検査のために必要な施設等の整備、改善を行う経費とし、補助対象経費の明確化を図った。	措置状況を確認した。
76	漁業就 業者確 保育成 事業費 補助金	当該事業については、県の財政状況逼迫により更に当該事業に対する補助金の圧縮が続くようであれば、事業主体に対して、補助金の補てんによる事業運営より脱却し、自主運営に移行するよう促し、県としては当該補助金の廃止あるいは一時凍結を検討すべきであろう。(P.92)	当該事業について、将来的には自主運営化を視野に入れる必要があるが、近年の漁船漁業を取り巻く情勢の厳しさに照らして、漁船漁業の振興の観点から、県としても当面は当該補助金を継続して支援を図っていくこととした。なお、平成18年度より補助金を廃止し、自主運営化に移行した。	不措置ではあったが、補助金不正受給の問題があり、平成18年度をもって廃止された。結果 .その他 1.会計検査院 指摘事項(2)宮 城県漁業就業 者確保育成事 業参照。

77	沿岸漁業漁村振興構造改善事業費補助金	<p>当該事業は、零細な漁業共同組合への補助事業であり、既に漁業協同組合の合併・事業統合計画が策定され、合併後の漁協であれば、現状よりも経営強化は格段に進み、生産効率の向上を単独で行うことが充分可能になるものと想定される。そのような状況が可能になるということは、補助金の役割は達成されたものと考えられ、したがって、当該基本計画を極力前倒しで実施し、国、県、及び市町村の補助金負担の圧縮を図るべきであると考えられる。(P.92)</p>	<p>平成 17 年度末までに 3 自立漁協とする合併の推進に取り組んでいたが、漁業協同組合の合併計画が変更され平成 18 年度末までに県一漁協の設立に向け取り組んでいるところである。「合併及び事業経営計画書」では合併後の施設整備等に関する事項として地域の活性化や漁業生産に直結する広域的な共同利用施設の整備を計画している。県としても更なる経営強化を図るため合併漁協の整備計画との整合性を図りながら、新たに基本計画を策定し引き続き支援していくこととしている。</p>	<p>4 漁業協同組合を除き、県一漁業協同組合となった。</p>
----	--------------------	---	---	----------------------------------

78	宮城県 原子力 立地給 付金交 付事業 補助金	財団法人電源地域振興センターが資金の取扱者として係わりをもつ必要があるのかどうかにつき疑問とせざるを得ず、県が国から交付委託を受けた給付金を直接電力会社に対して配分依頼することに合理性があると判断される。県は原子力立地給付金交付事業に係わる上記のような制度の見直しを規則の改正も含めて早速にも国に建議すべきものと思われる。(P.96)	県の事務処理の効率性、経済性の観点から、現行の取扱いとする。国への建議については考えていない。 なお、国から財団法人・電力会社へ直接交付する方式については、平成15年度に交付金制度改正があり、当該交付金の交付対象が大幅に拡大され、地域振興のためのハード・ソフト事業など幅広い事業に交付金を活用する事も可能となった。 制度改正により県の裁量が増大することになったので、従前のおり県で一旦交付金を受け事業展開した方が得策であると考えます。	現状では不措置はやむを得ないとする。
----	--	---	---	--------------------